

令和6年（2024年）12月6日（金曜日）

第 3 号

令和6年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第3号

令和6年(2024年)12月6日(金曜日)

出席委員	交代委員
委員長	
久保秋雄太君	
副委員長	
小泉真志君	
今津寛史君	
前田一男君	
鈴木仁志君	
真下紀子君	丸山はるみ君
村田光成君	
太田憲之君	
白川祥二君	滝口信喜君
荒当聖吾君	
梶谷大志君	
三好雅君	
喜多龍一君	檜垣尚子君
出席委員外議員	
山崎真由美君	

出席説明員

経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	小田桐俊宏君
経済部食産業振興監	山田哲史君
経済部 ゼロカーボン推進監	田中仁君
経済部次長 兼経済企画局長	伊藤雅実君
観光局長	後藤知佳子君

ゼロカーボン推進局長	村松卓己君
地域経済局長	安彦秀徳君
産業振興局長 兼スタートアップ推進室長	安彦史朗君
資源エネルギー局長 兼風力担当局長	西岡孝一郎君
労働政策局長	鶴蒔徹君
誘客担当局長	金盛修君
観光事業担当局長	上野修司君
ゼロカーボン産業担当局長	川畑千君
G X 特区推進担当局長	横山諭君
新エネ・地域脱炭素担当局長	木村重成君
次世代半導体戦略室長	青山大介君
総務課長兼 経済政策担当課長	長島正己君
経済企画課長	菅野則彦君
食産業振興課長	工藤弘行君
食ブランド担当課長	藤井琢英君
観光振興課長	輿水昌明君
観光事業担当課長	秋元宏文君
観光地づくり担当課長	新田清文君
誘客推進担当課長	茶谷智子君
地球温暖化対策担当課長	山内優一君
ゼロカーボン産業課長	田村耕志君
G X 特区推進担当課長	樽井功英君

新エネルギー
担当課長 田村敏哉君
中小企業課長 浦田哲哉君
調整担当課長 川村朱美君
金融担当課長 佐々木浩司君
立地担当課長 大嶋正嗣君
苫東・石狩担当課長 浦崎真君
スタートアップ
推進室参事 矢野伸一君
次世代半導体
戦略室参事 眞鍋知広君
同 米地篤君
エネルギー政策
担当課長 工藤和浩君

教育長 中島俊明君
教育部長
兼教育職員監 菅原裕之君
学校教育監 山本純史君
総務政策局長 伊賀治康君
生涯学習推進局長 山崎義一君
学校教育局長 伊藤伸一君
高校配置・制度
担当局長 岸本亮君
指導担当局長 山城宏一君
特別支援教育
担当局長 針ヶ谷一義君

生徒指導・学校安全
担当局長 齊藤順二君
ICT教育推進局長 山口利之君
教職員局長 谷垣朗君
総務課長 岡内誠君
施設課長 角谷浩司君
教育政策課長 出分日向子君
高校教育課長
兼ICT教育推進
担当課長 高田安利君
(高校教育)
教職員育成課長 松橋朗君
生徒指導・学校安全
課長 森田靖史君
ICT教育推進課長 北川慎太郎君
教職員課長 立花博史君
働き方改革担当課長 内山史彦君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 阿部厚次君
議事課主査 土屋保真君
同 石堂知基君
同 福井宏次君
同 中村公彦君
同 馬場貴史君
同 澤田真一君

午前10時1分開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔土屋主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、丸山はるみ議員の委員辞任を許可し、真下紀子議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

鈴木仁志 委員

荒 当 聖 吾 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 それでは、議案第1号、第2号、第32号、第34号及び第35号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 おはようございます。

それでは、私から、通告に従い、順次質問させていただきます。

まずは、宿泊税についてでございます。

道は、2019年から定率制で宿泊税を導入した倶知安町から理解が得られず、さきの定例会で道が約束した条件を守れないといった状況の中で、今定例会に北海道宿泊税条例案の提案を行いました。そこで、こういった点を踏まえて、以下、道が導入を目指す宿泊税に関し、順次伺ってまいります。

まず、2020年2月に取りまとめた有識者懇談会では、道の宿泊税を一律100円とし、地域の様々な課題に対応する市町村に、納税者の負担の能力に応じた税額を委ねることが望ましいとの意見が示されたところであります。

ところが、昨年9月の第2回懇談会で示された道の資料では、第1回懇談会で示していた100円定額制というものを覆し、負担能力も考慮するとして、段階的定額制が提示されたところであります。

倶知安町からは、懇談会での議論が継続中であった今年2月に、町長、議長、観光協会長の連名で道に要望書が提出されているところであります。この中では、納税者や宿泊事業者に分かりやすい仕組みとすることや、徴税や申告事務負担を極力少なくし、宿泊事業者の理解をしっかりと得てから条例提案等を進めることを求めています。

こうした要望を踏まえて、道はどのように対応し、倶知安町の宿泊事業者の方々などからの理解は得られたのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 倶知安町等からの要望への対応についてでございますが、道では、本年2月にいただいた倶知安町、倶知安町議会、倶知安観光協会の3者による要望書を踏まえ、宿泊事業者の方々との意見交換会や個別の意見交換も実施してきておまして、加えて、町と共に、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か検討を進めてきたところでございますが、道の段階的定額制を前提としますと、他の地域との公平性の確保に加え、税率の特例としての不均一課税の適用につきましても制度設計上の課題を解消することができず、御要望に応

【第2分科会 12月6日 第3号】

える税制度の構築ができなかったところでございます。

一方、これまで5年にわたり宿泊税を運用してきた町としては、完全な定率制導入への思いは強く、御納得はいただけなかったものの、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有したところであります。

現在、町との対話を重ねながら、どのような措置が適切か、倶知安町の御要望や地域の実態を丁寧にお伺いしているところであります。徹底した負担軽減に向けた検討に取り組み、事業者の方々に御理解いただけるよう努めてまいります。

○太田憲之委員 先ほど紹介した今年の2月の要望書ばかりではなく、今定例会開会直前の11月25日に、倶知安町、町議会、観光協会、商工会議所の4者連名で我が会派に緊急要望があったところであります。

倶知安町などによれば、道は、既に定率制で宿泊税を導入している倶知安町との協議で、課題解決に対し全く同じ方向を向いていないにもかかわらず、段階的定額制による宿泊税の条例案提案を表明したとされております。

道は、これまで、倶知安町と協議を進めてきたとのことですが、道と倶知安町は、それぞれどのような考え方を主張し、どのような点で合意が得られていないのか、一致しない点を明確に御答弁いただければと思います。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 道と倶知安町の協議内容についてでございますが、倶知安町では、事業者負担の軽減の観点から、町内の道税の導入は定率制以外にないという考えを持っておりまして、道では、町と共に、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か検討を進めてきたところであります。道の段階的定額制を前提としますと、他の地域との公平性の確保に加え、税率の特例としての不均一課税の適用につきましても制度設計上の課題を解消することができず、御要望に応える税制度の構築ができなかったところでございます。

このため、道では、徴収事務の簡素化や事業者の方々のシステム改修支援などによる負担軽減策の検討を深める必要があるとの考えであります。倶知安町では、定率制による道税の導入をなお求めておりまして、この点は一致が見られていないところでございます。

○太田憲之委員 知事は、今定例会における代表格の一般質問に対する御答弁の中で、倶知安町が、完全定率制導入に思い入れが強く、納得を得られなかったものの、道の地方税法の解釈に照らすとやむを得ない旨、御答弁され、あたかも倶知安町が法的に実現困難な主張をしているように受け取れる答弁でありましたが、視点を変えれば、むしろ、北海道のほうが、2019年から宿泊税を課税している倶知安町に過大な負担の受入れを求めているようにも見えてなりません。

道は、倶知安町と共に総務省に赴いて相談したとのことですが、道と倶知安町とで同じ説明を総務省から受けていながら、倶知安町が、法制度上、実現困難との説明に納得を得られていないというのはどうなのかと感ずるところであります。

総務省には具体的にどのような前提で相談し、どのような回答を得たのでしょうか、その点に

ついてお聞かせ願います。

○秋元観光事業担当課長 総務省との打合せ結果についてでございますが、道では、これまで、倶知安町と共に、町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か検討を重ねてまいりましたが、道の段階的定額制を前提としますと、制度設計上の課題を解消することができなかつたことから、本年10月、税制度面での打開策を求め、町と共に総務省に相談をしたところでございます。

総務省への相談に当たり、道からは、道の段階的定額制を前提に、不均一課税について検討した結果、町が求める完全な定率制にはならないことを説明した上で、税制度の在り方として、なお打開策がない場合には、町における宿泊事業者の負担軽減策としまして、徴収事務の簡素化やシステム改修支援等に関し、町と協議を深め、具体化していきたい旨、説明をいたしました。

道の説明に対し、総務省からは、課税自主権が最も重要な要素、総務省は打開策を申す立場ではない、道税は道知事、道議会が判断するもの、特定エリアにおいてのみ定率制とする制度は難しいということは理解する、引き続き倶知安町と道とで協議を進めてほしいといった回答をいただいたところでございます。

○太田憲之委員 ただいま総務省の回答等について確認しましたが、代表格の一般質問でも答弁がありました、課税自主権が最も重要な要素、そして、道税は道知事、道議会が判断するものということであります。最後の点も重要と考えておりまして、引き続き倶知安町と道とで協議を進めてほしいとしっかりと回答をいただいているところでありますので、この点についても重いものではないかと考えるところであります。

次の質問に移ります。

知事は、検討状況について総務省に報告している旨、御答弁されておりますが、その際に、国から合意に向けた助言や示唆などはなかったのでしょうか。もしあったとすれば、その内容についてお聞かせ願います。

○秋元観光事業担当課長 同意に向けた国からの助言などについてでございますが、総務省からは、課税自主権が最も重要な要素であり、道税は道知事、道議会が判断するものといった回答をいただいております、加えて、道としての負担軽減策に関する説明も踏まえた上で、同じ方向を向いた上で議論が必要との助言もいただいたところでございます。

○太田憲之委員 繰り返しになりますが、総務省からそのような助言などをいただいた一方で、同じ方向を向いた上での議論が必要ということでありまして、今後も継続してしっかりと議論し、協議を進めてほしいということであると思っておりますので、その点もしっかりと受け止めていただければなと思うところであります。

次に移ります。

先月25日に我が会派に行われた緊急要望の中で、宿泊事業者の方々の深刻な懸念点を伺ったところであります。

御存じのように、ニセコ・倶知安地区は、国際的なウインターリゾートとして知名度が急速に

【第2分科会 12月6日 第3号】

高まっており、予約や宿泊料金の支払いなどにつきましても国際的に広く利用されているシステムで行っているとのこと。こうしたグローバルな観光市場では定率制が一般的となっており、このようなシステムに道の段階的定額制を追加し、一体として運用していくことは極めて困難である旨、伺ったところであります。

道による段階的定額制が導入された場合、倶知安エリアの宿泊事業者がインターネットプラットフォーム上から排除され、事業者にとって致命的な打撃になりかねないとも伺っているところでございます。

このような事業者の方々の切実な訴えを、道はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか、お聞かせ願います。

○秋元観光事業担当課長 倶知安町の事業者の要請に関する受け止めについてでございますが、倶知安町の事業者の御意向として、町の定率制と道の段階的定額制という二つの税制が混在することにより見込まれる懸念事項についてお示しされているものと承知してございます。

道といたしましては、段階的定額制を倶知安町内に導入することにより見込まれる懸念事項や課題について、事業者の方々から具体的な内容をお伺いし、倶知安町の実態に即した負担軽減策を検討することが重要と考えておりまして、東京都やニセコ町など、外国資本の事業者が立地している国内の先行導入自治体における事例なども踏まえながら、国際的に活用されているシステムの運用に問題が生じるおそれがあるなどといった御懸念の払拭に向け、取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

東京都やニセコ町の先進事例ということでありましたが、聞くところによると、この二つの税率が混在することとなったら、それは、先進事例がなく、ある意味、北海道が唯一の先進地となるところでありますので、そういった面で不安を抱く事業者さん等々もあるかと思うところでございます。

このシステムについてですけれども、一つに限らず、様々なシステムがありまして、まず、外国でつくられたもの、日本でつくったもの等々でプラットフォームの中身も違うし、いかなるものでも対応できるもの、税率が二つでも対応できるものもあれば、対応できないものもあるといった事情も伺っているところでございますので、実際にやる場合には、事業者さんに御迷惑、御負担がかからないような制度設計について早急に調査し、対応策を考えていただくようお願いするところでございます。

次に移ります。

知事は、今定例会の答弁の中で、倶知安町との合意が得られなくても、なおこの条例案を提案した理由として、世界が評価する観光立国・北海道の実現も理由の一つとして挙げられております。

しかし、世界が評価する観光立国・北海道とは、具体的にどのようなことを実現することなのでしょう。そのために、なぜこの宿泊税が必要なのか、この宿泊税財源をどういった事業に充

てていくのかといった、世界が評価する観光立国・北海道の実現に関する具体的な説明について、我が会派の同僚議員がこれまで繰り返し委員会などでただしてまいったところでございますが、納得できるような内容の説明がなかったところでございます。

改めてお伺いいたしますが、この宿泊税導入によって、世界が評価する観光立国・北海道をどのように実現していく考えなのか、お聞かせ願います。

○上野観光事業担当局長 観光立国・北海道の実現についてであります。本道経済の持続的な発展を図るためには、食や1次産業など関連産業の裾野が広い本道観光の特色を踏まえ、交流人口の増加によるにぎわいの創出や地域における消費拡大といった、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する観光立国・北海道の実現を北海道全体として目指すことが重要であると考えております。

そのためには、道外の他の地域に後れを取ることなく、宿泊税を導入し、安定的な財源の下、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。

具体的な施策の検討に当たりましては、納税者である宿泊者の皆様の御意向を把握した上で、市町村や事業者の方々などと継続的に意見交換を行うこととしておりまして、地域により近い振興局との連携の下、地域の課題や実態に即した施策の展開となるよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

後段では、具体的な施策の検討とありましたが、例えば、基金の積立て等についてどうするかとか用途についてとか、いろいろな施策の検討がまだまだこれから控えているところでもございます。しっかりとその点も踏まえた上で、今後の対応をしていくことをお願いするところがございます。

次に移ります。

知事は、先日、記者会見の中で、負担軽減を徹底してやっていく旨の御発言をされております。倶知安町の事業者だけが過大な負担を強いられることがあってはならず、ほかの自治体における事業者の方々と同程度の負担で済むようにしなければならないと考えます。

知事は、徹底的にとおっしゃられましたが、具体的にどのような負担軽減措置を実施する考えなのか、お聞かせ願います。

○秋元観光事業担当課長 負担軽減策についてでございますが、倶知安町は、既に定率制により宿泊税を導入しており、道と異なる課税標準による税額の計算が必要となるなど、他地域と比べても事業者の事務作業はより複雑になるといった特別な事情を踏まえまして、徴収事務の簡素化や宿泊事業者のシステム改修等に対する支援に取り組むことが必要と考えております。

こうした考えの下、道といたしましては、段階的定額制を倶知安町内に導入することによる懸念事項や課題について、事業者の方々から具体的な内容もお伺いしながら、一つ一つ丁寧に検証し、町の特別な事情を踏まえた対処法を検討するなど、負担軽減に向け取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたが、特別な事情を踏まえたということでありました。実際に倶知安町だけがほかと違う負担をするということは、ほかの地域と比べて特殊な事

【第2分科会 12月6日 第3号】

情でありますので、公平性というところでは、ここでは倶知安町だけが特別と言っても、特別の意味を履き違えないようにしっかりと対応していただくことを指摘させていただきます。

次に移ります。

また、総務省が公表しています法定外税に関する資料では、総務大臣が法定外税導入に同意しないケースの一つとして、住民の負担が著しく過重となる場合を挙げております。

倶知安町で特別徴収義務を課されることになる事業者の方々も地域の住民であるということを考えれば、事業者負担が著しく過重となり、不同意となる可能性はあるのではないかと考えますが、この点について総務省はどのような見解を示されているのでしょうか、お伺いいたします。

○秋元観光事業担当課長 特別徴収義務者の事務負担についてでございますが、これまでの総務省との協議においても、地方税における特別徴収制度については、特別徴収義務者の特殊な立場に鑑みて、その徴収の義務を課されたものであるとの趣旨を説明されているところでございます。

なお、総務省の同意に係る処理基準の「住民」とは、納税者を意味しており、特別徴収義務者である宿泊事業者は含まない旨、総務省から見解が示されているところでございます。

○太田憲之委員 この点については分かりました。

それでは、次に、提案時期の関係について、数点伺いたいと思います。

知事からも、我が会派の代表格一般質問の中で、国の同意の見通しについて問われた際に、明確な答弁がありませんでした。条例提案までに倶知安町と合意できる考えを示すと第3回定例会で答弁したその条件をクリアしないまま、今定例会で条例提案をされたところであります。

本来であれば、丁寧に時間をかけて、しっかりと合意形成できた後に提案する形を目指す必要があったのではないかと考えますが、道は、なぜこの条例提案を急いだのか、改めて見解をお聞かせ願います。

○上野観光事業担当局長 条例案の提案時期についてでございますが、東京都をはじめとする宿泊税導入自治体におきましては、国内外の宿泊客から宿泊税を徴収し、魅力ある観光地づくりなどに積極的に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、本道経済の持続的な発展を図るためには、交流人口の増加によるにぎわいの創出や地域における消費拡大といった、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する観光立国・北海道の実現を目指すことが重要であると認識しております。

このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく宿泊税を導入し、安定的な財源の下、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。

また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところでありまして、道が先送りすることになれば、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念されるところでございます。

道では、これまで、倶知安町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か、町と共に検討を重ね、結果的に町の御要望に定める税制度の構築ができなかったところがございますが、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでもあります。

こうした検討経過も踏まえ、倶知安町とは、負担軽減に向けた検討を徹底して進めていくことを前提に、今回、条例提案をさせていただいたものでございます。

○太田憲之委員 また、先日の我が会派の代表格一般質問で、知事は、導入を検討する約20市町村との円滑な制度開始を提案の理由として挙げられておりますが、道と同時でなければ宿泊税を導入できないといった法的根拠は特になく、実際、道に先行する形で宿泊税を導入している団体も出ております。

新税を検討している市町村が約20団体あることが、道の宿泊税条例案の提案を急ぐ根拠には必ずしもならないのではないかと考えますが、なぜ、この約20団体と同時に進めていかなければならないと考えるのか、道の見解をお聞かせ願います。

○上野観光事業担当局長 条例案の提案についてでございますが、道では、地域説明会などにおきまして、宿泊事業者の方々から新たな事務負担への懸念が多く示されたことなどを踏まえまして、宿泊事業者の方々の予約会計システムの改修等に対する支援を検討する旨、御説明をしてきたところではありますが、システム改修など、事業者側の負担軽減のため、道と市町村の導入時期は合わせてほしいといった御意見を多くいただいたところでございます。

また、こうした御意見を踏まえ、導入予定時期につきましても、市町村と協議を行いまして、様々御意見があった中で、協議を重ねた結果といたしまして、共通の目標として、早ければ令和8年4月からの導入を目指し、準備を進めてきたところでございます。

また、徴収開始時期を関係市町村と合わせることによりまして、道と関係市町村によります効果的な周知、広報が可能になりますほか、納税者の皆様にとっての分かりやすさや、宿泊事業者の方々の説明のしやすさにもつながるものと考えております。

道といたしましては、こうした御意見や考え方も踏まえまして、同様に宿泊税の検討を進めている市町村とは、これまで、徴収事務の簡素化や、宿泊事業者の方々を対象とするシステム改修に伴う支援などのほか、宿泊税導入に伴う周知、広報の連携や役割分担について情報共有し、その在り方について協議を進めているところでありまして、他の自治体の導入日程に影響が出ないよう取り組むことは重要であると考えております。

○太田憲之委員 知事は、先日の御答弁の中で、課題解決に向け、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を真摯に検討し、こうした取組を通じて道議会などの理解が得られるよう説明と取組を尽くす旨の考えを示しております。

今定例会の会期末は12日であり、時間は限られております。結論が得られるのはいつ頃になるのか、今会期末までに倶知安町や道議会の理解が得られる解決策を示すことができるのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部観光振興監小田桐俊宏君。

○小田桐経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、道では、道内各地域において様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、有識者懇談会や各地域での市町村や事業者の方々への地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートなど、様々な御意見を踏まえ、現在の条例案に至ったものと考えており、本定例会において宿泊税条例案を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、こうした様々な思いが込められた宿泊税を皆様の御協力の下で実現につなげていかなければならないと考えております。

導入に向け、倶知安町との負担軽減に向けた対話を重ねているところでございまして、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を検討し、倶知安町との協議に関し、道議会の皆様の御理解も得られるよう全力で取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま、るる御答弁いただきました。

そんな中で、1点、確認なのですけれども、局長または観光振興監からの御答弁の中でも、倶知安町の負担軽減に向けたという言葉がたくさんいただいたところでございますが、決してこの問題は負担軽減のみではないと思っているところでございます。

倶知安町との協議に向けては、負担軽減のみならず、いろんな懸念点とか課題等がありますので、その解決に向けて協議を続けていくという認識でよろしいのか。後段で、様々な手法で解決策を検討とありましたが、これは、負担軽減策のためだけではなく、そういった全体を含めて協議を継続していくという認識でよかったですのでしょうか、確認させていただきたいと思います。

○小田桐経済部観光振興監 今後の倶知安町との協議の内容についてでございますが、今御指摘をいただきましたとおり、私どもは、負担軽減に関する対話はもちろん継続させていただいておりますが、この税制度全体におきましては、様々な論点がございますので、負担軽減に向けた対話はもとより、この税制度全体の包括的な議論は引き続き丁寧に進めさせていただこうと思っております。

○太田憲之委員 御答弁、ありがとうございます。

このたび提案がありました宿泊税に関しては、依然として解決のめどが立たない課題等が残っているところでございます。今後の対応については、知事に改めて伺う必要があると考えますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

G X金融・資産運用特区についてであります。

道と札幌市が共同で提案したG X金融・資産運用特区が、本年6月に、国から、北海道・札幌市を対象地域として決定され、あわせて、国家戦略特区にも北海道が示されたところでありませぬ。地域共生を前提として、特区指定の効果を全道域に波及させるためには、スピード感を持った取組が必要と考えます。

以下、このG X金融・資産運用特区に関する取組のうち、特に国家戦略特区の推進について伺

ってまいります。

G X金融・資産運用特区は、道が全道域でのG X産業の集積に関する取組を主導し、主に札幌市が金融機能の強化、集積に関する取組を進めることとして、金融庁に共同で提案したものと伺っております。

金融・資産運用特区だけでなく、内閣府が所管する国家戦略特区にも北海道は対象地域となっておりますが、この二つの特区の関係性について、まずお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 G X特区推進担当課長樽井功英君。

○樽井G X特区推進担当課長 金融・資産運用特区と国家戦略特区の関係についてであります。金融・資産運用特区は、特定の地域において、国内外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、成長分野へ十分な資金が供給される環境の実現を目指すもので、概念上の特区とされています。

また、この金融・資産運用特区は、個別の法的根拠や制度的枠組みを有するものではありませんが、国の支援と地域における主体的な取組を一体的に推進するものであり、国の取組のうち、規制改革に関するものについては国家戦略特区制度を活用するものとされています。

道では、札幌市と共同でG Xを生かした提案を国に提出し、金融・資産運用特区として北海道・札幌市が決定され、あわせて、提案の実現に必要な規制改革事項に関し、国家戦略特区として北海道全域が新たに指定されました。

○太田憲之委員 この金融・資産運用特区は、国の取組と地域の主体的な取組で構成されることとあり、6月の特区指定から半年ほどが経過する中で、地域の主体的な取組に関しては、道は、今定例会にG X産業の集積に向けた税制優遇の条例案を提案され、札幌市でも同様に検討を行うなど、検討が進められてきました。

一方で、国の取組については、関係省庁において検討が続けられていると考えますが、具体的に進展を見た事項はあるのでしょうか、お伺いたします。

○樽井G X特区推進担当課長 国の検討状況についてであります。国に提案した事項は、特区の指定後も継続して関係省庁において検討が進められており、複数の省庁間の調整が必要となるなど、国における検討に時間を要するものを除き、本年度中に一定の結論を得ることとされています。

この中で、これまで、データセンターなどが総務省所管の補助金等を活用して取得した財産の処分に関し、効用を増加させる場合など、具体的な承認の許容例の明確化や、債務保証等の金融支援を担う脱炭素成長型経済構造移行推進機構、通称・G X推進機構の一部機能の札幌移転について実現したところです。

また、先月には、G X関連業務を行う会社に対する銀行の出資規制の緩和について内閣府令が制定され、道内での適用が提案内容に沿って認められたところです。

この内閣府令では、特区内に本店が所在する銀行が対象であり、道内では、北洋銀行と北海道銀行の2行が該当いたします。

○太田憲之委員 このGX事業の推進や金融機能の集積に向けて、今御答弁のあった特区の取組について速やかに実施されることが重要であると考えます。

これらの実現にはどのような手続が必要なのでしょうか、お伺いいたします。

○樽井GX特区推進担当課長 特区における規制の特例についてであります。規制の特例を活用する事業については、特区の区域ごとに開催される国家戦略特別区域会議において実施する事業内容を定める区域計画を作成し、内閣総理大臣による認定後に実施が可能となります。

また、区域会議の開催前に、規制の特例を活用して事業を実施する事業者を公募し、応募した事業者は、区域会議に、特区の担当大臣と関係地方公共団体の長と共に構成員として参加することになります。

道としては、規制の特例の活用に向けて、今後開催される区域会議において必要な事項を区域計画に定め、札幌市と連携して取組を進めてまいります。

○太田憲之委員 今後、様々な規制緩和の実現が進み、地域独自の取組と相まって、事業の実施環境が整備されていくことが期待されるところであります。これらの取組を本道の地域産業・経済の振興に結びつけていくことが必要不可欠ではないかと考えます。

道は、今後、国家戦略特区を活用したGXの推進にどのように取り組んでいくのか、御所見をお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 国家戦略特区に係る対応についてでございますが、地域との共生を前提に、本道のポテンシャルを生かし、全道域でのGX産業の振興を図っていくため、今般、道議会に提案させていただいた道税の税制優遇措置や、見直しの検討を行っている企業立地助成制度を活用することはもとより、国家戦略特別区域会議において作成する区域計画等を通じ、道と札幌市が提案した事項を実現していくことが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、引き続き、札幌市と連携しながら、国に対し、提案事項の積極的な検討を求めていくとともに、国家戦略特区の一層の活用に向け、事業者等からのヒアリングなどを通じ、新たな規制改革のニーズの把握や掘り起こしを進め、全道域における再エネ供給拠点と再エネ活用拠点の実現に向けまして取組を進めてまいります。

○太田憲之委員 様々な可能性、ポテンシャルを秘めている本道において、戦略特区ということで指定されて、期待する声も多くある中で、また、地域間競争というものもありますので、できるだけ速やかに、スピーディーな対応が必要であると考えます。道としても、今後、そのような速やかな対応を引き続き続けていくことをお願いし、次の質問に移ります。

それでは、GX関連産業の税制優遇についてお聞きします。

本定例会に提案されている、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例案によるGX関連産業税制優遇について、数点伺ってまいります。

この税制優遇の対象となる特定事業を実施しようとする事業者、つまり特定事業者は、あらかじめ特定事業計画の認定を受けることとなっております。

そこです、この認定事業等について伺ってまいります。

この条例案では、特定事業者が事業計画の認定を受ける必要があることとなっており、その事業は、脱炭素成長型経済構造移行産業及び金融機能の集積並びに当該脱炭素成長型経済構造移行産業の供給網の構築を図り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資するものとなっており、規則で定める要件に該当することが求められております。

規則では、具体的にどのような要件を定めるのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長　ゼロカーボン産業課長田村耕志君。

○田村ゼロカーボン産業課長　計画の認定要件についてでございますが、施行規則では、いわゆるGXに資する事業であることの要件といたしまして、例えば、対象事業について、北海道の持つ再エネの潜在力を有効に活用でき、GXに関連する投資を本道に呼び込むことに資するものとするほか、対象事業者につきましては、計画の認定日以後、道内に新たに特定事業の用に供する事務所等を設置して特定事業を開始する予定である者などを、対象施設等につきましては、計画の認定日以後に設置または取得されるものであることを、また、償却資産は、既存または新設する事務所等と同一の市町村の区域内に設置されることなどを要件として設置することを検討しております。

○太田憲之委員　この条例案では、地域における自然環境及び生活環境との調和が図られ、円滑かつ確実に実施されると見込まれることを特定事業計画認定の際の要件としておりますが、規則への委任を行っておりません。

このような抽象的な表現では、何をもちて調和が図られ、円滑な事業が見込めると判断されるのか、事業者の方々には理解できないのではないかと懸念するところもあります。

非常に重要なこの事業認定要件の具体的な要件については、改めて規則で定めるべきではないかと考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長　ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長　地域における自然環境等についてでございますが、道といたしましては、本道におけるGX産業の集積が、地域環境に対する適切な配慮と地域住民の方々の御理解の下で進められることが重要であると認識をしております。

このため、道では、事業者が特定事業計画の認定を受けようとする場合は、地域との合意形成に関する事項や、自然環境と生活環境との調和に関する事項について、計画に明記することを規則で定めることを検討しております。

具体的には、再エネ特措法等に基づく地域説明会はもとより、施設の適切な維持管理や事業報告会の開催、さらには、雇用や地元調達など、事業者が各地域の実情に応じて、地域との共生を図るために実施する取組をあらかじめ把握し、その内容について関係市町村から御意見を伺うことを検討しております。

○太田憲之委員　次の項目ですが、常時雇用する従業員数も特定事業計画認定の要件となるところであります、具体的にどのような要件を規則で定めることとしているのか、お伺い

たします。

○**田村ゼロカーボン産業課長** 雇用要件についてでございますが、このたびのGXに関する税制優遇を活用し、新たにGX産業等が立地した地域におきまして良質な雇用創出が図られるよう雇用に関する要件を設定したいと考えており、今後、地域における人手不足の現状に加え、道や札幌市の立地補助金、さらには他県の状況も参考にしながら、要件として適切な雇用人数や形態について検討し、規則に規定してまいります。

○**太田憲之委員** 次に、公害防止についてお聞きしますが、公害防止のための適切な措置を講じることを特定事業計画認定の要件としておられますが、非常に抽象的な表現であり、何が公害で、適切な措置がどのようなものであるのか、この条項から判読することはなかなか難しいのではないかと考えます。

規則で詳細を定めるべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○**田村ゼロカーボン産業課長** 公害の防止についてでございますが、道といたしましては、本道におけるGX産業の集積に当たっては、これまでの企業誘致と同様に、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの関係法令や北海道公害防止条例に基づき、道民の健康の保護と生活環境の保全を前提とし、取組が進められることが必要と認識してございます。

このため、規則では、例えば、関係法令や北海道公害防止条例に基づき必要とされる届出がなされていることや、関係法令に基づき改善命令を受けて、それに従わなかった事実のないことを確認するなど、公害防止に関する具体的な事項を規定してまいります。

○**太田憲之委員** それでは、この条例案の第6条では、認定特定事業者の報告義務が課されておりますが、報告先は知事だけとなっております。

道税の優遇制度に則した報告制度と考えますが、道がGX関連産業の道内誘致を進める際に、地域との共生や自然環境、生活環境との調和を重視するのであれば、地域社会の構成員として地域に溶け込んでいただくことも重要なことと考えます。

そのためには、毎年、地域の方々にも報告する場を設けることを条例で義務づける必要があると考えます。この点についての道の見解をお伺いいたします。

○**川畑ゼロカーボン産業担当局長** 認定特定事業の報告等についてでございますが、条例案では、GXに関する道税の税制優遇を受けようとする全ての事業者から、毎事業年度終了後、事業報告を求めることとしておりまして、環境配慮への取組なども含め、計画に基づき、適切に事業が実施されたことを確認した上で課税免除の適否を判断することとしております。

また、事業者には作成を求める特定事業計画申請書には、地域との合意形成に関する事項を設け、地域の理解を得るための取組を確認いたしますとともに、その内容につきまして、関係市町村から御意見を伺うことを検討しており、事業報告会の開催も含め、地域の御意向に沿った事業計画となるよう事業者に求める考えでございます。

○**太田憲之委員** ただいま御説明いただきましたが、その旨、しっかりと実行していただくようお願いをいたします。

それでは、ここまで認定特定事業計画などについて伺ってまいりましたが、条例案第6条では、認定革新的特定事業者という概念も登場します。

この認定革新的特定事業者は、一般の特定事業者とどのような点で異なり、どのような事情で、どのように優遇策に差を設けることとしているのでしょうか。具体的な優遇内容も含めてお伺いをいたします。

○田村ゼロカーボン産業課長 認定革新的特定事業者についてでございますが、先進的な技術やアイデア等を基に短期間で事業化を目指す企業、いわゆるスタートアップにつきまして、国は、GX実現に向けた基本方針等において研究開発を支援することとしており、道といたしましても、特区提案に当たり、地元の主体的な取組の一つとして、その創出、育成強化を掲げたところでございます。

こうした位置づけなどを踏まえ、本条例案におきましては、スタートアップを革新的特定事業者と規定し、一般的な創業による特定事業の場合、法人設立前の申請を求めるところ、革新的特定事業者として認められる場合は、特例といたしまして設立から5年以内の申請を認めることとしております。

なお、この特例措置を適用する場合の優遇期間につきましては、革新的特定事業者としてその計画が認定された日から法人設立後10年が経過する日までとし、一般的な創業の際に適用される、法人設立の日から10年間という期間を超えないこととすることを検討しております。

○太田憲之委員 それでは、このたびの税制優遇によって、今後どの程度の税収が減収となる見込みなのでしょうか、お聞かせ願います。

○田村ゼロカーボン産業課長 税収への影響についてでございますが、GX産業は、事業の予見可能性が低く、分野により技術や市場などの成熟度が大きく異なることから、現時点におきまして、本道に新たに立地するGXや金融関連企業のほか、GX産業等に新たに参入する道内企業の数や規模を見通すことが難しく、税収への影響を試算することは困難と考えております。

○太田憲之委員 試算は難しいという御答弁でありましたが、GX関連事業にこの税制優遇を導入することによって目先の税収が減収したとしても、地域経済や本道経済全体の活性化などを通じて道税収入が増加し、税制優遇の減収を上回る効果が見込まれるのであれば、この新たな税制優遇を導入する意義はあると考えます。

道は、このたびの税制優遇や国の規制緩和等によって、総体として道税収入がどのように増収となると考えているのか、お伺いいたします。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 道税収入についてでございますが、本税制優遇により、新たに道外からGX関連企業が立地したり、道内企業がGX関連分野に参入する場合、直接的には、優遇期間の終了後、立地企業や事業が拡大した道内企業からの法人事業税等の税収が見込まれるものでございます。

さらに、当該立地企業等との取引拡大による地元企業の売上増加に加え、地元雇用あるいは道外人材の就業とそれに伴う地元での消費拡大といった波及効果も期待され、具体的な試算は困難

【第2分科会 12月6日 第3号】

でありますものの、幅広い税収効果が見込まれるものであり、新たなGX関連事業が地域で継続的に展開されることにより、将来的には減収分を上回る税収が得られるものと期待をしているところでございます。

○太田憲之委員 このたび提案がありましたGX関連産業振興に関する税制優遇について伺ってまいりましたが、重要な認定要件等が抽象的なままであったり、規則に委ねるものが多かったりしているなど、具体的な制度内容が非常に分かりにくくなっていると感じます。

道は、こうした内容を早急に明らかにすべきではないかと考えます。この点について、今後どのように対応していく考えなのか、道の見解をお伺いいたします。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 GXに関する道税の税制優遇についてでございますが、道では、これまで、道議会での御議論はもとより、幅広い分野の専門家の方々からの様々な御意見を踏まえながら税制優遇の検討を進め、今般、条例案として本定例会に提案をさせていただきました。

道といたしましては、本条例案の目的でお示した、地域における自然環境や生活環境との調和の下、本道の立地優位性が確保できる制度となるよう、対象事業や事業計画の記載事項、雇用人数など、認定に必要となる各種要件や手続などを整理し、早急に施行規則やガイドラインを定めるとともに、来年4月1日からの制度導入に向けまして、関係部局と連携をしながら、事業者の方々や市町村の皆様へ丁寧に説明するなど、制度の周知に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 この点についていろいろ御答弁いただいたところでありますが、地域における自然環境や生活環境との調和といった地域共生の考え方を踏まえたGX投資としていくことが何より重要であると考えます。そのことに関して、改めて知事の考え方を伺いたいので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

道では、産業振興条例に基づく助成制度の見直しを進めているとのこととあります。そこで、産業振興条例に基づく助成制度の見直しなどについて伺ってまいります。

本件に関して、第2回定例会における我が会派同僚議員の質疑の中では、道は、今定例会に条例提案があったGX関連産業の税制優遇策と並行して検討する考えを示されておりましたが、産業振興条例に基づく助成制度の見直しに関しては、具体的な方策が見えないところであります。

GX関連産業の振興や関連企業の立地促進に向け、現在、どのような検討が行われており、どのような方向性で見直す考えなのか、お聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 立地担当課長大嶋正嗣君。

○大嶋立地担当課長 GX関連産業の立地促進についてでございますが、道では、半導体関連産業やデータセンターの道内への進出に向けた動きや、GX関連産業の集積などを目指すGX金融・資産運用特区の指定を契機に、これまで、道議会での御議論や商工業振興審議会の御意見等を踏まえながら、GX関連の企業立地の一層の促進につながるよう、企業立地助成制度の見直しの検討を行っているところでございます。

G X 関連産業につきましては、税制優遇と同様、洋上風力関連産業や蓄電池、データセンター、水素などの八つのG Xプロジェクトと、再エネに関する製造業等を対象に想定される関連事業が、現行の企業立地助成制度で対応しているか否かを整理し、対応済みのものは限度額の引上げの必要性について、また、未対応のものはその対象化の必要性について、競合が想定される他県の支援制度や、今議会に提案した税制優遇制度の内容などを踏まえ、検討を進めているところでございます。

○太田憲之委員 先ほど御紹介した質疑の中で、道は、現下の厳しい人手不足の状況等を考慮し、原則5人以上の常用雇用者としている現在の要件を見直す考えを示したところでありますが、具体的にどのような見直しを行う考えなのか、お聞かせ願います。

○大嶋立地担当課長 雇用要件についてであります。地域においては人口減少などにより人手不足が深刻化している中、企業におきましては生産の効率化や省力化に向けた設備投資が増加しているところでございます。

こうした中で、道におきまして、立地補助金を有する43府県の制度について、工場等の新設や増設をした際の雇用要件について調査したところ、要件がない、または、発生した雇用の維持などを要件とするものが6府県、1人から3人以上の雇用増を要件としているものが20県、4人から5人以上が13府県、10人以上が4県となっております。こうした状況を踏まえ、企業立地助成制度をより活用いただけるよう、現在、5名としている雇用要件の緩和について検討しているところでございます。

○太田憲之委員 第2回定例道議会の中では、他県の半導体関連産業やデータセンターの電力料金等を踏まえ、他県と競争できる支援水準の設定を求めたところでありますが、どのような水準の支援を検討しているのでしょうか。道の考え方をお聞かせ願います。

○大嶋立地担当課長 支援の水準についてであります。道といたしましては、電気料金が全国的にも高い水準であるものの、豊富な再エネや冷涼な気候、広大で安価な土地、本州との同時被災リスクの低さといった本道の特性や、特区による規制緩和に加え、税制優遇とも組み合わせ、総合的に本道の立地優位性を十分確保できる制度となるよう、競合が想定される他県の支援制度と比較しながら、企業立地助成制度の助成額の拡充に向けた検討を進めているところでございます。

○太田憲之委員 最近のA I開発などに活用されるデータセンターは、大量の電力を消費すると言われており、こうした電力を再生可能エネルギーで賄うことが構想されていると言われております。

こうした動向は、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い本道の各地域にデータセンターを誘致する上で極めて有利に働くものと期待されております。こうしたデータセンターの立地が、地元での雇用やメンテナンス需要を生み出し、地域の発展にも大きく貢献する可能性があります。

道は、こうした動きを積極的に助長するよう支援策を検討する必要があると考えますが、道の

見解をお聞かせ願います。

○大嶋立地担当課長 データセンターの地域への立地促進についてであります。生成AIの登場に伴い、需要の増加が見込まれるAIデータセンターは、通信遅延がある程度許容される一方、膨大な電力を必要とし、事業者では、道内各地域の豊富な再エネ電源に着目した立地を検討する動きが出てきているところでございます。

こうした中、道では、企業立地助成制度において、再エネを活用したデータセンターに対する支援の拡充を検討しているところでありますが、こうした助成に加え、市町村と連携した首都圏での誘致セミナーの開催のほか、再エネの供給が可能な候補地の提案をはじめ、電力や通信事業者との調整、国や道の支援制度の情報提供など、ワンストップでのサポートに取り組むなどして、データセンターの全道各地域への立地を促進してまいります。

○太田憲之委員 産業振興条例に基づく助成制度の見直しについて伺ってまいりましたが、本来は、GX関連産業振興に向けた道税の優遇制度と並行して検討されたのであれば、この助成制度の見直し案も今定例会で議論をされることが望ましかったのではないかと考えます。

道は、この産業振興条例に基づく助成制度の見直し案の早期取りまとめに向けてどのように対応していく考えなのか、見解をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 改正案の取りまとめについてでございますが、道では、洋上風力関連産業や蓄電池などのGXに関連する製造業等の立地促進に向けまして、本道のポテンシャルを踏まえながら、税制優遇と併せて優位性を十分に確保し、本道への企業立地の一層の促進につながるよう、支援の対象や水準、雇用要件など、企業立地助成制度の見直しの検討を進めているところでございます。

この助成制度の改正につきましては、税制優遇と同様に、令和7年4月の施行を目指しておりまして、道議会での御議論も踏まえ、見直しの検討を加速し、早期に改正案を取りまとめたいと思います。

以上でございます。

○太田憲之委員 御答弁いただきましたが、この質問もそうですけれども、ほかの様々な施策にも関連しますが、時代に合わせた変化に対応していく必要がある中で、こういったものもその一つではないかと考えます。例えば、雇用要件に関しても、設立した当時と事情が変わってきているということで緩和を検討していただいたところでございます。

また、北海道だけではなく、他県のこともありますから、その競合に向けて、電力料金の不利な面もある中で、それ以上の再生可能エネルギーのポテンシャルといった有利な面もありますので、こういったものをしっかりと現在の状況に合った見直しを行って、道の発展に寄与する制度としていくようお願いをしまして、次の質問に移ります。

中小・小規模事業者に対する支援の在り方についてお伺いいたします。

商工会議所は、地域の中小・小規模事業者が気軽に相談できる、かかりつけ医的な存在、また

困ったときの駆け込み寺、こういった存在として、日頃から、経営体質の強化や創業、事業承継支援などに取り組んでいると伺っております。一方で、人口減少の進展や小規模事業者数の減少に伴い、その支援体制は非常に厳しい状況になっているとも伺っております。

そこで、道内の商工会議所の現状や、今後の道の対応について、数点伺ってまいります。

まず、小規模事業者数に応じて、商工会議所に対して職員補助をしているということですが、この小規模事業者数の推移と取り巻く環境について、まずお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 調整担当課長川村朱美君。

○川村調整担当課長 小規模事業者の推移などについてでございますが、国の経済センサス調査によりますと、直近の令和3年の調査結果では、道内の小規模事業者数は14万2194者となっております、前回の平成26年調査の15万8756者に比べ、1万6562者、10.4%の減少となっております。

こうした中、小規模事業者の方々を取り巻く環境は、長期化するエネルギーや原材料価格の高騰、さらには人件費の上昇や人手不足など、依然として厳しい経営環境が続いてございます。

また、商工会議所においては、これまでの小規模事業者数の減少に伴い、職員数が減少する中、小規模事業者への支援業務は、働き方改革やDX・GX化、事業承継、BCPへの対応をはじめ、インボイス制度導入に係る情報提供や、コロナ禍における各種支援金申請に係るサポートなど、対応すべき課題が複雑化、高度化いたしますとともに、地域イベントや各種団体の事務局を担うなど、その役割はますます重要となっているところでございます。

○太田憲之委員 さきの一般質問において、知事から、今後とも商工会議所が地域の中小・小規模事業者の方々に寄り添い、持続的に事業を実施できるようにするために必要な支援の在り方について検討してまいるとの答弁がありました。

現在、どのような検討が行われているのでしょうか。また、検討に当たっての主なポイントと課題について、どういう認識なのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 地域経済局長安彦秀徳君。

○安彦地域経済局長 検討状況についてでございますが、道では、北海道商工会議所連合会を通じて、商工会議所のこれまでの相談件数や時間から、経営指導員1人当たりの業務量の増加状況を把握するほか、伴走型支援の内容を確認するなど、業務の状況を分析するとともに、他都府県の状況や国の動向なども把握しながら、今後の支援の在り方について検討を進めているところでございます。

検討に当たりましては、人口減少などに伴い、小規模事業者数が減少しており、この傾向は当面続くこと、対応すべき課題が、従来からの経営相談に加え、働き方改革やDX・GX化、事業承継など複雑化、高度化していること、事業者の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を行うため、1者ごとに丁寧に時間をかけて対応する必要があること、経営指導員等の設置基準について、他都府県では、基準を緩和しているものや県が進める政策への誘導を図るものなど独自の見直しをしていること、地域の産業振興や地域振興に欠かせない商工会議所の機能を将来にわたって持続可能なものとするために、市町村等と共に議論を深める必要があることといった課題等があり、

これらを踏まえる必要があると考えております。

○太田憲之委員 それでは、次に、既に新年度が近くなってきているわけでありますが、この点についていつまでに結論を出すお考えなのか、お伺いいたします。

○川村調整担当課長 今後の検討についてでございますが、道といたしましては、まずはこれまでの検討内容を整理した上で、引き続き、商工会議所連合会との協議を重ね、できるだけ早期に来年度の対応について方向性を示せるよう検討を急ぎますとともに、将来を見据えた中長期的な視点に立った議論についても速やかに着手できるよう、関係者との調整を進めてまいります。

○太田憲之委員 地域のためには、経営指導員の人材育成や予算の確保も大切であります。経営指導員等設置基準を見直し、時代に適し、かつ、地域の実態を踏まえた制度にするべきと考えますが、道の認識についてお伺いいたします。

○水口経済部長 商工会議所に対する支援についてでございますが、商工会議所は、中小・小規模事業者への経営相談、税務・金融指導のほか、創業支援といった経営改善普及事業や伴走型支援などを通じ、地域の経済、雇用に貢献してきたところでございます。

こうした中、小規模事業者数の減少に伴い、職員が減少する一方で、近年は、働き方改革や事業承継、DX・GX化、BCPなど、事業者が抱える課題が複雑化、高度化しており、商工会議所の役割はますます重要となっております。

道といたしましては、今後とも、商工会議所が、中小・小規模事業者に寄り添い、地域の中核的支援機関としてその支援機能が持続的に発揮できますよう、必要な支援の在り方について検討を加速してまいります。

○太田憲之委員 ただいま、るる御答弁いただきました。

この点につきましては、我が会派の同僚議員からも、前の定例会、また、前の前の定例会、または、いろいろな団体からの要望を受けて、我が会派としても、継続して訴えてきている、非常にその思いがある案件でもございます。

ただいま課題について五つ述べられましたが、本当に重ね重ね言っているところでございまして、この点に尽きるところでございます。仕事量は増えているけれども、昨今の経済事情から事業者数が減っている、人数も減っている、どんどん悪い方向に行ってしまうことが本当に心配されるところでございます。

今、部長の答弁でもありました、地域の中核支援機関として、経済支援のみならず、地域の様々なイベント活動、いろんな事務局を担っていただくなど、そういった目に見えない様々なところで下支えをしていただいているこの商工会議所の運営や活動に対して、支援機能が持続的に発揮できるよう、新年度に向けてしっかりと取り組んでいただくように、できるだけ早期に、速やかにという言葉がたくさん出てきてはいるものの、一番望むところは、新年度にそういった商工会議所さんの活動に影響がないようにしていただくことを強く指摘して、次の質問に移ります。

それでは、食の輸出拡大についてお伺いをいたします。

先般、道産食品の輸出目標水準額を新たに明記した、第3期北海道食の輸出拡大戦略の改定素

案が示されました。2028年までに1650億円という目標額を設定したことに大変意義を感じるころであります。今後必要なことは、この目標水準額の達成に向けて、道がイニシアチブを発揮し、北海道の食ブランドを世界に広めながら、輸出拡大に向けた各般の取組を着実に進めていくことでもあります。

今、道産ワインがブランドに育ちつつあると感じているところでもあり、このワインを核として、道産食品の魅力を世界に伝えていくことが効果的であると考えている中、さきの一般質問において、シンガポールにおいて実施したワインと食の商談会に、ASEAN地域のトップソムリエや酒類バイヤーなど多くの方々が来場されたとの御答弁がありました。今後の輸出拡大に向けた大きな弾みになるものだと受け止めております。

こうしたよい流れに乗りながら、この道産食品の輸出目標水準額の確実な達成に期待を寄せるころであります。海外での販路を広げていくためには、輸出ノウハウが必要であり、様々な輸出手続を含め、道内中小・小規模事業者が全てを担っていくというハードルを低くしていくところこそが重要であると考えております。その点を踏まえ、以下、順次伺ってまいります。

本道の食産業の振興のためには、引き続き、輸出拡大に取り組むことが重要であります。初めに、2023年の道産食品の輸出について、どのような状況だったのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 食産業振興課長工藤弘行君。

○工藤食産業振興課長 2023年の道産食品の輸出状況についてであります。2023年上半期は、新型コロナウイルスに伴う行動制限の緩和による外食需要の回復や円安などにより、農畜産物、水産物、加工食品のいずれの輸出も好調に推移したものの、中国等による日本産水産物の輸入停止措置後の下半期は、主力品目のホタテガイなどの水産物の輸出が大幅に落ち込んだことなどから、道内港からの道産食品全体の輸出額は大きく減少したところでございます。

これにより、通年では、農畜産物・農畜産加工品が54億4000万円で約13%の減、水産物・水産加工品が633億8000万円で約24%の減、その他加工食品が99億9000万円で約7%の増となり、合計で788億1000万円と、前年と比較し、201億2000万円減で、道外港からの見込額と合わせても1511億円と、過去最高であった2022年の輸出額を下回ったところでございます。

○太田憲之委員 輸出の目標額を達成させていくためには、輸出をビジネスチャンスと捉えて、意欲を持って取り組む事業者の育成が何より重要ではないかと考えますが、人材育成の取組状況についてお聞かせ願います。

○工藤食産業振興課長 事業者の育成についてであります。道産食品のさらなる輸出拡大を図るためには、意欲ある事業者の裾野を広げ、貿易に係るノウハウの取得や、現地関係者と接する機会の提供が重要でございます。

このため、道では、平成30年度から輸出塾を開講し、ジェトロや北海道貿易物産振興会と連携をしながら、輸出にチャレンジしようとする事業者の育成に取り組んでいるところでございます。

輸出塾では、貿易実務の基礎から海外バイヤーとの商談、現地でのテスト販売まで、輸出に必

【第2分科会 12月6日 第3号】

要な実践的スキルを習得できる場を提供しており、これまでの7年間で延べ112事業者の方々が受講しております。

今年度は、台湾、香港のほか、新たにシンガポールを対象に加えたカリキュラムを設定し、15事業者が受講しており、これまでの取組により海外バイヤーと77件の商談が行われ、台湾では、日系百貨店の日本食品展に9事業者が参加し、現地の消費者ニーズを把握したほか、今週末には、シンガポールでのアジア最大級の食品見本市に5事業者が参加予定であり、着実に輸出人材の育成が図られつつあると考えております。

○太田憲之委員 海外、特に成長著しいASEAN地域に向けた販路拡大の取組状況についてもお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 食ブランド担当課長藤井琢英君。

○藤井食ブランド担当課長 これまでの取組についてでございますが、ASEANは目覚ましい経済発展を続けている地域であり、道では、これまで、シンガポールとタイに設置しておりますどさんこプラザを拠点として、様々なステークホルダーとの協力関係を構築しながら、本道の食ブランドの浸透と需要獲得に努め、ASEAN地域への輸出額は堅調に増加してきたところでございます。

本年6月に札幌で開催した道産品取引商談会には、シンガポールの食品製造者団体も出展しまして、道内企業の視察や商談が行われるなど、今後の取引拡大を期待しているところであります。

また、先月、シンガポールで開催しましたワインをテーマとした商談会では、飲食店、酒類バイヤーなど40名以上の参加があり、道内生産者からワイナリーの最新情報を提供したほか、現地の高島屋内にどさんこプラザをテスト出店したところ、大福餅や水産加工品、乾燥ラーメンなどが人気を集めまして、好調な売上げを記録したところでございます。

○太田憲之委員 地域の生産者や企業など幅広い参画の下、輸出量並びに輸出額が増えていくことが望ましい姿ではないかと考えますが、さらなる輸出拡大に向けて、今後、道はどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 経済部食産業振興監山田哲史君。

○山田経済部食産業振興監 食の輸出拡大に向けました今後の取組についてでございますが、人口減少により国内市場が縮小する中、道内食関連産業の持続的な発展に向けましては、海外の経済成長に伴う購買力の増加の好機を捉え、道産食品の付加価値向上などによりまして旺盛な海外需要を積極的に取り込むことが重要と認識しております。

このため、道では、これまで、輸出塾を通じた輸出を行う事業者の育成や、海外での商談会などによる市場開拓に取り組んできたところでございまして、今週末には、シンガポールでの大規模食品見本市に道内の14事業者と共にどさんこプラザとして初出展を行いますほか、年明けの1月には、タイにおいて商談会を開催する予定としております。

道といたしましては、今後とも、これまで培ってまいりました様々なステークホルダーとの連

携を図りながら、海外での販路開拓に取り組むとともに、訪日外国人への商品PRなどにより、海外への北海道ブランドの一層の浸透や、道内中小・小規模事業者の商品の販路拡大に向け、地域商社の活性化による商流構築の強化を図りながら、オール北海道で輸出の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま御答弁をいろいろいただきました。

今、食産業振興監の御答弁の中で、今週末のシンガポールのことについてありましたが、どさんこプラザとしては初出展のところで、4日間で14事業者が出展ということですので、ワインのほうも含めて、このシンガポールでの勢いというか、非常によい流れが来ているのではないかと感じるころでもあります。

そういった中で、まだまだ、北海道の各市町村には隠れた魅力が多く存在しているところがございます。そういったさらに多くの市町村とも連携し、そしてまた、その市町村にも意識してもらえるように、ASEANやシンガポールといったところで、案ではありますが、振興局単位でのフェアの開催、また、こういった拡充なども御検討いただけないかなと思うところがございます。

それから、出展者の希望の中では、物流の環境面やコストについての課題もあるというふうに伺っております。いろいろな魅力があるけれども、なかなかそういったところに出すことがなかなかないという関係者の状況等々、御意見も聞き取りを行いながら、今後どのように改善していくのか、また、さらなる企画の充実ができるのか、そういった面についても議論を深めていただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 太田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員 通告のとおり、3点について、道の考え方をお聞きしたいと思います。

初めに、物価高騰対策についてお聞きします。

去る11月22日、国は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、翌週の29日には、その財政面での裏づけとなる本年度の補正予算についても閣議決定しております。

道では、こうした国の動きを踏まえ、11月27日に経済対策推進本部会議を開催し、情報共有を図ったと承知をしていますが、現下の経済状況をどのように分析し、国の対策も踏まえ、どのように対応していくかをお聞きいたします。

○久保秋雄太委員長 経済企画課長菅野則彦君。

○菅野経済企画課長 経済情勢などについてであります。道内においては、10月の生鮮食品を除いた消費者物価指数が、電気代や輸入物価の上昇などにより、前年同月比2.6%上昇し、40か月連続で前年を上回り、また、道が企業経営者を対象とした調査の直近の結果では、原油・原材

【第2分科会 12月6日 第3号】

料価格の高騰が経営に影響していると回答した企業が、依然として9割を超えて推移しているところでございます。

このように、道民の皆様や事業者の方々にとって厳しい状況が続いており、これから厳しい冬を迎える北海道では、電気、ガスや燃料油価格の高止まりが深刻となっていることから、道としては、国の経済対策も踏まえ、こうした課題に対応していくことが必要と認識しております。

○鈴木仁志委員 27日の推進本部会議でも、地域の事業者の声として、業種ごとの状況について情報共有をされたと承知をしておりますが、業界団体などを通じてのニーズ把握自体は否定はいたしません。これまで我が会派で指摘をしてきたとおり、声の大きな事業者のみならず、生活者の声に耳を傾けて対策に反映することこそが重要だと思っております。

推進本部会議で紹介された声も含め、どのような手法で事業者や生活者の支援ニーズを把握しているのか、また、これまでどのような声が上がってきているのかをお聞きいたします。

○菅野経済企画課長 ニーズの把握についてであります。道では、各種経済指標のほか、企業経営者を対象とした経営状況や景況感の調査に加え、経済団体や労働団体、消費者関係団体の皆様からの要請や意見交換を通じて得た御意見、また、道政相談に寄せられる生活者の声のほか、市町村や企業の方々などからヒアリングした景気動向や支援ニーズなど、様々な手法により本道経済の実情把握に努めております。

先月27日に開催した経済対策推進本部においては、エネルギー・原材料価格の高騰による仕入れコストの上昇や収益の低下、価格転嫁の難しさ、人手不足が続いているといった地域や事業者の声を紹介したところがございます。

○鈴木仁志委員 これまでも、我が会派から、新たな対策を実施する前には、これまでの対策の効果検証が不可欠だと再三指摘してきましたが、これまで実施された道の物価高騰対策は、言わば総花的でめり張りがなく、効果も薄まきになってしまっていた面があると思います。そうした点でも、過去の対策で何が効果的であったのか、あるいは、そうではなかったのかの分析を行い、場合によっては、集中・重点化を図ることも検討すべきだと思います。

これまで、道は、物価対策の財源として国の臨時交付金を活用していますが、今回の国の補正予算では、臨時交付金の総額は昨年の5000億円から6000億円、率にして1.2倍にすぎず、道への配分額も昨年から大きく増える期待はできないと思います。

道が、対策の財源として一般財源を大量に投入する覚悟がないのであれば、例えば、これまで2回実施したお米券、牛乳券を配る事業については、現下の米価高騰を踏まえて、米に重点化した上で、対象を子育て世帯だけでなく、学生や低所得者層に広げるなど、対策を重点化する必要もあるのではないかと考えております。

道は、これまでの効果検証の結果をどう分析し、今後策定する物価高騰対策について、どのような分野に重点を置き、支援の対策をどのように考えているのか、現時点での方針をお聞きいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部次長兼経済企画局長伊藤雅実君。

○伊藤経済部次長兼経済企画局長 支援の対象などについてでございますが、これまで、道では、長引く物価高により大きな影響が及んでいる道民の皆様や事業者の方々に対し、国の対策内容や地域のニーズ、既存施策の取組状況などを踏まえながら策定した価格高騰等経済対策に基づき、各般の支援策を講じてきたところでございます。

また、その実施に当たりましては、事業の利用状況や利用者の反応などを勘案しながら、その時々に必要な事業の検討に努めますとともに、実施事業ごとにその効果や課題について点検、検証してきたところでございます。

道といたしましては、足元の厳しい経済情勢を踏まえ、長期化する物価高の影響を受けている道民の皆様や事業者の方々への支援が必要であり、こうしたの方々に対して、国や道、関係機関が連携して対応していくことが重要と考えております。

○鈴木仁志委員 師走を迎え、国では、来年度に向け、年収の壁の見直しやガソリン税の見直しなど、国民生活の負担軽減に向けた制度改正等が議論されていますが、正直、先行きは不透明、さらに、日常の物価、エネルギー価格の高騰への不安で、多くの道民が新しい年に希望を抱けるような状況にはありません。実際、ガソリン元売への補助金の縮小や電気・ガス補助金の期限切れなど、家計にダイレクトに影響が生じるような状況になりつつあります。

こうした状況を踏まえ、道として、これまで行った物価高騰対策の策定プロセスや支援メニュー、予算の執行状況などを検証しつつ、必要な方々に支援が届くよう、速やかな対応が必要であり、年明け、速やかに対策の内容を議論する機会を設けることをちゅうちょしてはならないと思います。

知事は、時期を逸することなく対応としていますが、道として今後どのように対応していくつもりなのか、見解をお聞きいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、長期化する物価高により、道民の皆さんの生活や事業者の方々の経営環境に影響が生じている中、先月22日に策定されました国の新たな経済対策には、道が要望しました、物価高の長期化に対する影響緩和策や生産性向上への支援、価格転嫁対策などが盛り込まれたところでございます。

こうした国の動きを受け、道では、経済対策推進本部会議を27日に開催し、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った対策の検討を加速するよう、知事から指示があったところでございます。

また、29日には国の補正予算案が閣議決定されたことから、道といたしましては、引き続き、変化する経済情勢をはじめ、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズ、今後の国の補正予算の動向や、これまで実施してきた取組に対する検証結果も踏まえ、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいります。

○鈴木仁志委員 物価高騰対策についてお聞きをいたしました。この問題は、道民、事業者にとって重大な案件でありますことから、知事にも直接お聞きをしたいと思っております。委員長におかれましては、取り計らいをお願いいたします。

【第2分科会 12月6日 第3号】

次に、宿泊税についてお聞きをしたいと思います。

宿泊税については、先日の会派の代表格質問等において多角的な視点から知事の所見を伺ってきたわけですが、答弁は、その多くが具体性を欠き、理解を深めるような内容とは程遠いものでありました。

改めてお聞きしたいと思います。まず、使途についてであります。

我が会派の第3回定例会予特知事総括質疑では、明確なお答えではありませんでしたが、観光振興を目的とした新税の考え方や北海道宿泊税条例素案は示されましたが、具体化は必須ですし、流用を防ぐ仕組みの検討も同時に必要であります。

今後、いつまでに道民にそれらを提示し、理解を得ていくのか、今後の具体的な検討スケジュールをお聞きいたします。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 使途の検討スケジュールについてでございますが、道では、新税の考え方において、目的税としての趣旨に鑑み、政策目的と整合的な施策に新税を充当する原則的なルールをお示しするとともに、今後の具体的な使途などの検討に当たりましては、納税者となる宿泊者の皆様のニーズを把握した上で、来年度以降、市町村や事業者の皆様と意見交換を行うこととしております。

道といたしましては、地域により近い振興局との連携の下、皆様からお寄せいただく御意見などをお伺いしながら、地域の課題や実態に即した施策となるよう取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員 次に、基金についてですが、観光振興を目的とした新税の考え方で示されておりますが、取崩しの手続など不透明な部分も多く、今後も慎重な議論が必要だと考えますが、どのような場面で、いつまで議論を重ね、道民にはいつ示すのか、今後の進め方についてお聞きをいたします。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 基金についてでございますが、新税の考え方におきましては、観光振興に特化した取組に充当することを明確にするため、基金の創設を検討することとし、また、その中において、毎年度、一定率を積み上げ、災害等の不測の事態が発生した際には、積み上げから財源を取り崩し、機動的財源として活用することとしております。

基金の具体的な内容や取崩しの判断など基金の在り方につきましては、今般提案させていただいた北海道宿泊税条例の制定後、使途と併せ、検討を進めていく考えでございます。道議会での御議論をはじめ、市町村や事業者の方々など関係の皆様御意見も伺いながら具体化してまいります。

○鈴木仁志委員 次に、受益と負担についてですが、基金同様、観光振興を目的とした新税の考え方で示されておりますが、より分かりやすく道民に伝えることが必要だと思っております。

納得を得られる、高めるような情報発信、あるいは情報提供の手法等についての考えをお聞きいたします。

○秋元観光事業担当課長 情報発信等についてでございますが、道では、新税の考え方において、税収や使途については、目的税の性質に鑑み、透明性の確保が求められており、積極的な情報発信が必要という考えをお示ししているところでございます。

このため、チラシやポスター、バナーなどによる周知、広報や、税収や使途に関する情報公開などを通じ、税の御負担や使途、また、施策による効果など、宿泊税の在り方に関する透明性を確保することとしております。

道といたしましては、宿泊税の導入に際し、道民の皆様をはじめ、御負担していただくこととなる宿泊者の皆様に御理解と御納得をいただくことが何よりも重要と考えておまして、先行事例を十分研究し、宿泊税の導入市町村などとも連携しながら、周知、広報に積極的に取り組む考えでございます。

○鈴木仁志委員 次に、観光振興を目的とした新税の考え方の公表以降、支援策の具体的議論は進んでいないように見えます。

考え方の中では、スポーツ大会や合宿などは課税免除とせず、今後、新税による使途の中で支援策を検討とされていますが、その後の進捗状況についてお聞きをいたします。

さらに、観光振興を目的とした新税の考え方では、宿泊料金による免税点は設けないとされていますが、通院での宿泊、道が推進する少子化対策やがん対策など、ほかの政策との整合性を図るための議論が必要であると考えますが、今後どのように深化させるのか、見解をお聞きいたします。

○上野観光事業担当局長 支援策などの検討状況についてでございますが、北海道宿泊税条例案におきましては、税の原則でございます公平性の観点を踏まえ、原則として全ての宿泊行為に課税することとしており、スポーツ大会、合宿などへの支援などの施策につきましては、他の自治体の事例なども参考としつつ、今後、宿泊者の御意見やニーズを伺いながら、地域の特色を踏まえ、市町村や事業者の皆様と、毎年度、意見交換を行い、宿泊税の活用に向け検討してまいりたい考えでございます。

また、宿泊を念頭に置いた各種支援策におきましては、宿泊税に派生して生じ得る負担につきましても、その施策の趣旨、目的と効果を精査しながら、今後検討するものと考えております。

○鈴木仁志委員 重要な問題の一つである道民や市町村、事業者への理解促進に関しては、継続的な取組は当然ですけれども、特に、税率等において納得に至っていない倶知安町の問題は、税条例の根幹をなすものであり、決して看過できるものではありません。

道民、倶知安町をはじめとして、導入する市町村から理解を得るため、今後どのように取り組むのかをお聞きいたします。

○上野観光事業担当局長 市町村の理解を得るための取組についてでございますが、道では、道内各地域において様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、有識者懇談会や各地域での市町村や事業者の方々への地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートなど様々な意見を踏まえ、現在の条例案に至ったものと考えており、本定例会において

宿泊税条例案を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、こうした様々な思いが込められた宿泊税を、皆様の御協力をいただきながら実現につなげていかなければならないと考えております。

現在、倶知安町とは、負担軽減に向けた対話を重ね、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を検討するなど、全力で取り組んでいるところでございます。倶知安町を含む道内市町村の皆様のご理解が得られますよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

○鈴木仁志委員 倶知安町をはじめとする市町村から、様々な手法を尽くしても理解が得られない場合には、提案自体を考え直す、あるいは、継続審議とする選択肢はないのか、見解をお聞きいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部観光振興監小田桐俊宏君。

○小田桐経済部観光振興監 条例案の検討についてでございますが、道としては、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する観光立国・北海道の実現を目指すことが重要であり、このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく宿泊税を導入し、安定的な財源の下、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。

また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道が先送りすることになれば、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念されるところでございます。

道では、これまで、倶知安町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か、町と共に検討を重ね、結果的に町の御要望に応える税制度の構築ができなかったところでございますが、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでございます。

こうした検討経過も踏まえまして、倶知安町とは徹底した負担軽減に向けた検討を進めていくことを前提に、今回、条例提案をしたものでございまして、本定例会において、道議会の皆様にも御理解を得られるよう取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員 宿泊税についてお聞きをしてみましたけれども、この問題は、道民や事業者、市町村にとっても重要な案件でございますから、知事にも直接お聞きをしたいと思っておりますので、委員長におかれましては取り計らいをお願いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関してお聞きをいたします。

原子力発電環境整備機構は、11月22日に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査の報告書を知事と2町村に提出いたしました。2020年11月から4年余りを要した文献調査ですが、報告書には、当初案から変わらず、寿都町は全域、神恵内村は南側の一部が次の概要調査の候補地と明記されております。

寿都、神恵内両町村に広がる不均質で強度の低い水冷破碎岩の分布状況や、神恵内村の第四紀

火山の積丹岳の一部とされる珊内川中流の岩脈、寿都町の地下にあるマグマなど深部流体が引き起こす地震と町内を通る活断層との連動性などについて、報告書案を審議した作業部会の委員からも、概要調査でも確認できない、候補区域から除外すべきと指摘されたにもかかわらず、多くの安全上の懸念を先送りにした文献調査報告書を道はどのように評価されているのか、見解をお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 エネルギー政策担当課長工藤和浩君。

○工藤エネルギー政策担当課長 文献調査報告書についてでございますが、報告書につきましては、国の審議会におきまして、文献調査段階の評価の考え方にに基づき、技術的、専門的な観点から、様々な議論、評価が行われ、取りまとめられたものと認識をしております。

一方、NUMOは、報告書の中で、両町村に広がる水冷破碎岩や珊内川中流の岩脈については、文献調査の段階では判断できない事項としまして、概要調査に向けて留意すべきと考えられる事項と記載されておきまして、このような対応とした考え方も含めまして、国やNUMOが今後開催される報告書の説明会などにおきまして、国民や道民に丁寧に説明すべきと考えております。

○鈴木仁志委員 国がまとめた文献調査段階の評価の考え方では、地質年代で約258万年前から現代までの第四紀に活動した火山の半径15キロ圏を最終処分場としないよう定めていますが、この10月、地質学の北海道教育大学の岡村名誉教授は、寿都町にある磯谷溶岩について、第四紀火山の火山噴出物に当たるとの調査結果を公表いたしました。

報告書案を審議した経産省作業部会委員の専門家も、第四紀火山との見解を示しておりますが、この新たな知見を道はどのように捉えているのか、見解をお聞きいたします。

○工藤エネルギー政策担当課長 専門家からの指摘についてであります。寿都町にある火山噴出物・磯谷溶岩につきましては、報道で、専門家が、磯谷溶岩は第四紀火山と言える、NUMOは、早期に調査結果を反映し、寿都町の大半を候補地から除外すべきだと言及した旨、報じられたものと承知をしております。

この報道に対しまして、NUMOは、磯谷溶岩の取扱いについて、年代だけではなく、火山活動の中心であったかなどについても確認する必要がある、文献調査の段階では避ける場所の基準に該当するかどうかを判断できないため、概要調査以降に詳細を確認するなどとする旨の見解を公表しております。

道といたしましては、磯谷溶岩に関するこうした考え方も含めまして、国やNUMOが丁寧に説明すべきと考えております。

○鈴木仁志委員 NUMOは、昨年12月の道の、国民に向けた文献調査報告書の説明に関する要請の趣旨を踏まえ、11月30日から、寿都町を皮切りに、来年2月の19日まで、両町村を含めて道内16市町村で説明会を開催するとし、同時に、全国の方々に報告書の内容を丁寧に説明するとともに、法の規定に基づき、報告書の内容について意見の提出を受け付け、国民の声を広く聞くとしています。

8月1日、文献調査報告書案の審議終了に伴い、知事は、私の考えの表明に当たっては、今後、NUMOの報告書が取りまとめられ、必要な国の手続が経られた後に、道議会での議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見も踏まえ、適切に対応したいと考えているとコメントされていますが、文献調査報告書が提出され、説明会の開催、同時に意見の募集が行われることとなりますが、知事はどの段階で自らの考えを表明するのか。また、知事は、同コメントで、道としては、最終処分の問題は、原発の所在の有無にかかわらず国民議論が必要な問題であり、文献調査報告やその説明会を通じて、北海道の状況や地域の様々な意見を広く全国の皆様に知っていただくとともに、最終処分事業の理解促進が進むことを期待しておりますと述べられております。

道として、何をもちて理解促進が進んだと判断するのか。また、理解促進が進んだ先には何が あると考えているのか、見解をお聞きいたします。

○工藤エネルギー政策担当課長 最終処分についてであります。最終処分法では、文献調査の結果を踏まえ、概要調査に移行しようとする場合、その時点において、知事は経済産業大臣から意見を聞かれることとなっているところでございます。

国は、最終処分の問題について、全国の方々に、社会全体の課題として関心を持って処分地選定プロセスや文献調査の状況、処分事業が地域に及ぼす影響、安全確保に向けた取組に対して理解を深めていただく必要があり、受入れ地域に対する敬意や感謝の念が広く全国の方々に共有されることが重要としているところでございます。

さらに、現在の文献調査の対象地域に加えて、複数の地域での文献調査の実施を目指すとともに、全国での文献調査の実施状況を踏まえ、地域の理解を得ながら、概要調査地区等の選定に向けた活動に取り組むこととしているものと承知をしております。

最終処分の問題は、国民的な議論が必要な問題でありまして、道といたしましては、国が前面に立ってこうした理解の促進に取り組むべきと考えており、引き続き、様々な機会を通じて道の考えを国に要望してまいります。

○鈴木仁志委員 知事は、先月の22日の定例記者会見で、記者からの、核なし条例が変わらない限り、反対の意向には変わらないということかとの質問に対し、今、意見を聞かれているわけではないので、現時点で反対の意見を申し上げる考えですということを申し上げてきましたと述べられ、さらに、道議会でのそういった議論だとか、様々な機会を通じて得られた御意見を踏まえた中で、しっかり対応していくということで申し上げているということでも付け加えられました。

このことは、正式に意見を聞かれた場合、条例遵守よりも現実的な民意を尊重すると捉えていいのか、見解をお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 資源エネルギー局長兼風力担当局長西岡孝一郎君。

○西岡資源エネルギー局長兼風力担当局長 道の条例についてでございますが、道の条例は、幌延深地層研究の受入れに当たり、道民の皆様の中に不安や懸念の声がある中で、特定放射性廃棄

物を持ち込ませないための担保措置として、道議会での御議論を踏まえ、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに立って制定されたものでございまして、道といたしましては、現在まで20年以上にわたってその役割を果たしてきたことは尊重すべきことと考えてございます。

道といたしましては、条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えでございまして、その表明に当たりましては、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 先日、11月30日、報告書公告後の初めての住民説明会が寿都町で開催されましたが、NUMOは、全国民に報告書の内容を丁寧に説明し、国民の声を広く聞くとしていることから、もはや一つの町や村の判断で決める段階ではないと思います。

知事は、これまで、繰り返し、今時点では道の条例に照らして反対する旨を述べてこられました。地元紙の世論調査では、知事の反対姿勢を7割以上の道民が支持しております。

知事は、この問題に終止符を打つべき段階に来たと捉えるべきであり、今時点での反対から、明確に反対するとの態度を示すべきだと思っておりますが、見解をお聞きいたします。

○水口経済部長 概要調査への移行についてであります。最終処分法では、文献調査の結果を踏まえ、概要調査に移行しようとする場合、その時点において、知事は経済産業大臣から意見を聞かれることとなっており、知事が大臣から意見を聞かれた場合における回答の考え方について、現時点と申し上げているものでございます。

道といたしましては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たりましては、必要な国の手続が経られた後に、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

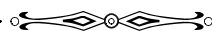
○鈴木仁志委員 高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関してお聞きをしてきましたが、この問題は、道民にとって極めて重大な案件であることから、知事にも直接お聞きをしたいと思っております。委員長におかれましては、取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後 1 時 開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

今津寛史さん。

○今津寛史委員 今津寛史です。よろしくお願いいたします。

私からは、中小・小規模企業の支援の状況について伺います。

初めに、省エネ・デジタル事業について、道は、物価高騰対策として、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業を今年度を実施し、中小・小規模事業者による省エネ設備やデジタル技術の導入を支援してきましたが、事業者のどのような取組を支援したかについて、まず初めに伺います。

○小泉真志副委員長 中小企業課長浦田哲哉さん。

○浦田中小企業課長 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業の支援内容についてであります。本事業では、特に経営基盤の弱い中小・小規模事業者における光熱費の負担軽減や省力化、業務効率化など経営改善を後押しするため、省エネ設備事業につきましては、飲食店の業務用の冷凍・冷蔵設備、事業所のエアコン等の空調設備の入替えや、蛍光灯、白熱灯からLED照明設備への更新といった取組を支援したところでございます。

また、デジタル技術事業につきましては、配達先の灯油の残量をオンラインで確認するシステム導入による配送ルートの最適化や、紙の請求書をスキャンするだけで一元管理する経理システム導入による会計業務の省人化、さらには、全自動金属加工機械の導入による省人化と製造ロス削減といった取組を支援したところでございます。

○今津寛史委員 それでは、これまでの執行状況に関しまして、募集期間と申請の状況、また、採択件数と執行率について、併せて伺います。

○浦田中小企業課長 執行状況についてであります。省エネ設備事業につきましては、令和6年2月から3月、4月から5月、6月から9月の3回に分けて募集し、3回目の募集期間は、当初、7月末までとしておりましたが、採択見込み金額が予算額に満たなかったこと、また、延長を求める声が寄せられたことなどから、9月末まで延長して募集したところでございます。

その結果、予定件数1700件に対し、2172件の申請があり、採択件数は1863件、採択金額は約12億3000万円で、予算額17億円に対し、72.3%の執行見込みとなっております。

また、デジタル技術事業につきましては、令和6年2月から4月まで募集しまして、予定件数200件に対し、1221件の申請があり、採択件数は258件で、予算額4億円に対し、100%の執行見込みとなっております。

○今津寛史委員 執行状況について御説明がありましたが、デジタル技術については全額が執行される一方で、省エネ設備については、当初、申請が伸びず、募集期間を延長して執行率を上げようとしてきたものの、結果として5億円近くの見込みが生じる見込みとのことでもあります。

予算の積算が甘かったのではないかと考えますが、道は、こうした状況をどのように受け止めているのか伺うとともに、どのような考え方で予算を積算したのか、また、執行残が発生した原因をどのように認識しているのかについて伺います。

○小泉真志副委員長 地域経済局長安彦秀徳さん。

○安彦地域経済局長 予算の執行などについてでございますが、省エネ設備事業の予定件数1700

件は、国の経済センサスにおける道内中小企業数を基に、要件である売上減少が10%以上見込まれる事業者数を推計しまして、これに過去の類似事業である製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金の申請率を乗じて積算いたしました。また、支給上限額の100万円は、政府系金融機関の統計情報によりますと、全業種で見た小規模企業の年間設備投資金額が、2022年では、100万円以上300万円未満が最も多かったことから、中央値の200万円に助成率の2分の1を乗じて積算したものです。

デジタル技術事業の予定件数200件は、過去の類似事業である令和5年度の中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業で、デジタル技術の活用を支援した事業者数を参考に設定をいたしました。また、支給上限額200万円も、同事業の経営改善枠のうちデジタル技術活用型で設定した額に準じて設定したものであります。

二つの事業とも、過去事例や統計データを基に予算を積算しましたが、省エネ設備事業につきましては、支給上限額が100万円のところで、応募いただいた事業者を見ると、製造業と比べて投資規模が小さい飲食業やサービス業の方々の応募が約半数を占め、1事業当たりの平均採択単価は約66万円にとどまり、想定と差が生じたものと考えております。

道としては、業種や企業の規模によるニーズの違いといった分析を十分に行えるよう、日頃から事業者の方々の状況を把握する必要があったと受け止めております。

○今津寛史委員 同じく、臨時交付金を活用した中小企業対策として、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業を実施してきており、事業の実施途中において大幅な予算不足が生じたため、制度変更等を行ったことについては、これまでも議会でただしてきましたが、この事業の執行状況と執行率を同じくお聞かせください。

○浦田中小企業課長 特別高圧電力利用事業者緊急支援事業の執行状況等についてであります。本事業の対象期間別の実績は、令和5年1月から3月は、予定件数1660件のうち770件、申請率は約46%、4月から9月は、同じく1611件のうち714件、申請率は約44%、10月から令和6年5月は、同じく1611件のうち784件、申請率は約49%でございます。

また、事務費も含めた予算額約17億6000万円のうち、約10億9000万円を執行し、執行率は61.7%でございます。

○今津寛史委員 本事業におきましても、合計で6億数千万円の執行残が生じていると伺っています。

助成対象者の範囲が絞られているにもかかわらず、事業者の電力需要の把握が甘かったのではないかと考えますが、道は、こうした状況をどのように受け止めているのか伺うとともに、どのような考え方で予算を積算したのか、また、執行残が発生した要因をどのように認識しているのかについて伺います。

○安彦地域経済局長 予算の積算などについてであります。本事業では、当初の想定を上回る申請があり、予算不足となったことを踏まえ、以後、不足することがないように、予算の補正の際には、電力使用量が最も多い月の値を基に、対象事業者の全てが申請するものとし、さらなる電

力需要増にも対応できるよう積算したところでございます。

こうした中、実際の電力使用量は想定よりも少なく、また、商業施設のテナントでは受給できる金額が低いこともあり、申請を手控える傾向が見られたことなどから、最大値で積算した予算との開きが生じたものでございます。

電力使用量は、気象条件などの不確定な要素が多い一方、申請ニーズにつきましては、日頃から事業者の方々の状況を把握しておく必要があったと受け止めております。

○今津寛史委員 道では、中小・小規模事業者に対する緊急的な価格高騰対策を行ってまいりましたが、これまでの議論にもありまして、たとえ緊急性が求められる場面でも、事業の立案に当たっては正確な積算をしなければ、予算不足や執行残を発生させ、結果として事業の有効性、効率性について疑問が生じる状況となるわけです。

このような執行残が生じる見込みであることを受け止め、今後の対応について伺います。

○小泉真志副委員長 経済部長水口伸生さん。

○水口経済部長 今後の対応などについてでございますが、緊急経済対策として実施した中小企業対策のうち、デジタル技術事業につきましては想定を上回る申請があった一方で、省エネ設備事業につきましては採択見込み金額が予算額に満たなかったことから、募集期間を延長するなどして多くの事業者の皆様に必要な支援が行き渡るよう努めてまいりました。

また、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業につきましては、当初予算の積算が不十分であったことを踏まえ、以後、予算不足にならないことを第一に考えながら、対象者への聞き取り調査を行うなど、より正確な積算に努めたところでございます。

こうした取組にもかかわらず、事前の情報収集や分析が十分でなかったこともあり、結果として執行残を生じさせたことをしっかりと受け止め、緊急的な事業の立案にあっても正確な積算ができるよう、日頃から事業者の方々のニーズをきめ細かに把握するとともに、事業者が利用しやすい制度設計に努めるなど、適切に対応してまいります。

○今津寛史委員 続いて、宇宙産業政策についてです。

私ごとで恐縮ですが、衆議院の秘書時代より、宇宙安全保障の政策に関して事務方として関与してきた経緯があります。近年、北海道では、スペースポートの整備や小型ロケットの開発など、道内の宇宙関連の取組が活性化していると承知をしております。また、道内では、北海道スペースポートの整備が行われており、経済界などからその整備の加速を求める声も上がっていると承知しております。

国では、宇宙基本計画に基づき、宇宙産業を成長産業化とするため、現在4兆円となっている市場規模を、2030年代早期に倍増させることを目標に掲げる取組を進めていると承知していますが、射場の整備についてはどのように位置づけられているか伺うとともに、道としては、これまで、国に対し、どのような要望を行ってきたかについて伺います。

○小泉真志副委員長 スタートアップ推進室参事矢野伸一さん。

○矢野スタートアップ推進室参事 射場に関する国の政策などについてでございますが、国で

は、我が国の衛星等の打ち上げの拠点となる射場整備につきましては、宇宙基本計画において、宇宙システムの機能保証や地方創生等の観点を含めて、官民で必要な対応を講ずるとしております。

道では、これまで、国に対しまして、射場の整備や安定的な運営に対する支援制度の創設、ロケットや人工衛星等の開発、事業化に対する支援の充実等について要望してまいりましたほか、今年4月には、知事が当時の岸田総理に面談をし、射場整備について取組を加速していく必要がある旨、提案をしたところであり、今後とも、様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

○今津寛史委員 道内の状況についてですが、宇宙分野のスタートアップでは様々な事業に取り組んでいると伺っています。

道内の宇宙産業の現状について伺います。

○矢野スタートアップ推進室参事 道内の宇宙スタートアップなどの取組についてでございますが、道内では、大樹町におきまして北海道スペースポートの整備が進められておりますほか、ロケットの開発を進める企業が文部科学省から最大140億円の補助制度に採択をされ、さらなる高性能化に取り組んでおります。

また、小型人工衛星の推進装置を開発する企業が、滝川市内の廃校舎を活用して新拠点を整備し、開発体制を強化しましたほか、これら道内宇宙スタートアップの各種試験を支援している赤平市の企業が、新しいロケット燃料の実用化に向けた研究施設を新設するなど、様々な企業で宇宙ビジネスに挑戦する取組が着実に進展しているところです。

○今津寛史委員 宇宙産業の状況について伺いましたが、道として、本道経済の活性化はもとより、我が国全体の宇宙産業の発展にも貢献する道内宇宙産業の成長産業化に向け、道として今後どのように取り組んでいくのかについて伺います。

○水口経済部長 道の取組についてであります。道では、道内の宇宙スタートアップの課題となっている人材確保やビジネス機会の拡大を支援するため、宇宙関連企業に特化した企業説明会や見学会の開催のほか、企業間や投資家とのマッチング、アドバイザーの助言による事業化支援などに取り組んでいるところでございます。

また、拡大する海外需要の獲得に向け、今年度、新たにイタリアで開催された国際展示会への道内企業の出展を支援しましたほか、十勝地域で開催された国内最大級の宇宙イベントについて、初めて道が共催しますとともに、この中で、海外のロケット企業を招聘したセミナーを開催し、北海道スペースポートのポテンシャルの高さなどをPRしたところでありまして、道といたしましては、今後とも、道内の産学官の関係者とも連携しながらこうした取組を進め、宇宙産業の成長産業化につなげてまいります。

○今津寛史委員 続いて、地域と共生したGX並びに再エネの推進についてです。

GX特区税制優遇については、我が会派の太田委員が質問されましたので、私は再エネに絞って伺いたいと思います。

道では、豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林による吸収源な

【第2分科会 12月6日 第3号】

ど、本道の強みを最大限生かし、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、取り組んでいることと思います。

再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくに当たっては、大前提として環境等との調和を図りながら取組を進めるということのもとより、地域住民の理解の下で進めていくことが何よりも重要であると考えます。

近年では、再エネの導入に当たり、設置前に地域住民への説明が不十分であったり、設置された後の管理が適切に行われなかったりするなど、各地域で住民との間で様々な問題が発生しており、私の地元である上川管内の当麻町におきましても、事業者が太陽光パネルを設置するに当たり、地域住民が景観への影響などを危惧する事態が生じています。そこで、再生可能エネルギーと地域の共生について、以下、伺います。

まず、道の認識についてですが、再エネ導入に当たり、環境等への影響について地域住民の懸念の声が高まっていることに対し、道としてどのように認識しているのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 新エネルギー担当課長田村敏哉さん。

○田村新エネルギー担当課長 道の認識についてであります。再エネの導入を円滑に進めるためには、地域の皆様の御理解の下で適切に事業が実施されることが重要であります。

このため、事業規律の強化に向け改正された再エネ特措法による住民説明会の開催の義務化や、太陽光発電施設の廃棄に係る費用積立制度の厳格化に加え、事業計画や関係法令に違反した場合の再エネ交付金の停止措置のほか、道として、環境アセス制度の適切な運用に向け、事前に配慮すべき事項の計画への反映や、地元住民への丁寧な説明を事業者に求めることなどといった取組を徹底することにより、地域における合意形成や環境保全に対する適正な配慮がなされた再エネ事業につながるものと認識しております。

○今津寛史委員 地域住民の理解の下で、再エネの導入の取組を進めていくことが重要であるという道の認識を伺いました。

そこで、道では、今月、12月23日、先ほどの上川管内当麻町において、自然環境や景観との調和を図る地域と共生した再エネの導入に関し説明会を開催すると伺っております。地域住民の理解を進めていく上で、こうした取組は極めて重要であると考えています。

道は、地域と共生した再エネ導入に向け、今後どのように取り組む考えなのかを、これは最後の質問なので、本来であれば水口部長にお聞きするところではありますが、今回、当麻町で御説明をされる木村局長にお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○小泉真志副委員長 新エネ・地域脱炭素担当局長木村重成さん。

○木村新エネ・地域脱炭素担当局長 今後の取組についてであります。全国随一の再エネポテンシャルを生かし、再エネの導入拡大を進めるとともに、道内において再エネを活用するGX産業の振興を図るためには、地域の皆様の御理解の下で、本道の貴重な財産である自然環境や景観との調和を図るなど、地域との共生の視点を前提に、適切に事業が実施されることが重要である

と認識しております。

このため、道としては、国や市町村等と連携し、引き続き、事業者に対し、事業規律の強化に向け改正された再エネ特措法といった関係法令等に基づく取組を徹底するとともに、地域向けの相談窓口や説明会などを効果的に運用しながら必要な情報を共有するなどし、実効性の確保を図り、地域環境に対する適正な配慮と地域住民の方々の理解の下で事業が進められるよう取り組んでまいります。

○今津寛史委員 木村局長、お答えをありがとうございました。

当麻町の皆さんの理解が進むか否かは、局長の御説明にかかっている部分が非常に重いと思います。私も現地へ伺いますので、ぜひ真摯な御説明を御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 今津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二さん。

○白川祥二委員 通告に従い、順次質問してまいります。

まず初めに、宿泊税について伺います。

さきの一般質問において、知事は、倶知安町は、定率制により宿泊税を既に導入しており、道と異なる課税標準による税額の計算が必要となるなど、他地域と比べても事業者の事務負担はより複雑になることが想定されるといった特別の事情があることから、負担軽減に向けた検討を進めると答弁されました。

しかし、道税は、宿泊者1人当たり料金に応じて、100円、200円、500円の3種類の定額をかけるだけであります。しかも、その手法は179市町村全ての事業者も同様です。

道では、倶知安町の事業者のみ道税の徴税事務において具体的にどのような過剰な負担が生じていると考えているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 観光事業担当課長秋元宏文さん。

○秋元観光事業担当課長 倶知安町の事業者負担についてでございますが、道が導入を検討している段階的定額制におきましては、1人1泊の宿泊料金に応じ課税することとしているのに対しまして、倶知安町が既に導入をしている定率制におきましては、1人当たり、1部屋当たり、1棟当たりの宿泊料金に応じ課税することとしており、倶知安町内の事業者としては、従来とは異なる税額の算出が追加で必要となるなど、定額制を導入する他の地域と比べて事業者の事務作業はより複雑になると考えております。

○白川祥二委員 確かに、おっしゃるとおり、倶知安町税とは異なる算出が必要となりますが、他の178市町村の事業者においても、道税に関しては新たな事務作業が生じるわけですから、どうなのかなという感想を持ちます。

では、市町村税である入湯税は定額制であります。過重な負担が生じているのか、伺います。

○秋元観光事業担当課長 入湯税の徴収に係る事務負担についてでございますが、一般論として

【第2分科会 12月6日 第3号】

申し上げれば、市町村税の在り方については、それぞれの市町村において適切に考慮されているものと考えますが、その上で、入湯税は、鉱泉浴場が所在する市町村が課する税目でありまして、市町村によって税額や非課税事項などは異なっておりますことから、徴収に係る事務負担につきましても、税制度や地域の置かれている状況によりまして実態は様々であると考えております。

○白川祥二委員 現に、倶知安町でも定額制の入湯税を課しているわけですね。倶知安町の事業者の定率制がグローバルスタンダードという主張に対しては、道はどのように認識されていますか。

○秋元観光事業担当課長 海外の宿泊税についてでございますが、フランスやイタリアなどにおきましては、ホテルランクにより税額が決まる定額制が多く採用されている一方、ドイツの主要都市やハワイなどにおきましては定率制による税率とされているなど、海外の各地域においても様々な税制度が採用されていると認識しております。

○白川祥二委員 近畿日本ツーリストの宿泊税に関する情報では、ヨーロッパ主要都市の宿泊税は、ホテルの星の数に応じた定額制が主流であります。これに対する認識はいかがでしょうか。

○秋元観光事業担当課長 ヨーロッパの宿泊税についてでございますが、民間の旅行会社の情報によりますと、御質問にありましたとおり、ヨーロッパの主要都市においては、ホテルの星の数に応じた定額制を多く採用していると認識しております。

○白川祥二委員 そうですね。

次に、負担軽減策とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、伺います。

また、倶知安町の事業者のみに対する負担軽減策が必要と考えているのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 観光事業担当局長上野修司さん。

○上野観光事業担当局長 事業者の負担軽減についてでございますが、道では、地域説明会などにおきまして、宿泊事業者の方々から新たな事務負担への懸念が多く示されたことなどを踏まえ、宿泊事業者の方々のシステム改修等に対する支援を検討しております。

また、同様に、宿泊税の検討を進めている市町村との間では、徴収事務の簡素化などについて協議を進めているところでございます。

倶知安町は、定率制により宿泊税を既に導入されておきまして、道と異なる課税標準による税額の計算が必要となるなど、他地域と比べても事業者の方々の事務作業はより複雑になるといった特別の事情がありますことから、倶知安町における徴収事務の実態を踏まえた検討が必要と考えております。

○白川祥二委員 道とは異なる課税標準による税額の計算が必要となるとのことですが、道税は、1人1泊100円か200円か500円をかけるだけのものであり、より複雑になるといった特別の事情とは考え難いと思います。

あまり倶知安町にばかり配慮すると、他の市町村から反発を招きかねないと考えますが、どの

ように調整を図るつもりか、伺います。

○上野観光事業担当局長 他の市町村との調整についてでございますが、倶知安町は、他地域と比べ事業者の方々の事務作業がより複雑になるといった特別の事情がありますことから、倶知安町にて行われてきた徴収事務の実態を踏まえた検討が必要と考えております。

また、同様に、宿泊税の検討を進めている約20市町村とも、これまで、徴収事務の簡素化や宿泊事業者の方々を対象とするシステム改修に伴う支援などにつきまして情報共有をいたしまして、その在り方について協議を進めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、丁寧に関係市町村の皆様と協議を進めながら、事業者の方々の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 総務省から、同じ方向を向いた上で議論が必要との示唆があったとのことですが、道の受け止めについて伺います。

○秋元観光事業担当課長 総務省との打合せ結果についてでございますが、道では、これまで、倶知安町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か、町と共に検討を重ねてまいりましたが、道の段階的定額制を前提としますと制度設計上の課題を解消することができなかったことから、本年10月、税制度面での打開策を求め、町と共に総務省に相談をしたところでございます。

総務省への相談に当たりまして、道からは、税制度の在り方として、なお打開策がない場合には、町における宿泊事業者の負担軽減策について、町と協議を深め具体化していきたい旨、説明をしたところでございます。

道の説明に対し、総務省からは、打開策を申す立場ではないこと、また、引き続き、町と道とで協議を進めてほしいといった見解が示され、道といたしましては、事業者の負担軽減策に関する議論を深めていくということについて、同じ方向を向いて進めるよう示唆をいただいたものと認識しております。

○白川祥二委員 総務大臣協議については地方財政審議会で議論されるものであり、予断を持って答えられないという道の立場は理解しますが、道税と町税という全く異なる税目の徴収方法が異なるという点がそもそも論点となるのか、この点、道の認識を伺います。

○小泉真志副委員長 経済部観光振興監小田桐俊宏さん。

○小田桐経済部観光振興監 総務大臣協議についてでございますが、総務大臣協議における総務省の同意に係る基準といたしましては、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過剰となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、また、国の経済施策に照らして適当でないことのいずれかが該当すると認める場合を除き、同意しなければならないとされているところでございます。

このため、倶知安町の定率制と道の段階的定額制の併存による税の徴収が行われることは、これらの処理基準に直接該当するものではないと考えております。

一方で、税制度に御理解をいただくことも重要であり、道としては、納税者を含む関係者への

十分な事前説明に向け、宿泊税を既に導入している倶知安町をはじめ、同様に宿泊税の検討を進めている約20市町村と、徴収事務の取扱いや事業者の事務負担の軽減策などについて調整を進め、御理解を得られるよう周知に取り組むとともに、総務大臣からの同意がいただけるよう丁寧に説明をしていく考えでございます。

○白川祥二委員 ただいま、倶知安町の定率制と道の段階的定額制の併存による税の徴収が行われることは、総務省の処理基準に直接該当するものではないという見解をいただきました。

そうなりますと、論点は、特別徴収義務者に対する負担軽減策をどうするのかという点に絞られた感があります。これについては、引き続き、時間をかけて丁寧に協議を進めていくべきと考えますが、この件については知事にも伺いたいのので、委員長のお取り計らいをよろしく願います。

次に、GXについて伺います。

道は、GX産業及び金融機能の集積並びに当該産業の供給網の構築を図り、北海道におけるGXを推進するために、道税の課税の特例に関する条例を提案しました。

まず、特定事業とはどのようなものを指すのか、伺います。

○小泉真志副委員長 ゼロカーボン産業課長田村耕志さん。

○田村ゼロカーボン産業課長 対象事業についてでございますが、特定事業として本税制優遇制度で対象とするGX事業は、GX産業のうち、チーム札幌・北海道が重点的に推進することとしております洋上風力関連産業や水素、蓄電池などの八つのGXプロジェクトの分野と、北海道省エネ・新エネ促進条例で定める、新エネの一部である再エネを対象に実施する事業が該当いたします。

また、金融事業は、札幌市内において、こうしたGX関連事業への資金等の提供や、その円滑化、効率化等に寄与する技術やサービスを提供する、いわゆるフィンテックを行う事業が該当いたします。

○白川祥二委員 次に、GX事業及び金融事業を営む特定事業者の代表的なものを例示願います。

○田村ゼロカーボン産業課長 対象事業者についてでございますが、本税制優遇制度で対象とする特定事業者は、GX事業においては、道外から道内に進出する事業者や、道内で創業する事業者、道内で設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定されたスタートアップ事業者、道内で新分野・新事業として参入する事業者、既に道内でGX事業に取り組む事業者で、道内で事務所や工場などを新設または増設する事業者が該当いたします。

また、金融事業におきましては、道外から札幌市内に進出する事業者や、札幌市内で創業する事業者、札幌市内で設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定されたスタートアップ事業者、札幌市内で新分野・新事業として参入する事業者が該当いたします。

○白川祥二委員 GX事業及び金融事業を営む者の特定事業計画を道が認定することとしていますが、どのような手続を想定しているのか、また、公平性の担保はどのように図るのか、伺いま

す。

○小泉真志副委員長 ゼロカーボン産業担当局長川畑千さん。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 事業計画の認定などについてでございますが、事業者が税制優遇を受けようとする場合は、事務所や事業所の設置、土地、建物等の取得など、事業の着手前に、事業内容や事業期間、地域との合意形成に関する事項などを規則で定める特定事業計画申請書の様式に記載し、道から特定事業として認定を受けることを検討しております。

この認定に当たりましては、関係法令等が遵守されていることの確認はもとより、関係市町村からの意見聴取のほか、必要に応じ、特定事業に関する専門的な知識を有する有識者から御意見を伺うなどして、公平かつ適切な制度運営となりますよう努めてまいります。

○白川祥二委員 GX事業の課税免除期間は、1年目から5年目は最大全額免除、6年目から10年目は最大2分の1の免除となっておりますが、どのような考え方に基づく期間設定なのか、伺います。

○田村ゼロカーボン産業課長 課税免除の期間についてでございますが、GX事業は、一般的に、事業着手に多額のコストがかかることや、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期間を要するといった特性を有しており、中長期的な支援が有効であること、また、他県の税制優遇制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、各般の企業誘致関連施策を活用し、総合的に本道の立地優位性を確保できるよう制度の検討や調整を行い、1年目から5年目まで最大全額免除、6年目から10年目まで最大半額免除することといたしました。

○白川祥二委員 これにより、今後ますます札幌圏への一極集中が進むのではないかと懸念がありますが、こうした点に対し、どのような認識をお持ちか、伺います。

○小泉真志副委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁さん。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 GX産業の集積についてでございますが、道といたしましては、道内各地域に賦存する多様な再エネポテンシャルを生かし、全道域でのGX産業の集積と様々な産業への波及を図っていくことが重要と認識をしております。

このため、本定例会にGXに関する税制優遇に係る条例案を提案させていただいたほか、過疎法などに基づく既存の税制優遇制度の活用はもとより、地域未来投資促進法に基づき、国税の優遇など様々な支援が得られるよう、新たに全道域を対象とした基本計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした優遇制度や、各般の企業誘致関連施策のほか、特区による規制緩和も最大限活用し、全道各地域においてGXに関連する新たな企業立地の促進と、それによる雇用創出、さらには、GX産業への道内企業の参入や取引拡大などが図られますよう、各般の取組を推進してまいります。

○白川祥二委員 次に、エネルギー政策について伺います。

北海道電力泊原発3号機の再稼働をめぐる審査が最終盤にあり、原子力規制委員会は、来年にも泊原発の新規制基準への適合を認める審査書を決定し、正式合格を出す可能性が高まっている

ものと考えます。

ラピダスやデータセンターの建設、稼働を控え、そこで必要とされるグリーンエネルギーの需要との関係もあり、本道のエネルギー政策の行方にも注目が注がれています。

改めて、再稼働までの今後の過程について、その根拠法令などと併せて伺います。

○小泉真志副委員長 エネルギー政策担当課長工藤和浩さん。

○工藤エネルギー政策担当課長 原発の再稼働までの過程についてでございますが、エネルギー政策基本法に基づき策定されているエネルギー基本計画におきましては、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされているところでございます。

原発の再稼働に向けましては、規制委による原子炉設置変更許可や工事計画認可、保安規定変更認可などを受ける必要がありますが、これまでの多くの事例では、原子炉設置変更許可がなされた段階で、経済産業大臣が、こうしたエネルギー基本計画の趣旨を踏まえ、知事など立地自治体の首長に対し、再稼働について理解要請を行い、これを容認するといったプロセスを経ているものと承知しております。

○白川祥二委員 新規制基準に基づき審査に合格した原発では、立地自治体の知事が再稼働同意を表明するまでの過程は様々であります。いわゆる地元同意の地元とはどの範囲を指し、どのように取りまとめられるのか、伺います。

また、その中で、道はどのような役割を果たすのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 資源エネルギー局長兼風力担当局長西岡孝一郎さん。

○西岡資源エネルギー局長兼風力担当局長 再稼働に関する地元同意についてでございますが、再稼働に関する地元同意の範囲につきまして様々な御意見があると承知しておりますが、道といたしましては、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続については国が明確にすべきと考えております。

こうした考えについては、原発立地道県共通の認識として、引き続き、原子力発電関係団体協議会を通じて国に求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 再稼働に関する地元同意の範囲については様々な意見があるとのことですが、具体的にどのような意見があり、国や道、北電はどのように対応しているのか、伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 地元同意の範囲に関する意見についてでございますが、令和4年度に報道機関が後志管内の全市町村長を対象に行ったアンケートによりますと、地元同意の範囲につきましては、立地4町村とするものや、後志管内全域とするもの、さらには、国が判断すべきとするものなど、同じ管内にあっても一様ではなく、原発に関してそれぞれにお考えがある中、回答されていたものと認識をしております。

道といたしましては、地元の範囲については国が明確にすべきと考えており、今後とも、国に

対応を求めるとともに、北電においては、引き続き、安全審査に対し真摯に対応し、事業者としての説明責任を果たしていただきたいと考えているところでございます。

○白川祥二委員 ラピダスや、現在、建設や建設の計画が進むデータセンターは、グリーンエネルギーで電力需要を賄うことが求められます。こうした電力需要に応えられる見通しにあるのか、産業誘致を進めてきた道の認識を伺います。

○小泉真志副委員長 立地担当課長大嶋正嗣さん。

○大嶋立地担当課長 企業の再エネ電力の需要についてであります。道では、これまで、冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギーといった本道の立地優位性をアピールするなどしながら企業誘致に取り組んでおり、そうした中、近年、ラピダス社やデータセンターなどの立地が着実に進んできているところでございます。

また、これら企業の電力需要の具体的な計画につきましては、重要な機密情報であることから公表されておりませんが、企業におきましては、再エネの積極的な活用を図ることとしており、現在、電力事業者と協議を行っていることと承知をしております。

道といたしましては、今後とも、再エネの供給が可能な候補地の紹介や、電力会社等との調整など、企業ニーズにワンストップで対応しながら、再エネを生かした企業誘致に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 今後の取組について伺います。

北電の社長は、今後の審査や防潮堤建設などの安全対策が順調に進むことを前提に、2027年6月の再稼働を目指すとしています。

再稼働に向けて、道はどのように対応していくのか、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 経済部長水口伸生さん。

○水口経済部長 原発についてでございますが、原発は、安全性が確保されることが大前提であることに変わりはなく、引き続き、規制委員会において、最新の知見を反映した基準に基づく審査を行っていただくことが重要と考えております。

泊発電所は、現在、規制委員会における審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、泊発電所に関し、具体的な内容が示された場合には、道議会での御議論などを踏まえ、適切に対応してまいります。

○白川祥二委員 エネルギー政策については、改めて知事のお考えを伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、苫小牧東部地域について伺います。

国内最大級の広さの工業団地・苫小牧東部地域、いわゆる苫東への企業進出が増えています。巨額債務を抱えて破綻した第三セクターの苫小牧東部開発の用地分譲を株式会社苫東が1999年に引き継いで四半世紀、国策に縛られ、販売が低迷してきた未開発の原野は、東日本大震災後に、再生可能エネルギー発電の適地として注目を集め、今では半導体産業の育成や地球温暖化を防ぐ脱炭素化といった時代の風に乗つつあります。

道として、このような現状についてどのように認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 産業振興局長兼スタートアップ推進室長安彦史朗さん。

○安彦産業振興局長兼スタートアップ推進室長 苫小牧東部地域についてでございますが、道では、これまで、国や苫小牧市、株式会社苫東などと連携しながら、広大な用地や陸海空の物流機能、豊富な再生可能エネルギーといった優位性のアピールや、企業ニーズに沿ったきめ細かな提案を行うなど、日本最大の工業団地である苫小牧東部地域への企業誘致を進めてきたところでございます。

こうした中、近年、脱炭素化やサプライチェーンの強靱化といった企業立地の視点の多様化や、千歳市へのラピダス社の立地など、大きな情勢の変化もあり、これまでの自動車関連産業などの集積に加え、半導体関連や医療関連、GX関連など、苫東地域のポテンシャルを生かした幅広い業種の立地の動きにつながってきていると認識しているところでございます。

○白川祥二委員 ラピダスの千歳工場建設に伴い、半導体関連企業の進出が目立っています。

道として、半導体関連企業の進出をどのように促進し、本道経済の活性化に結びつけていくお考えか、所見を伺います。

○大嶋立地担当課長 半導体関連企業の誘致についてであります。ラピダス社の立地を契機として、国内外の半導体関連企業等の進出に向けた動きが見られ、苫東地域においては、半導体工場の設備の製造を行う企業や部素材を扱う物流企業など、半導体関連の立地の動きが出てきているところでございます。

道といたしましては、そうした動きを好機と捉え、半導体関連産業の集積の促進に向けて、道外でのセミナーの開催や展示会への出展、企業訪問など様々な機会を通じ、広大な用地や国内外への物流機能、豊富な再エネといった苫東の優位性や立地事例をアピールするほか、事業者の方々のニーズに寄り添ったサポートをワンストップで対応するなど、積極的に企業誘致に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 食に関する産業の誘致について伺いますけれども、ウイスキー蒸留所の建設など、食関連企業の進出が進んでいます。

道として、今後、この分野における産業誘致をどのように進めていくお考えか、伺います。

○大嶋立地担当課長 食関連産業の誘致についてであります。本道では、北海道ブランドや恵まれた食資源、豊かな自然環境などに着目した食関連産業の立地が見られ、苫東地域においては、それらの優位性に加え、新千歳空港や苫小牧港に近接しているという物流面での優位性や、日照時間の長さ、また、多様なエネルギー源が活用可能といった利点から、植物工場やそば製粉工場、ウイスキー蒸留所などが立地しているところでございます。

道といたしましては、道外でのセミナー開催や展示会への出展、企業訪問を通じ、優れた立地環境や立地事例の紹介、企業ニーズに沿ったきめ細かな対応を行うなど、苫東地域への企業立地の促進に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 工業用水の安定供給が課題となっています。

ラピダスの千歳工場には大量の水が必要であり、苫東の立地企業の水不足が懸念されています。

道として、工業用水の安定供給にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 苫東・石狩担当課長浦崎真さん。

○浦崎苫東・石狩担当課長 苫東における工業用水についてであります。苫小牧工水では、ラピダス社に対し工業用水を供給していくこととしており、現時点においては、供給能力に対し、直ちに不足を来す状況ではないものの、半導体関連やGX関連産業の集積の動きなど、新たな需要にも適切に対応していく必要があると認識しております。

こうした中、将来的に供給能力を超える需要が見込まれる場合において、道などの自治体または民間企業が自ら水利権を取得し、工業用水を確保することが必要になる状況を想定し、今年度から、企業局において、周辺の河川からの取水が可能であるか検討するための調査を実施することとしたところでございます。

道としましては、今後とも、苫小牧市や株式会社苫東とも連携しながら、需要の見通しを的確に把握し、工業用水を安定的に供給できるよう適切に対応してまいります。

○白川祥二委員 この質問の最後ですけれども、過去の教訓と今後の対応について伺います。

1970年代の苫東開発計画は失敗しました。これについて、株式会社苫東の辻泰弘社長は、新聞のインタビューで、重厚長大産業の誘致という国策に縛られ、三セクの苫小牧東部開発は時代の流れを的確に読めませんでした、借入金が増える一方、土地は売れなかった、経営の柔軟性の欠如、国への依存体質が破綻を招きましたと述べられています。

道は、過去の教訓から何を学び、今後の対応に活かしていくのか、所見を伺います。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、旧苫東会社は、事業資金の多くを借入金に依存する脆弱な経営基盤であったことに加えて、当初想定していた大規模な基幹資源型工業の立地が進まなかったことから、膨大な借入残高を抱え、経営が破綻する事態に至りました。

こうしたことから、平成11年に設立された現在の株式会社苫東は、借入金に依存しない体制を確保したところでございます。

また、道や国、苫小牧市、苫東会社などが連携しながら、広大な用地や陸海空の物流機能、豊富な再エネといった苫東地域の優位性を生かし、これまでの自動車や物流、リサイクルといった産業分野に加え、GXや医療など成長が見込まれる産業分野の企業誘致に取り組んでいるところであり、引き続き、国内外の社会経済情勢の変化を的確に捉え、苫東地域における産業の集積を図ってまいります。

○白川祥二委員 次に、中小企業対策について伺ってまいります。

まず初めに、不動産や生産設備を十分に持たない新興・中小企業の経営者は、融資を受ける際に、個人が連帯保証人になる経営者保証を求められることが多く、大きな重圧となっています。

こうした中、新法の成立により、経営者保証に依存しない融資の拡大が期待され、企業の成長や事業承継が円滑に進むことが期待されています。

【第2分科会 12月6日 第3号】

新法では、有形資産に加え、事業のノウハウや知的財産といった無形資産を含めた財産を対象とする企業価値担保権が創設されます。このことにより、経営者保証に頼らない資金調達が広がり、業を起こすほうの起業ですが、この起業の増加や中小企業の事業拡大、継承の円滑化といった効果が期待されていますが、道はどのような認識をお持ちか、伺います。

○小泉真志副委員長 金融担当課長佐々木浩司さん。

○佐々木金融担当課長 事業性融資推進法についてであります。本年6月に公布されたこの法律では、事業の継続や発展に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、事業者が、不動産担保や経営者保証等によらないで、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、企業価値担保権等が新たに定められたと承知しております。

この企業価値担保権は、従来の担保対象であります土地や建物などの有形資産に加え、企業の保有するノウハウや顧客基盤等の無形資産も担保対象とするものでありまして、有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証があることにより事業承継が進まない事業者、事業再生に取り組む事業者の方々にとって、円滑な資金調達の可能性が広がるものと認識しております。

以上です。

○白川祥二委員 新法は、今年6月の公布から2年半以内に施行が予定されていますが、この新法の施行に向けた取組について伺います。

新法の内容や利点を中小企業に分かりやすく説明するためのセミナーや説明会の開催など、道は新法の施行に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐々木金融担当課長 新法の施行に向けた取組についてであります。国では、本年7月に、金融庁総合政策局に事業性融資推進プロジェクトチームを設置し、事業性融資の推進等に関しまして、金融業界や事業者等のコミュニケーションの推進、融資の実務上の課題、政省令の整備など、新法の施行に向けて具体的な検討を進めていると承知しております。

今後、国は、新法の施行に合わせ、事業性融資を推進する体制を整備し、事業者や金融機関等に対する助言やフォローアップのほか、企業価値担保権を活用した融資事例の紹介や普及啓発等を行うこととしておりまして、道としましては、こうした国の動向を適時、把握しながら、国や関係機関と連携協力しまして、必要に応じて企業価値担保権や国の支援体制等の周知などに取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 道は、新法の施行に向けた準備とともに、例えば、経営者保証に依存しない融資事例ガイドの作成や、金融機関と連携した支援メニューづくりなど、経営者保証に依存しない対策について道として積極的に進めていく必要があると考えますが、所見を伺います。

○佐々木金融担当課長 経営者保証に依存しない融資等についてでございますが、国は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するため、令和4年12月に経営者保証改革プログラムを策定しており、道では、このプログラムに基づいて創設された国の信用保証制度を活用しまして、昨年4月に、創業時における経営者保証の提供を不要とする制度に加えまして、本年3月に

は、一定の要件の下に保証料を上乗せすることにより経営者保証の提供を不要とするとともに、さらに6月からは、その保証料を国が一部補助する制度につきまして、道の制度融資での取扱いを開始したところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした経営者保証の提供を不要とする融資制度を中小・小規模事業者の方々に幅広く周知するとともに、新法に基づく企業価値担保権について国の検討状況を注視してまいります。

以上です。

○白川祥二委員 地方銀行や信用金庫は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。

道は、こうした地域の金融機関とどのように連携を図っていくのか、伺います。

○水口経済部長 地域の金融機関との連携についてでございますが、地方銀行や信用金庫等は、地域に密着した金融機関として、中小・小規模事業者の事業活動や地域住民の暮らしを支えるなど、地域社会の発展に寄与しているものと認識しております。

道では、こうした地域の金融機関を訪問し、直接、地域の金融情勢などをお聞きするとともに、信用金庫や信用保証協会を交えた意見交換を行うなど、地域金融の課題や認識の共有を図っておりますほか、道の融資制度などの理解を深めてもらうための出前講座を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を通じまして、地域の金融機関との密接な連携を図りますとともに、国の金融政策の動向も踏まえ、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の方々が、経営体質の強化や円滑な事業承継、新事業の展開の促進など、様々な課題に柔軟に対応していけるよう金融の円滑化に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 地域金融機関との定期的な連携会議の開催や情報共有、プラットフォームの構築など、しっかりと連携を図りながら取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、下請法逃れについて伺います。

下請法は、大手企業との取引で立場の弱い中小企業を保護するもので、大手に対し、買ったときや発注後の代金を減額することなどを禁じていますが、新たな手法による脱法行為が後を絶ちません。中小企業の発展と日本経済の成長のために、これらの問題を早急に解決する必要があります。

報道によりますと、下請法の適用を逃れる新手の手法が横行しています。このことについて、道の認識を伺います。

○小泉真志副委員長 中小企業課長浦田哲哉さん。

○浦田中小企業課長 下請法逃れについてであります。発注側企業が意図的に資本金を減らしたり、受注側の中小企業に増資させたりして、法の適用を外す下請法逃れにつきましては、これまで道や関係機関の相談窓口でそうした事例はないものの、中小・小規模事業者の方々が、事業活動を継続し、経営を安定化するためには、下請法の遵守はもとより、下請事業者と親事業者と

【第2分科会 12月6日 第3号】

の間で積極的な価格交渉と価格転嫁を行い、下請事業者に不当なしわ寄せが生じないように、下請取引の適正化を図ることが重要であると認識しております。

○白川祥二委員 報道によりますと、実際に、発注側企業が取引先に増資を要求し、資本金を1000万円から1200万円と変更させた事例が報告されています。これは、断ると取引を打ち切られるとの中小企業側の不安に付け込むものであります。

また、中小企業側に増資させるのではなく、大企業が減資を行って中小企業扱いとなる例も相次いでおり、さらには、資本金の小さい子会社をつくり、その子会社と下請企業が取引する形を取って適用を逃れるケースがあるといえます。

こうした深刻な現状について、道はどのように認識し対応しているのか、伺います。

○浦田中小企業課長 下請法の遵守に係る対応についてであります。現在、国においては、下請法の見直しを議論する有識者会議を開催し、用語の見直しや新たに適用基準を設けるなど対策案を協議しているほか、ホームページ上で下請法に関する考え方を分かりやすく示した動画や違反した企業名を公開するなど、取引適正化に取り組んでいるところでございます。

こうした中、道では、本庁及び道内14振興局に設置した経営相談窓口におきまして、中小・小規模事業者の方々からの下請取引の相談に対応しておりますほか、道のホームページで、国が制作した広報動画の紹介や、下請法などに知見を有する相談員が無料で対応する下請かけこみ寺制度の周知をしてきたところでございます。

また、先月29日には、経済産業局と公正取引委員会と連携しまして、価格交渉に関するセミナーを開催し、下請法の説明や価格交渉の優良事例を紹介するなど、取引の適正化を促進してきたところでございます。

○白川祥二委員 下請法の違反事例が続発しており、その監視を強めることは重要です。現行の監視体制における課題や改善点について、道として、どのように認識し、今後どのように対応していくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域経済局長安彦秀徳さん。

○安彦地域経済局長 下請法の監視強化についてでございますが、これまで、国では、下請法に基づく立入検査や下請Gメンと呼ばれる取引調査員の配置体制を強化するほか、下請事業者を訪問し、その意見を国や業界が定めるルールづくりに反映するなどして、適正な取引環境の実現につなげてきたところでございます。

また、現在、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法の見直しの議論が進められているほか、今回の総合経済対策の中で、下請Gメンに加え、新たに、下請かけこみ寺の調査員との連携により、取引実態に関する情報収集を強化し、下請法の執行強化に向けた体制を整備するものと承知しております。

道といたしましては、今後とも、国と連携しながら、下請法の遵守を促すとともに、ホームページ等での情報発信やパートナーシップ構築宣言のさらなる普及を通じまして、下請取引の適正化に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 種々御答弁をいただきましたが、日本は、今、人件費などを抑えて割安な製品を販売する、いわゆるコストカット型経済から、賃金も投資も増える成長型経済へと転換していくべき局面にあります。

国内雇用の7割を占める中小企業に高い賃上げを広げることが日本経済の活性化には不可欠であるにもかかわらず、近年も大手自動車メーカーによる下請法違反などが続発しています。事前に決めた納入代金を一方的に引き下げたりする、このような下請いじめは成長を阻む根深い問題で、嘆かわしい限りです。大企業の経営者は、中小企業と共に発展するべきだという法律の精神を思い起こし、自らの責務を改めて自覚してほしい、このことを私は強く思っています。

次に、M&Aの仲介について伺います。

現在、中小企業の後継者不足が深刻な問題となっており、廃業する企業が増えています。これは、技術や雇用の喪失を引き起こし、日本経済にとって大きな損失です。このため、中小企業が安心して事業承継を進めるための環境整備が急務となっており、特に、M&A、合併・買収は事業承継の有効な手段となっています。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、M&A仲介業者の信用性の確保についてです。

今年の10月、経済産業省は、不適切なM&Aを仲介していた15事業者に対し、再発防止策を講じるよう初めて指示をいたしました。中小企業が被害を受けるM&Aが問題となる中で、買収側企業の信用情報などを十分に審査しなかったと見られています。

道として、こうした事態をどのように受け止め、今後、仲介業者の信用性を高めるため、どのように対応していくおつもりか、伺います。

○浦田中小企業課長 M&A仲介業者の信用性の確保についてであります。道内の中小・小規模事業者は、経営者の高齢化や後継者の不在などにより休廃業・解散件数が増加していることから、道では、地域の経済や雇用を守るため、円滑な事業承継の推進に努めているところでございます。

こうした中、M&A支援機関が仲介した事業承継において、買手側が、売手側の経営者保証を引き受けることなく、現預金等の資産を移行し、支払いに問題を生じさせて倒産に至らせたといった行為を複数回にわたって実施した不適切な事案が報道され、去る10月29日、国においては、こうした不適切な案件に関係したM&A支援機関に対し、確認された事実を踏まえ、不適切な譲り受け側の排除の徹底について注意を発出するとともに、適切な対策の検討、実施を指示したものと承知しております。

道として、こうした事態はあってはならないことと考えており、M&A支援機関登録制度の適切な運用について、必要に応じ、国に対し求めてまいります。

○白川祥二委員 M&Aの仲介は、これまではコンサルタント会社や金融機関などが手がけてきましたが、M&Aの仲介業を直接規制する法律がないことから、最近では、十分な実務能力がないにもかかわらず参入する企業が増えています。こうしたことから、仲介業者の信用性の確保を図るための対策が急務です。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【第2分科会 12月6日 第3号】

次に、M&Aが増える中、国は、2021年に登録制度を設けています。約2800社が登録し、今回問題になった15事業者も含まれています。業界の健全性を促していくために登録制度自体の意義はありますが、ただ、書面審査が中心で、今回の件は問題のある業者を把握する難しさを浮き彫りにしたと言えます。

こうした中、M&A業界の健全化を図るため、免許や資格の制度化を求める声が上がっています。このことに対する道の所見を伺います。

○浦田中小企業課長 M&A仲介業者の登録制度についてであります。国では、M&A支援機関登録制度を設けまして、登録要件として、中小M&Aガイドラインの遵守や、登録機関の名称、手数料体系の公表などを求めており、令和6年12月1日現在で2804社を登録しているところでございます。

また、8月には、中小M&Aガイドラインを改定し、質の高い仲介業者等が選ばれる環境を促すため、違反があった場合には登録取消し等の対応があり得る旨を明記するなど、制度の厳格な運用を目指していると承知しております。

道としては、不適切な事案の発生を防ぎ、一層のM&A業界の健全化を図るためにも、まずは国において制度の適切な運用を図っていくことが必要であると考えております。

○白川祥二委員 報道によりますと、実際に摘発されていないものの、詐欺的で悪質な手口があるといえます。まず、買収側の企業が、後継者が見つからない中小企業の株式を買い取った上で、現預金などの資産の譲渡も受ける、中小企業の経営者は、金融機関から融資を受ける際、個人の資産を担保にして返済を保証するよう求められることが多く、この経営者保証は、本来、買収時に解除されるべきものですが、買手側は、保証を解除しないままに経営権を握った中小企業を倒産させてしまう、この結果、事業を譲渡した中小企業の経営者には借金だけが残ることになる、ある買手企業に対し、30社以上が被害を訴えている大規模な事案もあるといえます。

このように、経営者保証が解除されないまま中小企業が倒産し、借金だけが残るといった事例が報道されていますが、道としてどのように受け止め、どのように対応していくのか、伺います。

○安彦地域経済局長 悪質な買手企業への対応についてでございますが、M&Aは、中小・小規模事業者が事業承継を実現するための手法として浸透してきている一方で、クロージング後、個人保証が解除されなかった事例や、譲渡対価の分割払い、退職慰労金の後払いを株式譲渡契約の条件としているにもかかわらず履行されなかったといったトラブルも発生しております。

道といたしましては、こうした買手企業の行為は、売手企業である中小・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えるとともに、M&Aに対する信用を損なうものであると考えております。

道では、現時点で、道内の中小・小規模事業者が、M&Aに伴い、個人保証が解除されなかったなどの被害を受けた事例を承知しておりませんが、今後とも、道内におけるM&Aの相談窓口となる北海道事業承継・引継ぎ支援センターと連絡を密にするとともに、北海道事業承継サポー

トネットワークを活用し、構成員である地域の金融機関や商工会、商工会議所などを通じまして、M&Aに関するトラブル事例の周知など、事業承継に当たり中小・小規模事業者の方々がトラブルに巻き込まれることがないよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 中小企業にM&Aを広げ、事業承継を後押しする重要性は一段と増しております。問題のある仲介業者が放置されれば、中小企業はM&Aの活用をためらうだろうし、この問題は中小企業の経営者にとって重大なリスクです。特に、買収側企業の不正の撲滅に向けては、捜査当局との連携が重要です。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

前田一男さん。

○前田一男委員 「北海道に自立経済を打ち立ててほしい」、これは道経連の会長だった戸田一夫さんの最期の言葉です。これが私の政治の原点でもあるので、殊のほか、道庁経済部への期待は大きいものがあります。ポテンシャルという言葉はもう何度も聞きました。これからは、結果を出していきましょう。

初めに、「産業のコメ」とも言われる電力についてです。

半導体産業やデータセンターには、豊富で安価な電力が不可欠です。本道が供給できる電力は僅か600万キロワット、道庁が目指すデジタル産業の集積には、新たにどれだけの電力が必要になると考えているのか、具体の数字を示して説明してください。

○小泉真志副委員長 エネルギー政策担当課長工藤和浩さん。

○工藤エネルギー政策担当課長 電力需給についてでございますが、道内の需要電力量は、電力広域的運営推進機関が公表いたしました今後10年間の見通しでは、データセンターや半導体工場の新增設が見込まれるため、産業用などでは、2033年度で約105億キロワットアワーと、2024年度比で約26億キロワットアワー、約34%増としているところでございます。

一方、人口減や節電、省エネの影響などにより、家庭用では減少が続くため、道内全体の需要電力量は約302億キロワットアワーと、2024年度比で約25億キロワットアワー、約9%増にとどまっております。

また、道内の今後10年の需給バランスにつきましては、2033年度の電力需要は、厳冬期の1月で528万キロワットと、2024年度比で27万キロワット、約5%増、これに対しまして、電力供給は637万キロワット、2024年度比で34万キロワット、約6%増、電力供給の余力であります供給予備率は20.6%となっております。その他の年度もこれと同水準を確保しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、道内の電力需給状況を注視しながら、企業立地が円滑に進むよう、必要に応じ、国に対策を求めるなど、適切に対応してまいります。

○前田一男委員 ラピダスとソフトバンクのデータセンターだけで90万キロワット必要になると言われています。道が言うデータセンターパークはもっと大きな規模でしょうが、今の答弁は、要するに電力のことは心配要らないということによろしいのですね。進出したい企業があっても電力が足りないから諦めてもらったということがなきよう、よろしくお願いします。

次に、半導体産業の拠点形成を目指す中での道庁の存在感についてです。

この中心的役割を果たすのが北海道新産業創造機構ということになるのでしょうか、道庁のリーダーシップが見えません。一方、本道に先駆け、半導体産業の拠点形成を進める大分県は、LSIクラスター形成推進会議というのをつくって、ここは県のリーダーシップが顕著です。道庁は、経済界や関係する市町村に頼りがいのある存在と映っているのでしょうか。

両者の組織体制の違いと、北海道の狙いについて説明してください。

○小泉真志副委員長 次世代半導体戦略室長青山大介さん。

○青山次世代半導体戦略室長 半導体産業の振興についてでございますが、大分県LSIクラスター形成推進会議は、平成17年に設立されまして、現在は、企業を中心として129の産学官金の会員で構成をしております。県では、事務局の公益財団法人大分県産業創造機構へ職員を派遣いたしますとともに、毎年度、本推進会議に負担金を拠出していると承知をしております。

一方、一般社団法人北海道新産業創造機構、通称・ANICは、昨年7月に、北海道経済連合会の主導によりまして民間企業を主な構成員として設立されました。

道では、ラピダス社が道内への立地を決定しました後、同社の次世代半導体製造拠点の円滑な整備と稼働の支援に向けまして、関係機関が密接に連携しながら、効果的、機動的な取組を進めることを目的に、国や千歳市を構成員とする北海道次世代半導体産業立地推進連携会議を立ち上げまして、その下に、関係市町村との情報共有や意思の疎通を図るため、市町村ネットワークを設置しましたほか、官民で構成する北海道企業誘致推進会議の事務局として、また、国が設置しました北海道半導体人材育成等推進協議会に参画しながら、幅広い関係者と連携し、半導体産業に対する理解促進や人材の育成、半導体関連企業の誘致や道内企業の参入促進、取引拡大、さらには産学官のネットワーク構築、強化などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、本年3月に策定いたしました北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの下、今後とも、ANICをはじめ、国や千歳市など関係機関との連携を一層強化しながら、ラピダス社のプロジェクトの成功に向けまして、必要な支援に迅速に取り組むとともに、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けて各般の施策を戦略的に推進してまいります。

以上でございます。

○前田一男委員 北海道としては絶対に失敗できないプロジェクトですから、しっかりとよろしくをお願いします。

私が学生の頃から、ずっと、北海道経済はジェット機の後輪に例えられてきました。日本経済がよくなるときは北海道は最後で、悪くなるときは最初に着地するという意味合いです。

この30年、本道経済はどんな変化を遂げてきたと見ていますか。また、経済部が主導する経済活性化基本方針の先に自立経済に向かう北海道の姿は見えているのでしょうか。ぜひ、経済部の意気込みを語ってください。

○小泉真志副委員長 経済部長水口伸生さん。

○水口経済部長 経済活性化についてでございますが、本道経済は、従前から、公的需要への依存度が高く、製造業のウエートが全国と比べて低いといった課題がある中、バブル崩壊や道内大手金融機関の破綻、リーマンショックなどにより大きな影響が生じたところでございますが、大手自動車部品工場をはじめとするものづくり産業の相次ぐ立地や、IT産業の集積、食の輸出拡大やインバウンドの増加などが見られ、道では、こうした成長の芽を契機とし、産業振興と雇用対策を政策の両輪としながら、民間主導の自立型産業構造の確立を目指した取組を進めてきたところでございます。

近年では、長引く物価高や人手不足などにより、道内経済を取り巻く厳しい状況が続いておりますが、道といたしましては、エネルギーやデジタル、食など、北海道が有する強みやポテンシャルを最大限に生かし、本道経済の活性化を図るため、北海道経済活性化基本方針を策定し、DXやGXの推進、食や観光など北海道ブランドのさらなる磨き上げ、中小・小規模事業者の経営基盤の強化、産業人材の育成確保などに取り組んでおりまして、今後とも、この方針に基づき、各般の施策を推進し、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう努めてまいります。

○前田一男委員 部長、ぜひ、職員をまとめ上げて頑張っていってください。

終わります。

○小泉真志副委員長 前田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

荒当聖吾さん。

○荒当聖吾委員 それでは、よろしく願いいたします。

初めに、経済対策について伺います。

先月22日に、政府から、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の案が示されました。道としての対応について、以下、伺ってまいります。

まず、国の総合経済対策の考え方と予算の状況についてであります。

国が示した対策の考え方や予算について伺います。また、去年の経済対策と比較されて、その違いや内容について、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 経済企画課長菅野則彦さん。

○菅野経済企画課長 国の対策についてであります。昨年、国が取りまとめた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」は、事業規模の総額は37兆4000億円、足元の物価高から国民生活を守るや、地方・中堅・中小企業を含めた持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長を実現するなど、5本の柱で構成されていたところです。

一方、先月22日に国が閣議決定しました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」は、事業規模の総額が39兆円、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・

【第2分科会 12月6日 第3号】

安全の確保の3本の柱で構成されておまして、昨年と同様、地域の実情に応じて、物価高により厳しい状況にある生活者の皆様や事業者の方々を支援する重点支援地方交付金が措置されましたほか、新たに、103万円の壁やガソリン減税への言及や、2030年度までに10兆円以上の公的支援を行うAI・半導体産業基盤強化フレームが策定されました。

○荒当聖吾委員 次に、道独自の取組を含めた検討状況についてであります。

国の経済対策の考え方が示された中、道としては対策の検討を進めていると承知をしております。現在の道独自の検討状況について伺います。

○菅野経済企画課長 道の検討状況についてであります。先月22日に策定された国の新たな経済対策に呼応し、27日に開催いたしました経済対策推進本部会議において、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った対策の検討を加速するよう知事から指示のあったところであり、また、29日には国の補正予算案が閣議決定されましたことから、現在、関係各部において情報収集や対策の検討を進めております。

○荒当聖吾委員 次に、道民などの意向の把握とその分析結果についてであります。

道の総合経済対策は、物価高騰が道民生活や企業活動に与えている影響を踏まえ検討すべきと考えますが、道として、こうした影響をどのように把握し、その結果を踏まえどのような対策にしようとお考えなのか、伺います。

○菅野経済企画課長 ニーズの把握などについてであります。道では、本道経済の実情把握に向け、各種経済指標のほか、企業経営者の方々を対象とした経営状況や景況感の調査に加え、団体の皆様からの要請や意見交換を通じて得た御意見、市町村や企業の方々などから景気動向や支援ニーズなどのヒアリングを行っております。

今後の対策の取りまとめに当たりましては、こうした情報に加え、これまでの対策の実績や効果、国の交付金における推奨事業メニューや、国からの実施要請なども踏まえて検討を進めているところです。

○荒当聖吾委員 次に、今後の対応についてであります。

経済対策の考え方について伺ってまいりました。道民の皆様は、エネルギーや食料品などの生活必需品の物価高騰で非常に厳しい状況にあります。こうした中、できるだけ速やかに経済対策を具体化させて、その効果を一日も早く全ての道民の皆様に届ける必要があると考えます。

道としての考え方、今後の対応について伺います。

○小泉真志副委員長 経済部長水口伸生さん。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、長引く物価高により、道民の皆様や事業者の方々にとって厳しい状況が続く中、国の新たな経済対策には、物価高の長期化に対する影響緩和策や生産性向上への支援、価格転嫁対策など、道が要望した様々な項目が盛り込まれたところでございます。

これらを踏まえ、道では、先般、経済対策推進本部会議を開催し、本道の実情や地域の方々のニーズを丁寧に把握しながら、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った対策の検討を加速するよ

う知事から指示があったところであり、引き続き、変化する経済情勢をはじめ、今後の国の補正予算の動向などを踏まえ、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいります。

○荒当聖吾委員 先ほどの経済対策に対する補正予算案が閣議決定されたというふうに伺いましたが、昨年度の市町村分を除くと、道のお金は142億円と承知をしておりますが、今年は幾らになるのでしょうか。民間の支援ニーズを聞き漏らすことなく対応に充てていただければと思う次第であります。

また、いずれにしても、国の新たな経済対策には、物価高の長期化に対する緩和策など、様々な項目が盛り込まれているところであり、今後の国の動向を注視し、時期を逸することなく進めていくことは大変重要であると考えます。この問題につきましては、知事の考えを直接伺いたいと思いますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、半導体関連産業の振興についてであります。

ラピダス社は、来年4月の試作ライン稼働に向けて、千歳市で建設中の次世代半導体製造工場に、国内初の極端紫外線露光装置を導入する予定と承知しております。この装置は2ナノメートル級の半導体の生産に不可欠とされており、試作ラインの稼働に向けていよいよ最終コーナーを回った状況にあるものと考えます。ラピダス社をはじめ、半導体関連産業の振興に向けた対応状況について、以下、伺ってまいります。

まず、ラピダス社の建設工事の進捗状況についてであります。

現在、千歳市で建設が進められている次世代半導体製造工場の進捗状況について伺います。

○小泉真志副委員長 次世代半導体戦略室参事米地篤さん。

○米地次世代半導体戦略室参事 建設工事についてであります。ラピダス社の工場建設工事の進捗状況について、同社や工事を担当している鹿島建設に確認したところ、本年11月末時点で、建屋建設の進捗は85%、また、パイロットライン稼働開始に対する建設工事全体の進捗は70.9%であり、いずれもスケジュールどおりに進捗している旨の回答があったところでございます。

○荒当聖吾委員 次に、住宅供給やインフラ整備など、操業開始を見据えた受入れ体制整備についてであります。

ラピダス社の稼働開始に向けて、製造、開発を担うラピダス社の社員や関連企業の社員を対象とした居住環境、あるいは、物資搬入・搬出のための道路整備、水や電気などのインフラも重要と考えます。それらの整備状況について伺います。

○米地次世代半導体戦略室参事 受入れ体制の整備についてであります。ラピダス社が進めている2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産化に向け、現在、道及び千歳市では、半導体製造に必要な不可欠な用排水施設や、千歳美々ワールド内の交通量の増加等に対応するための道路の整備などを進めているところです。

また、同社の電力需要については、工場の生産コストに関連する重要な機密情報であることから公表されておりませんが、再エネの積極的な活用を図ることとし、電力事業者と協議、調整を進めていると承知しております。

【第2分科会 12月6日 第3号】

道としては、引き続き、同社の事業の進捗や関連産業の立地動向などを注視しながら、想定される具体的な課題の早期の把握に努め、企業や従業員の方々を受け入れるための環境整備について検討を進めてまいります。

○**荒当聖吾委員** 次に、P F A Sなどの周辺環境への影響や漁業者等との調整状況についてであります。

試作ラインの稼働開始後を見据えた、漁業者をはじめとする関係者や近隣住民との調整状況について、どのようになっているのか、伺います。

○**米地次世代半導体戦略室参事** 周辺環境への影響などについてであります。道では、水産関係団体から、本年2月の道への要請や5月に開催した情報交換会において、排水のモニタリング調査などを実施してほしい旨の御意見をいただいたことなどを踏まえ、排水先となる千歳川において、工場が稼働する前の9月にP F A S調査を実施し、結果については、水産関係団体のほか、流域自治体や市町村ネットワークの構成員などにも情報提供しています。

水産関係団体とは、今後の対応等について、適宜、意見交換を行っているほか、関係自治体等に対しても、千歳川におけるP F A S調査やラピダス社の排水処理などについて説明を行ったところとあります。

○**荒当聖吾委員** 次に、今後の国の支援についてであります。

ラピダス社の本格生産開始に向けては、試作段階で2兆円、量産段階で3兆円と、合計5兆円もの資金調達が必要とされております。巨額の民間資金を引き出す上でも、国の確実な支援が必要と考えますが、国の支援状況について伺います。

○**小泉真志副委員長** 次世代半導体戦略室参事眞鍋知広さん。

○**眞鍋次世代半導体戦略室参事** 国の支援状況についてでございますが、11月22日に閣議決定した国の総合経済対策では、今後10年間で50兆円を超える官民投資の実現に向け、民間事業者の予見性を高めていく必要があるため、複数年度にわたって必要な財源を確保しつつ、補助・委託、金融支援、法制上の措置により、2030年度までに10兆円以上の公的支援を行うA I・半導体産業基盤強化フレームが盛り込まれたところでございます。

この支援フレームでは、次世代半導体研究開発などへの補助・委託等として6兆円程度、量産投資などへの出資や債務保証等として4兆円以上といった事業規模を示すとともに、次世代半導体の量産等に向けた金融支援等を実施するために必要な法案を次期通常国会に提出するとされております。

また、11月29日に閣議決定されました補正予算案において、ラピダス社の次世代半導体製造拠点の整備で活用されているポスト5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業などが盛り込まれたところでございます。

道といたしましては、こうした国の支援の状況を注視しながら、同社のプロジェクト成功に向けて、引き続き、必要な支援に取り組んでまいります。

○**荒当聖吾委員** 次に、道のビジョンについてであります。

ラピダス社の半導体製造拠点形成を契機としまして、半導体関連産業の集積を見込み、千歳市は新たな工業団地を造成する計画を公表されたところであります。

また、米国の半導体設計企業との人材育成計画もスタートするなど、ラピダス社を発射台として北海道のものづくりが大きく変わっていく可能性が見えつつあります。

道の半導体・デジタル関連産業振興ビジョンで掲げる半導体関連産業の集積、イノベーションの創出、人材の安定供給、地域経済の活性化に向けて、道としてどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○水口経済部長 ビジョンに基づく取組についてでございますが、ビジョンでは、目指す姿として、道央圏に半導体の複合拠点を実現し、道内各地の地域の産業と結びついた拠点とつなげることにより、半導体のエコシステムを構築するほか、本道に優位性のある農林水産業や観光業などのスマート化を図りますとともに、投資や関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込み、本道全体の経済活性化を図ることとしております。

道といたしましては、この目指す姿の実現に向け、四つの方針を掲げており、半導体関連産業の集積に向けては、受入れ環境の整備や半導体関連産業への道内企業の参入促進、取引拡大を、イノベーション創出に向けては、半導体関連の研究拠点誘致など研究体制の整備を、人材の安定供給に向けましては、教育機関等と連携した半導体分野の認知度向上を、地域経済の活性化に向けては、地域の再エネ資源を活用したデータセンターの誘致、産業や暮らしのスマート化、道内の雇用、関係人口等の拡大を好機と捉えた地域への誘客、ワーケーションの推進などといった各般の施策を戦略的に推進することにより、道央圏のみならず、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

○荒当聖吾委員 半導体工場は、とんでもない電力量が必要で、報道では、ラピダス社の必要電力はピーク時に道内電力量の1割から2割が必要となると伺ったことがあります。また、水量も必要で、くみ上げる量の確保、その後の排水も、ただいま伺いましたPFASなどの懸念もされているところであります。

しかし、何としても国産半導体は成功していただきたい、作っていただきたいと思っております。複数の低くないハードルが待ち構えておりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

また、私のほうから半導体産業の振興について伺っておきながらこう言うのもいかかと思うのですが、経済部の皆さんですから申し上げますけれども、半導体も本当に大事なのですが、道内の経済と産業、特にものづくり産業にしっかりとてこを入れていただきたいと思っております。強い経済、産業強国の北海道を目指していただきたいと思っております。

それに伴いまして、2次産業系の工業高校などの支援も、経済部の皆さんにお願いをしたいと思っております。先日は、滝川工業高校で半導体教室を開かれたというふうにも伺っておりますし、着実に半導体の機運醸成というのは進んでいると私は理解をしております。引き続き、お世話になりますが、よろしく願いをいたします。また、この問題につきましても知事のお考えを伺いたいと思っておりますので、お取り計らいいただきますようよろしくお願いいたします。

【第2分科会 12月6日 第3号】

次に、宿泊税について伺います。

道から提案された宿泊税条例については、先行して定率制を導入している倶知安町との間で、事業者負担軽減などに関し、引き続き協議が必要な状況となっております。

我が党としましては、北海道観光をなお一層発展させていくためにも、道民や事業者、市町村の皆様へ宿泊税導入のメリットを御理解いただいた上で、宿泊税を推進していくべきとの考え方であり、道には、引き続き、理解が深まるように取り組んでいただきたいと思いますと考えております。そこで、宿泊税の状況や道の対応について、以下、伺ってまいります。

まず、他県や道内市町村の導入状況等についてであります。

他県の宿泊税制度の動向や道内市町村の宿泊税の導入検討状況について伺います。

○小泉真志副委員長 観光事業担当課長秋元宏文さん。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税の導入状況についてでございますが、国内では、現在、都府県単位では、東京都のほか大阪府などで既に宿泊税が導入されておりまして、加えて、宮城県などにおいても令和7年中からの導入が予定されているほか、沖縄県などにおいても検討が進められております。

道内市町村においては、令和元年11月から定率制により導入している倶知安町に加え、本年11月からニセコ町において段階的定額制により導入が開始されたほか、赤井川村においても令和7年4月から段階的定額制による宿泊税の導入が予定されております。

また、札幌市や函館市、占冠村などは段階的定額制、小樽市や帯広市、旭川市などは一律定額制として、現在、約20市町村において検討が進められているところでございます。

○荒当聖吾委員 次に、市町村や事業者への説明状況についてであります。

道では、各振興局管内で説明会を開催するなど、市町村や事業者への説明に努めてきたと承知をしておりますが、道内で宿泊税を導入している、あるいは導入を検討している地域においてはどのような意見があったのか、伺います。

○秋元観光事業担当課長 市町村や事業者からの御意見についてでございますが、道が本年4月から5月末にかけて実施してきました市町村や事業者向けの地域説明会や関係の皆様との意見交換の中では、宿泊税を導入済みの倶知安町からは、今後の導入までのスケジュールを示してほしいといった御意見があり、導入を検討している市町村からは、共感と信頼を得るためには、道の考え方に責任を持ち、市町村や事業者に対し丁寧に説明をしてほしい、広大な北海道においては地域の魅力向上が重要であり、振興局単位で充当できるなど地域が実感できる使い道としてほしい、システム改修など事業者側の負担軽減のため、道と市町村の導入時期は合わせてほしいなどの御意見があったところでございます。

○荒当聖吾委員 次に、使途などの検討状況についてであります。

これまででも、我が党においては、税の使途を含め、宿泊税の活用検討に関し、庁内での連携体制等が重要と伺ってまいりましたが、どのような検討があり、どのような体制を構築されたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 観光事業担当局長上野修司さん。

○上野観光事業担当局長 新税の使途の検討体制についてでございますが、さきの第3回定例道議会においてお示しをいたしました新税の考え方におきましては、新税を活用した施策の検討に向け、納税者となる宿泊者の皆様の御意向を把握した上で、市町村や事業者の方々など関係の皆様と継続的に意見交換を行う仕組みをお示しいたしました。

この仕組みの運用におきましては、庁内関係部局をはじめ、地域に最も近い立場である振興局との連携が不可欠と考えておりまして、具体的な検討体制の在り方につきましては、次年度以降に予定をしております意見交換の開催に向けてさらに検討を深めてまいる考えでございます。

○荒当聖吾委員 最後になります。

条例制定後のスケジュールについてであります。

道民の皆様、市町村や事業者の方々に宿泊税の意義を理解していただきながら、税財源を活用し、本道観光の振興、地域活性化を進めていくためには、税の徴収開始までの準備をどのように進めるか、明らかにする必要がありますと考えます。

総務省との協議があることは理解をしておりますが、今後どのように進めていかれるお考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 経済部観光振興監小田桐俊宏さん。

○小田桐経済部観光振興監 今後の進め方についてでございますが、宿泊税の導入に向けては、総務大臣に対する協議に約3か月、システム改修や税制度の周知に1年程度は要すると見込んでおりまして、同様に宿泊税の検討を進める約20市町村とも、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標として、徴収事務の簡素化や宿泊事業者を対象とするシステム改修に伴う支援のほか、宿泊税導入に伴う周知、広報の連携や役割分担などについて情報共有をし、在り方について協議を進めているところでございます。

条例制定後ということございまして、条例案についてお認めいただけた際にはと前置きした上でお答えをさせていただきますと、引き続き、関係市町村との協議を踏まえ、円滑な制度の開始が図られるよう連携していくとともに、宿泊税による使途に関する地域との意見交換も実施するなど、地域の課題や実態に即した施策となるよう取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 御答弁いただきました。私も、ちょっと悩んでいて、この議論に参加させていただいてようやく分かったのですが、1人当たりの定額制と、人数に関係なく1部屋、1棟、その箱に対しての定率制の違い、また、それを並立というのは、確かに煩雑でやりにくいのだろうなというのはよく分かりました。

自治体には課税自主権もありますし、総務省は打開策を持つものではないと、どうもこの二重課税をちょっと嫌っているような感じもようやく分かりました。定率制と定額制について、道と倶知安町さんの言い分の衝突も理解できるのですが、やっぱり、先行して定率制を導入している倶知安町との合意形成は大事だと思われま。道民の皆様をはじめ、市町村や宿泊事業者など、様々な関係者の理解を深めていくためには大変重要であると考えております。この問題におきま

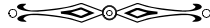
しても知事に伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上、終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 荒当委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に係る関わる質疑並びに質問の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、GX金融・資産運用特区等について伺います。

今回、ゼロカーボン推進局は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のためとして、地方税を優遇する条例案を提出しました。私は、事業効果と道内企業が地域で先進的にGXに取り組める環境づくりに対する道の取組の観点から質問したいと考えております。

まず、GX金融・資産運用特区の活用に当たって最も重要なのは、ゼロカーボンを実現するために、CO₂排出量削減をどこまで高められるかだと私は考えております。

目標設定を含め、道の認識をまず伺います。

○久保秋雄太委員長 GX特区推進担当課長樽井功英君。

○樽井GX特区推進担当課長 GX金融・資産運用特区についてであります。金融・資産運用特区は、政府の「資産運用立国実現プラン」の主要施策の一つとして、特定地域において成長分野への十分な資金が供給される環境の実現を目指すものです。

国に提案した北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」は、国内随一の再エネポテンシャルを生かし、再エネ供給拠点の実現と金融機能の強化、集積によるアジア・世界の金融センターを目指す構想で、道では、全道域での産業振興に向けて取り組んでいるところです。

道としては、特区を推進力として、再エネ導入やその活用を促進することは、2013年度比で、2030年度の温室効果ガス排出量を48%の削減とするゼロカーボン北海道推進計画の目標の達成に寄与するものと考えています。

○真下紀子委員 事業自体、目標を持っていないということなのですね。

それで、GX特区運用に伴う税収入の影響額について、道は、こちらも試算しておりません。それでは実質的に規模判断というのができないし、私は納得できないわけです。

少なくとも、税制優遇による税収入の影響額と、期待されるCO₂削減効果の指標あるいは目標を持たなければ、政策評価も事業評価もできないのではないかと考えますけれども、何をもって評価するのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 ゼロカーボン産業課長田村耕志君。

○田村ゼロカーボン産業課長 税収への影響などについてでございますが、GX産業は、事業の予見可能性が低く、分野により技術や市場などの成熟度が大きく異なることから、現時点におきまして、本道に新たに立地する企業やGX産業等に新たに参入する道内企業の数や規模を見通すことが難しく、税収への影響などを試算することは困難と考えております。

道といたしましては、全道域でのGX産業の集積と、札幌市域での金融機能の強化、集積を効果的に進めるため、経済センサスなどの統計情報や、企業経営者、業界団体へのアンケートなどを通じ、道内のGX産業の動向と経済状況等の把握に努めながら各般の施策を推進してまいります。

○真下紀子委員 それでは、やっぱり、札幌に金融が集中していく、投資が集中していくということにつながりかねないと思うのですね。

気候変動の影響減や社会問題に対する企業の取組というのが、就職先、取引先として選ばれるために必要な条件だと現代では言われております。また、GXを進める上で、自社のCO₂排出量を具体的に把握して、期日を決めた削減計画を立てて、公に宣言をして、省エネ設備への更新や新エネ・再エネ発電設備の導入を進めることが効果的との見解が示されております。私も同感です。

道内企業の取組状況をどう把握しているのか、伺います。

○田村ゼロカーボン産業課長 事業者のCO₂排出削減に向けた取組などについてでございますが、道では、CO₂の排出削減に向けた取組を事業者に促すとともに、その取組内容を把握するため、例えば、北海道地球温暖化防止対策条例では、1年間のエネルギー使用量が一定以上の事業者を対象に削減計画書や排出量を含む実績報告書を提出いただいておりますほか、排出量削減などの取組を事業者自らが宣言するゼロカーボンチャレンジャー登録制度においても、実践している取組とともに排出量の報告をお願いしているところでございます。

さらに、省エネ・新エネ促進行動計画におきましては、産業部門や業務部門におけるエネルギー消費量を成果指標として設定し、毎年度、把握するなど、事業者の皆様のCO₂排出量やエネルギー消費量とその削減に向けた取組の把握に努めているところでございます。

○真下紀子委員 自ら発信していくということが重要だと思うのです。

北海道は、中小企業が多くてなかなか難しいところがあるのですけれども、こうした環境に対する意識変化に対応した取組と同時に、今後、特区活用に向けて、道は道内企業の支援を具体的にどう展開しようとしていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 GX特区推進担当局長横山諭君。

○横山GX特区推進担当局長 特区の活用促進についてでございますが、道といたしましては、この特区制度を全道域で活用していただくためには、制度の内容などにつきまして地域の皆様の御理解をいただくことが不可欠であると考えております。

このため、道では、14振興局ごとに市町村や地域の事業者の方々に向けた説明会を開催し、特区で提案した内容や活用方法などについて情報共有を図り、参加者からは、積極的な活用に向け

【第2分科会 12月6日 第3号】

た具体的な質問のほか、引き続きの情報提供について御意見を頂戴したところでございます。

道といたしましては、引き続き、チーム札幌・北海道の構成機関と連携し、様々な媒体や機会を通じて情報発信に努めるほか、道内事業者の方々に対しヒアリングを行うなど、新たな規制改革のニーズの把握や掘り起こしを進め、特区制度の活用に努めてまいります。

○真下紀子委員 事業を進めていく上で気をつけなくてはならないのは、やはり、安易な開発行為による再エネ設備の設置や、資金ショート、それから、事業自体の失敗等によって負債を抱えたまま、違法な無断撤退によって住民の生活環境や自然環境の破壊につながるものが問題となっているわけですね。

それで、今回、税優遇までして立地を支援するに当たって、地域の環境や水源などに悪影響というものがあってはならないと考えます。こうした問題が起こらないように、現行法制よりも厳密になるのか、道はどう対応するのか、伺います。

○田村ゼロカーボン産業課長 自然環境などへの配慮についてでございますが、道といたしましては、本道におけるGX産業の集積が、地域環境に対する適切な配慮と地域住民の方々の御理解の下で進められることが重要であると認識してございます。

このため、税制優遇を受けようとする事業者が作成する特定事業計画申請書の様式に、地域との合意形成に関する事項や、自然環境と生活環境との調和に関する事項を設けることを検討しております。

また、事業計画の認定に当たりましては、公害防止に関する関係法令等が遵守されていることを確認するほか、事業計画の内容について関係市町村から御意見を伺うことなどを検討しております。

○真下紀子委員 それでは、税制優遇の対象事業者について、海外資本企業の進出について何か条件はあるのでしょうか。

○田村ゼロカーボン産業課長 税制優遇の対象事業者についてでございますが、道では、これまで海外からの投資の誘致を進めてきており、GX金融・資産運用特区におきましても、国内外の投資資金を取り込むことなどにより、全道域でのGX産業の集積の実現を目指すこととしていることから、このたびの税制優遇の対象につきましては国内事業者に限定はしておりません。

なお、GX産業の集積に当たりましては、地域の皆様の御理解の下で適切に事業が実施されることが重要であることから、優遇を受けようとする全ての事業者から、事業内容や事業期間、地域との合意形成に関する事項などを記載した事業計画の提出を受け、これを審査するとともに、毎事業年度終了後、事業報告を求め、GXなどの認定特定事業が、計画に基づき、適切に実施されていることを確認した上で、課税免除の適否を判断することを検討してございます。

○真下紀子委員 後になって問題が発生しないように、対応を求めておきたいというふうに思います。

税制優遇は10年、開始6年以降は税制優遇が2分の1となるため、5年経過後も業態変更などによって満度の優遇措置を得ようとするなど、不適正な対応があってはならないと考えます。ま

た、税制優遇終了後に事業停止となつては何もならないわけで、道はこの点についてどう対応するのか、伺います。

○田村ゼロカーボン産業課長 税制優遇制度の運営についてでございますが、事業計画の認定に当たりましては、申請された事業の事業性や制度を悪用するものではないことなどについて、関係市町村の御意見はもとより、必要に応じ、専門的知識を有する有識者から助言をいただくなどしながら、事業内容が適切であることを確認することを検討してございます。

また、毎事業年度終了後、事業報告を求め、認定された計画に基づき事業が実施されたことを確認するなど、地域に波及効果をもたらす事業が継続して展開されるよう具体的な制度の検討を進めてまいります。

○真下紀子委員 この事業が、失敗前提や、成功リスクが低くても参入ありきで進めるようなことというのは、事業の趣旨に反しますし、収益を上げられるようになった場合も税制優遇を継続することは、税の公平性、応能負担原則にも反するものだと考えます。何より、道財政が厳しいという道の説明にも矛盾するのではありませんか。

収益基準を設けて、納税可能な経営状態となった場合は胸を張って納税できるように制度設計すべきではありませんか。

○久保秋雄太委員長 ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 道税の税制優遇についてでございますが、GX事業は、一般的に、事業着手に多額のコストがかかることに加え、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期間を要することから、このたびの税制優遇の検討におきましては、初期投資だけではなく、一定期間の事業運営も支援の対象としたところでございます。

本税制優遇により、GX関連企業の新たな立地や道内企業のGX関連分野への参入が実現することにより、優遇期間の終了後、立地企業や事業が拡大した道内企業からの法人事業税等の税収が見込まれますことに加え、立地企業の取引拡大による地元企業の売上増加や地元雇用、あるいは道外人材の就業、さらに、それに伴う地元での消費拡大といった波及効果も期待されるところでございます。

道といたしましては、本税制優遇制度や特区による規制緩和を推進力といたしまして、特区の目指す姿として掲げた、全道域でのGX産業の集積と札幌市域における金融機能の強化、集積の実現に向け、各般の取組を進めてまいります。

○真下紀子委員 GX産業の選択肢として、気候変動対策や環境意識が高いということが選択の条件となる時代だと聞いております。そのニーズに対応した施策なのかどうかということに疑問を呈して、次の質問に移ります。

観光振興の在り方等について、初めに宿泊税についてです。

倶知安町など4者による、宿泊税に関する緊急要望が道議会各派へ提出をされて、私どもも受け取っております。知事は、第3回定例会の知事総括で、条例提案までに倶知安町と合意できる考え方をお示しできるように取り組むと答弁し、町が要望している、町内においては道税を定率

制とする税制度の実現が可能かどうか検討を進めてきたと承知しております。

この検討過程で、倶知安町の要望の実現が困難であると、どのような根拠に基づいて、いつ判断し、今定例会に条例案を提案したのか、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 倶知安町との協議についてでございますが、道では、これまで、倶知安町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か、町と共に検討を進めてまいりましたが、道の段階的定額制を前提といたしますと、制度設計上の課題を解消することができなかったことから、本年10月、税制度面での打開策を求め、町と共に総務省に相談をいたしました。総務省から打開策は示されなかったところでございます。

こうしたことから、道といたしましては、この問題は、地方税法の解釈に照らすとやむを得ないものであると判断をいたしまして、町と認識を共有している負担軽減に向けた議論を徹底して進めていくことを前提に、条例案を提案させていただいたところでございます。

○真下紀子委員 総務省の見解を基にやむを得ないと判断したということなのですか。倶知安町が求める、市町村ごとに定率制と定額制を選択できる税制度について、法的に問題があるという指摘を総務省から受けたのですか。

○秋元観光事業担当課長 総務省からの見解についてでございますが、道から総務省に対し、これまでの検討の過程において、道税の市町村別の不均一課税、つまり、定率制あるいは定額制の税率の選択が地方税法上、可能であるかを御教示いただきたい旨、問い合わせたところでございます。

この問合せに対し、総務省からは、法定外税の制度設計については、公平、中立、簡素などの税の原則などに留意しつつ、地方税法第6条または第7条の適用の有無を含め、道内市町村と調整の上、貴道において適切に検討すべきとの回答があったところでございます。

また、本年10月、町と共に総務省に相談した際には、道及び倶知安町からの説明を踏まえ、同省から、特定エリアにおいてのみ定率制とする制度は難しいということは理解するとの見解も示されたところでございます。

○真下紀子委員 そうしますと、総務省としては難しいという見解であって、法的に問題があるという指摘はなかったということによろしいですね。

○秋元観光事業担当課長 総務省の見解についてでございますが、10月に総務省を訪問した際には、定率制と定額制を選択できる税制度に関しては、特段の見解は示されなかったところでございます。

○真下紀子委員 法的に問題はないということですね。

それで、道は、倶知安町の要望に応えられない理由として、不均一課税の問題を挙げてきました。道と市町村の二重に宿泊税を課される自治体とそうでない自治体との公平性というのは、これは議論されたのでしょうか。

○秋元観光事業担当課長 道と市町村の宿泊税についてでございますが、法定外税である宿泊税

は、各地方団体における行政需要に基づき設けられるものでありまして、その必要性や制度の在り方については、団体の長及び議会において議論の上、判断されるものでございます。

道内では、現在、約20市町村が道と同様に宿泊税の検討を進めていますが、それぞれの課税自主権に基づき、道は広域観光の推進という視点から、市町村は各地域の観光振興という観点から税制度を検討しているところでございます。

○真下紀子委員 道と同様に広域的観点からだと思っておりますけれども、福岡県では宿泊税を導入しています。しかし、福岡市、北九州市という宿泊税を導入しているところと、導入していない市町村とで納税額に差が出ないようにと、県税を調整しています。

道が検討した経過があったと思うのですけれども、その経過と、取り入れなかった理由というのは何か、教えてください。

○秋元観光事業担当課長 検討の経過等についてでございますが、道では、過去の検討におきまして、1人1泊の定額制を基本といたしまして、市町村が宿泊税を導入する場合には、道税を原則100円とし、市町村と合わせて200円を基本的な税額とする方式についても税額案として検討していたところでございます。

本案につきましては、コロナ禍前の懇談会におきましては、市町村がそれぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定することが望ましいとの御意見がありまして、結果的に1人1泊100円の一律定額制が望ましい在り方とされたところでございます。

○真下紀子委員 今の答弁ではっきりしないのですけれども、各市町村ごとに行政需要に違いがあることは分かります。しかし、宿泊税の導入の有無で、市町村ごとに受益のほうの格差が生じるということではよろしいでしょうか。

○秋元観光事業担当課長 道と市町村の宿泊税についてでございますが、市町村がそれぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定することが望ましいとの御意見がございまして、当時は、結果的に1人1泊100円の一律定額制が望ましい在り方とされたところでございます。

○真下紀子委員 答えていないのですけれども、部の説明では、受益格差は当然生じるのだと説明されております。しかし、それは望ましいことなのでしょうか。公平性の観点から検討が必要だというふうに私は考えております。

神奈川県は、法人県民税の法人税割で超過課税を行っています。同時に、この対象から中小法人を除外する、中小法人に対する不均一課税も実施をしております。少なくとも、他県においては不均一課税を実施して、かつ、中小法人の優遇も行っていること、この実績というのは、当然、経済部は把握していると考えます。

他県の状況把握と内容の検討というのは行ったのでしょうか。

○秋元観光事業担当課長 他県の状況把握についてでございますが、道といたしましては、観光振興を目的とした新税の検討に向け、宿泊税を中心として、国内他地域の関連する税制度の在り方などについて把握に努めてきたところでございます。

○真下紀子委員 宿泊税中心で、ほかのことはよく分かっていないということなのでは

【第2分科会 12月6日 第3号】

も、不均一課税は、これを導入しないという理由にはなり得ないわけですね。

それで、課税自主権として、地方税法第6条第2項で定める、公益上その他の事由の認定は、道自身にもあるわけです。不均一課税となっても、行政裁量の範疇であって、地方税法には違反しない、こういう認識でよろしいですか。不均一課税を、導入しない理由にするのであれば、その点、お答えください。

不均一課税は、倶知安町の要望に応えない理由にはなり得ないのですよね。なり得ないので。このことをはっきり申し上げておきます。

それで、利用実態とか地域の実情を把握しないで条例提案している道のほうにこそ、問題があるわけです。そもそも、倶知安町は、北海道の観光税の検討が減速し、北海道と課税方法をそろえる必要がなくなったことが定率制導入の一つとしています。倶知安町が宿泊税を導入した後に道が宿泊税を導入するというのに、一方的に、道に合わせると課税自主権を根拠に迫るのは、先行自治体へのリスペクトがないと言うほかありません。

では、倶知安町が定率制導入を検討した当時、倶知安町に対して何か意見交換を行うなど、道として定率制と定額制が併存することに対する懸念を伝えるなどの対応を行ったことはありますか。

○秋元観光事業担当課長 倶知安町との過去の協議についてでございますが、道では、観光振興に係る新たな財源確保に向け、平成30年2月に北海道観光審議会による答申を受けまして、令和元年12月から翌年2月にかけて有識者懇談会を開催し、望ましい方向性として一律定額制の税率が示されていたところでございます。

一方、倶知安町では、道の議論が本格化する前の平成30年12月に、定率制による宿泊税条例が制定されており、その時点では道の税制度の在り方が定まっていなかったことから、道としては、町における検討の動きについて情報を共有していただいておりますが、町と制度面に関する具体的な協議は行われていなかったところでございます。

○真下紀子委員 そのときに協議を行わないで、今になって、何か倶知安町が悪いかのような言われ方というのは、これはあまりに乱暴な議論だというふうに思うのですね。

私は、どっちがいいとか悪いとかを言っているわけじゃなくて、どちらも選択できるし、議論を尽くした上で納得して進めるべきだと考える立場から申し上げているのです。期限ありきで制度を決めて、市町村の実情に寄り添わなかった道の姿勢こそが一番の問題だと考えるのですけれども、そういう認識はおありですか。

○久保秋雄太委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 倶知安町との協議の関係でございますけれども、道におきましては、道内各地域におきまして様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートなど、様々な御意見を踏まえ、現在の条例案に至ったと考えているところでございます。

また、コロナ禍後の検討におきましては、道として、倶知安町と共に、町が求める、町内にお

いては道税を定率制とする税制度の実現に関し、その可能性を検討してまいりましたが、道の段階的定額制を前提といたしますと、町の望む形の税制には至らなかったというところでございます。

道といたしましては、事業者の方々の負担軽減が重要であるという認識につきましては倶知安町と共有をしているところでございまして、どのような措置が適切か、町との対話を重ねているところでございます。

○真下紀子委員 私が言っているのは、それは条例提案前にやるべきことだということです。

知事は、苦渋の選択だと述べて提案していますけれども、全市町村の協力と道民の納得があってこそ、うまくいくのじゃないでしょうか。知事提案の前提というのが成り立っていないのではありませんか。

○上野観光事業担当局長 条例案の提案についてでございますが、道といたしましては、道内各地域におきまして様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税となりますよう、有識者懇談会や各地域で開催してきた市町村や事業者の方々向けの地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートやパブリックコメント、道内経済関係団体との意見交換などを通じて頂いた多様な御意見を踏まえ、現在の条例案に至ったものと考えてございます。

また、同時期に宿泊税の検討を進めております道内の約20市町村とも協議を重ねてきたところでございまして、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところでございます。

道といたしましては、倶知安町が求める、町内においては道税を定率制とする税制度につきましては御要望にお応えできなかったわけでございますが、町とは、事業者の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでございまして、こうした検討過程も踏まえ、町とは徹底した負担軽減に向けた検討を進めていくことを前提に、今回、条例を提案させていただいたものでございまして、本定例会におきまして、道議会の皆様にも御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○真下紀子委員 いや、なかなか理解できないですよ。

早ければ令和8年4月からの導入目標だと言っていました。しかし、この導入日程というのは確定していないわけですよ。でも、他の自治体の導入日程に影響が出ることを懸念するというのは、スケジュールありきだったということなのですか。早ければという前提は、これは偽りなのですか。いつ、日程が確定したのですか。

○上野観光事業担当局長 条例案提案の前提としての導入日程についてでございますが、導入日程につきましては、条例を可決いただいた後という前提でお答え申し上げますが、総務大臣の同意協議もございまして、導入時期については確定したものではないと考えております。

道と同じく宿泊税の導入を予定している約20市町村と協議を行い、様々な御意見があった中で、調整を重ねた結果として、共通の目標として早ければ令和8年4月からの導入ということで準備を進めてきたところでございます。

○真下紀子委員 総務省同意を得る上でも、もう少し丁寧な議論をして、そして条例提案すればよかったのだというふうに思うのですね。

それで、新税議論の中で、新税はあくまで応益税であって、宿泊事業者や観光業者の利益につながる事業ではなく、あくまで宿泊者の利益、宿泊によって生じる行政サービスの補填のための税である、そういう見解の発言がありました。

観光局自身も宿泊者の受益があると言っているわけですがけれども、具体的にこの宿泊者の受益というのは何を指すのか、お答えください。

○秋元観光事業担当課長 宿泊者の受益についてでございますが、道では、新税の考え方において、納税者の受益と負担の関係が明確になることなどの法定外目的税の創設の趣旨を踏まえまして、宿泊税による施策を検討する際には、目的税としての趣旨に鑑み、宿泊税を充当する原則的なルールとして、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当することとしております。

また、宿泊税による施策によって期待される納税者の受益のイメージといたしましては、旅行者の満足度や再訪意欲の向上、快適でストレスの少ない滞在とスムーズな移動、災害時等のサポートの充実などをお示ししているところでございます。

なお、具体的な施策の検討に向けましては、宿泊者のニーズを把握した上で、市町村や事業者の方々などと意見交換を行いながら、地域の課題や実態に即した施策となるよう取り組むこととしております。

○真下紀子委員 宿泊者の受益を考える上で、行政需要について試算した経過というのはありますか。

○秋元観光事業担当課長 行政需要についてでございますが、行政需要に関しましては、道のほうで試算をいたしまして、新税の考え方においてお示しをしているところでございます。

○真下紀子委員 それは、ちょっと伝わってきませんね。

それで、さきの道議会で、私は、受益がない者からも一律に徴収することは課税の公平性以前に課税の正当性に欠けると指摘した島根県知事の言葉を紹介して、通院やビジネスでの宿泊者、交通事情から通院、出産のために宿泊せざるを得ない人たちを、消費力のある人とみなして宿泊税を払えるはずだという考え方は、特定目的税の目的に反すると申し上げました。

宿泊は観光客だけではないのに、観光振興税でもないにもかかわらず、宿泊税の目的が観光振興という名目なのは、これは目的外になるのじゃないでしょうか。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税の目的についてでございますが、道では、これまで、観光振興を目的とした新税に関し、入域や交通機関の利用、土産購入や飲食などといった様々な手法について、道議会とも御議論いただきながら検討を進めてきておりまして、その検討の視点として、日常行為との区別が可能であるか、課税客体の把握が容易であるかなどについて比較検討いたしまして、その中で、他地域の先行事例も参考に、観光行為との相関性が高く、客体となる宿泊者を把握する仕組みが存在しております宿泊行為の課税が妥当であると考えたところでございま

す。

また、道の新税の考え方におきましては、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実強化、危機対応力の強化という三つの施策の方向性を政策目的として掲げており、これらと整合的な施策に宿泊税を充当することを原則的なルールとしてお示ししているところがございます。

○真下紀子委員 今の答弁にあった三つのルールに当てはまらない施策や、他の基金などを活用している施策などには充当しないとしておりますけれども、観光振興に用途が誘導されていくのではないかと懸念をするわけです。

段階的定額制とする場合の宿泊税収は45億円ということになりますけれども、一般会計予算とは別だという扱いになるのでしょうか。

○上野観光事業担当局長 宿泊税に係る予算についてでございますが、道の新税の考え方におきましては、観光の高付加価値化などの政策目的と整合的な施策、旅行者の受益という点で関連性が整理できる施策、広域自治体の役割として整理できる施策の三つの原則的なルールをお示しし、これらに該当する施策に宿泊税を充当することとしております。

宿泊税による観光施策と宿泊税によらない観光に関する施策との相乗効果により、中長期的な視点から、行政需要に応じた施策を効果的、安定的に実施していく考えでございます。

○真下紀子委員 観光振興予算だけが膨大に膨れ上がるわけですね。

道は、観光振興に特化した取組を進めるために、積立金と事業費充当分の基金創設まで検討しています。基金には、危機対応力の強化も盛り込まれているわけですがけれども、危機対応策というのは、既に総務部の危機対策課等々における別の予算で充当されているわけで、何が宿泊者のみに特化した対策とは必ずしも言えない状況ではないかと思えます。

宿泊税の用途は、特定目的税ですから、限定すべきであって、観光振興と名がつけば際限なく用途が拡大していくという懸念はないのでしょうか。

○上野観光事業担当局長 宿泊税の活用による危機対応力の強化についてでございますが、災害等の発生時には、旅行者が安全な地域などへ避難する際の適切な情報や、交通や被害状況など、旅行者目線の情報発信の強化といった災害時等のサポートの充実や、さらには、風評被害対策などに取り組むことが必要と考えております。

こうした考えから、新税の考え方の中では、宿泊税を充当すべき政策目的の一つとして、危機対応力の強化を位置づけておりまして、宿泊税を充当する原則的なルールの下、適切に施策を検討してまいります。

○真下紀子委員 そこに、住民が対象なのか、それとも宿泊者が対象なのかという線引きがきれいにできるわけではないですね。そうすると、一般施策とどういうふうに整合を取っていくのかという問題が残るというふうに、この点は指摘しておきます。

そしてまた、この用途についてなのですがけれども、やはり、宿泊者の受益に限定されるのでしょうか。それとも、先ほど心配の声を上げたように、事業者の経営支援のために使うものではな

いと言いきれるのでしょうか。

○上野観光事業担当局長 宿泊税の使途についてでございますが、基金の使途、また、宿泊税全体の使途につきましては、道の新税の考え方でお示ししました、新税を充当する原則的なルールに基づき、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当することとしております。

こうした施策の検討につきましても、適切に対応してまいります。

○真下紀子委員 それは、説明し切れていないと思うのですよ。

それで、ちょっと戻りますけれども、基金のことについても、危機対応力が必要だということになれば、これは、業界ごとに基金が必要だということになってしまうのじゃないですか。そういう基金の在り方というのは設けるべきではないというふうに考えます。

税を課すには、慎重の上にも慎重を重ねて、納得を得た上で行わなければならないと考えます。にもかかわらず、今回の道の対応というのは、税負担を課す上での原則をないがしろにして、市町村に対しても、道民に対しても、極めて不誠実な態度を取り続けているというふうに映ります。

合意形成ができないと知事が反省を口にするのであれば、本条例案は、一度撤回して、改めて議論を尽くす必要があるのじゃないですか。

○久保秋雄太委員長 経済部観光振興監小田桐俊宏君。

○小田桐経済部観光振興監 北海道宿泊税条例案についてでございますが、道といたしましては、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する観光立国・北海道の実現を目指すことが重要であり、このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく宿泊税を導入し、安定的な財源の下、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。

また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道が先送りすることになれば、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念されるところでございます。

道では、これまで、倶知安町が求める、町内においては道税を定率制とする税制度については御要望に応えられなかったところでございますが、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでございます。

こうした検討経過を踏まえまして、徹底した負担軽減に向けた検討を進めていくことを前提に条例提案をしたものでございまして、道民の皆様や市町村、事業者の方々にも御理解を得られるよう取り組んでまいります。

○真下紀子委員 先ほどから申し上げますけれども、それであれば、条例案提案前に全て解決させておくべきだったと思いますよ。そうでないのであれば、もう一度考え直す必要があるというふうに思いますし、今後、条例提案した後に、市町村に負担軽減について格差を設けるということにも理解は得られるのかどうか、疑問であります。知事に直接お伺いしたいと思っております。

で、お取り計らいをお願いいたします。

次に、観光機構の負担金事業等についてです。

観光機構との負担金事業というのは、北海道観光振興機構として設立をされました2008年の4月から導入されております。道と観光機構で行っている負担金事業というのは何か、道民に分かりやすく御説明願います。

○久保秋雄太委員長 観光振興課長輿水昌明君。

○輿水観光振興課長 負担金事業の概要についてであります。道と北海道観光機構との負担金事業は、北海道における観光事業の健全な発展と振興を図ることを目的とし、道内唯一の広域連携DMOである観光機構の持つ民間のノウハウやネットワークを活用し、より効果的な観光施策を推進していくため、道と観光機構が連携、共同して実施する事業であります。

○真下紀子委員 ところが、昨年度の包括外部監査において、機構設立の経緯、毎年度の機構負担金事業の打合せ経緯などが保管されていないことが判明したと指摘をされております。

負担金事業はなぜ導入されたのか、また、観光機構の記録、道の記録でそれが確認できないのか、お答えください。

○輿水観光振興課長 負担金事業の導入の経緯についてであります。観光機構設立時の平成20年度に負担金事業が導入された経緯の記録については、現在、道及び機構において該当する文書は存在していないものの、機構設立に当たって有識者により構成された検討委員会による「北海道観光戦略推進組織のあり方」の中で示されました、官民が一体となって資金的にも人材的にも共同で支える形態であるべきとの考え方をベースに、現在、共同で実施する負担金事業を行っているところです。

○真下紀子委員 負担金事業の導入経緯を説明できる文書はないわけですが、根拠は、検討委員会の考え方がベースになっているだけなのです。そして、それもなかなか不明であることが分かったわけですが、私どもは、この問題について調査を行いました。観光機構の負担金事業と同様の負担金支出というのは、知事部局では確認をされませんでした。一つもありません。加えて、他都府県にも負担金事業について調査をしました。回答のあった44都府県のうち、道の観光機構負担金事業と同様の負担金支出というのは1件も確認されておられません。

知事部局はおろか、全国でもほかに例を見ない観光機構独自の負担金事業による支出を2008年度から一貫して続けていますけれども、説明も検証もできないというのは、行政としていかなるものでしょうか。負担金事業自体に疑念が生じるわけですが、そうした認識というのがありますか。

○輿水観光振興課長 負担金事業についてであります。これまでの監査において、おおむね適正に執行されているとの結果をいただいております。負担金での実施が財務上の規則などに反しているとの指摘はいただいております。適正に執行していると認識しております。

○真下紀子委員 財務上の規則に反していないというのは、それはそうだと思うのです。

それでは、ちょっと具体的に伺いますけれども、負担金事業における事業立案過程というのは

どのように進められていますか。

○**奥水観光振興課長** 負担金事業の立案過程についてであります。観光機構が設置する、宿泊や体験観光、交通など他分野の参加者から構成される部会におきまして、観光部局の職員も参加の上、観光に関する課題の把握や実施している事業の振り返り、今後必要な取組について意見交換をしているところです。

この部会の検討などを基に、機構が独自に作成した要望、提言を道として受けており、これらを踏まえ、道の施策の方向性に合致しているかなどの検討を重ね、事業立案しているところです。

○**真下紀子委員** 事業や予算の情報を持っている現職の職員が、観光機構に出向いて意見交換をして、機構の部会に参加しています。この道職員は、道のどのような立場で、どのような役割を担って参加しているのですか。

○**久保秋雄太委員長** 観光地づくり担当課長新田清文君。

○**新田観光地づくり担当課長** 道の行政としての役割についてであります。道職員は、観光機構の部会へ機構からの依頼に基づきまして参加しておりまして、部会で議論される北海道観光の課題や必要な取組の検討につきまして、各業界からの御意見を伺いながら、道としての考えなどについて意見を述べているところでございます。

以上でございます。

○**真下紀子委員** 予算については議論されていますか。

○**新田観光地づくり担当課長** 予算についての議論でございますけれども、部会で議論される北海道観光の課題や、道として必要な取組の検討につきまして、各業界からの御意見を伺いながら、道としての考えなどについて意見を述べているところでございます。

以上でございます。

○**真下紀子委員** 何かよく分からない答弁なのでございますけれども、予算について、検討部会の議事録を見ますと、お話し合いをされていますよ。ごまかさないようにしてください。

それで、道の予算議論の前に、関与団体である機構に道職員が出向いて、一緒になって道への次年度予算要望書の作成に当たって議論をしていると。つまり、関与団体である機構の要望と言いながら、2023年度まではオブザーバーとして、観光機構となった2024年度からは、正式な委員として道の現職の職員が参加をして、実質、道は機構の要望書作成段階から関与していると言われても仕方がないのじゃないでしょうか。

昨年度は、機構の要望書には事業名と予算額まで具体的に示されているわけです。行政と民間が一体となった予算提案を受けて、その後になって道の予算編成過程として予算要求を行っているわけです。つまり、本来、知事、行政の専権事項である予算編成がゆがめられている事態になっているわけです。ですから、これは知事にお伺いしなければならないと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

協定書に、共同で実施する事業とあります。これは、設立当初からの仕組みであって、これを

根拠に部会に参加していると受け止めるわけですが、そもそも、共同事業とは、どこに規定されて、どのようなものなのか、記載された文書と内容をお示し願います。

また、行政はどのような役割を担い、その役割をどう果たすのか、他の負担金事業との違いも併せてお示しください。

○久保秋雄太委員長 観光局長後藤知佳子君。

○後藤観光局長 共同事業の位置づけと行政の役割についてでございますが、共同事業は、法令で規定されているものではございませんが、「北海道観光戦略推進組織のあり方」の中で示されました、官民が一体となって資金的にも人材的にも共同で支える形態であるべきとの考えを基に、協定書の中にその旨を記載してございます。

行政といたしましては、事業実施に当たっての公益性や、道の方針などを事業に反映させる役割を担っていると考えております。

なお、負担金の支出には、道において様々な形で実施されておりますが、基本的には、行政としての受益や事業参画に関しての負担を必要とするものに対して支出するものと理解しております。

○真下紀子委員 今の答弁で明らかになったのですが、機構の負担金事業も、それから共同事業も、法律に基づいていないわけですね。道行政の中での裁量の範囲で行われているわけです。

それで、ちょっと比較してみたいのですが、その前に、負担金事業についても共同事業についても協定書のみが根拠となっていて、どうして導入したかというような記録も残っていないのは大変ゆゆしき事態だと考えます。本来あるべき文書記録がないという問題については、繰り返し私から指摘をさせていただきましたけれども、今年度の協定書を見ましたら、機構と道の協定書ですが、文書規定が入っていないのですよ。改善は見られておりません。

そのような状態でも適正な税の支出を行っている、今答弁されましたけれども、本当に断言できるのでしょうか。協定書にある帳簿と書類の備付けという項目だけではなくて、せめて文書の管理及び保存に関する規定が必要ではありませんか、併せて伺います。

○輿水観光振興課長 文書の管理等についてであります。道と機構の間で行った事業の意思決定過程に必要な打合せ記録の作成等は、これまでも包括外部監査等で指摘を受けたところですが、昨年11月より、道の文書管理規程に準じて記録を残しており、支出においても適切に対応しているところであります。

なお、協定書に文書に関する規定を盛り込むことにつきましては、今後検討してまいります。

○真下紀子委員 ぜひ、きちっと入れてください。

さらに問題なことがあります。それは、現物協賛の仕組みです。

負担金事業において、道と観光機構は、原則、1対1の負担で事業を行うとしております。機構の負担は、現金のほか、別表に追記して、乙の負担額には現物協賛も含むとしています。

今年度予算における観光局当初予算計上額は幾らで、その内訳として、機構負担金事業の金額

【第2分科会 12月6日 第3号】

と予算構成比をそれぞれお示し願います。

また、機構負担金事業金額のうち、現物協賛による負担金額と構成比も併せてお示し願います。

○興水観光振興課長 現物協賛による負担金についてであります。令和6年度の観光局当初予算額は15億1661万8000円であり、そのうち、機構負担金予算額は14億4491万8000円を占め、その割合は約95%であります。

また、令和5年度負担金事業の実績において、観光機構による負担総額のうち、現物協賛額は17億3913万1000円であり、その割合は約99%であります。

○真下紀子委員 観光局の予算が、9割以上を占める負担金事業のうち、その9割以上が現物協賛による負担だということが明らかになりました。

先月の決算特別委員会の監査委員所管質疑において、我が会派は、現物協賛の根拠規定の存在について質問をしました。監査委員からは、現物協賛をもって負担することの是非に関する明文化された法令等の規定の存在は承知していない、こういう重大な答弁をされました。

経済部は、これまで、道と機構による協定書が現物協賛の支出の根拠と説明してきたわけですが、この監査委員の答弁をどう受け止め、是とする根拠をどう説明するのか、伺います。

○興水観光振興課長 現物協賛支出の根拠についてであります。監査委員事務局の現物協賛をもって負担することの是非に関する明文化された法令等の規定の存在は承知していないとの答弁は、現物協賛で負担することを違法とするものを承知していないとの理解であり、支出は妥当なものと考えます。

道といたしましては、協定書により、観光機構に現物協賛を含めての費用負担を求めているところです。

○真下紀子委員 負担金事業も共同事業も、それからこの現物協賛も、法的な根拠もなく、協定書によって進められていると。しかし、今後、宿泊税が観光機構によって執行されるようなことがあれば、このような規定でいいのかどうか。私は、あまりにも緩い中で執行されているのじゃないかなというふうに思うのですけれども、そういうふうにはお考えになりませんか。

○興水観光振興課長 現物協賛並びに負担金事業についてであります。現物協賛につきましては、協定書により、観光機構に現物協賛を含めて費用負担を求めているところであり、法令に基づくものではありません。

負担金事業につきましては、機構負担金は、法令上、特定の事業ではありませんが、現物協賛につきましては、支出は妥当なものと考えております。また、負担金事業につきましても、適正に事業を執行しているものと考えております。

○真下紀子委員 私は、適正じゃないとは一言も言っていないのですね。

それで、今答弁がありました。そうは言っても、昨年度の包括外部監査の指摘を受けて、観光局は、今年度から、北海道観光振興機構負担金事業現物協賛額算定基準というものを新たに策定せざるを得なくなったわけですね。

その後、どのような検討を行って改善を図ったのですか。

○**奥水観光振興課長** 現物協賛の算定基準についてであります。現物協賛につきましては、算定基準の統一的な運用や人件費を現物協賛に含めることなどについて、包括外部監査で指摘を受け、これらを反映し、新たに策定した算定基準を今年度事業から適用しているところです。

現在、これに基づき、適切な事業実施に努めているところでありまして、今後も必要に応じて見直しや改善を行ってまいります。

○**真下紀子委員** そうですね。算定基準もなく出していたから、指摘をされて、それで改善を図ったということなのですね。

しかし、新たに加わったボランティアスタッフというのは、そもそも賃金が発生していません。つまり、機構負担による人件費は生じていないわけです。観光機構への出向者の人件費も、本来、出向元企業が支出しております。にもかかわらず、現物協賛額の積算計算式に、ボランティアスタッフの最低賃金額と出向者の人件費が記載されているのはなぜなのでしょう。機構自身が人件費を負担していないのに、なぜ機構が現物協賛したとみなすことができるのか、具体的に説明願います。

○**新田観光地づくり担当課長** 人件費における現物協賛についてであります。昨年度実施された北海道包括外部監査において、包括外部監査人より、人手が常に足りていない現在の状況に鑑みると、人手の抛出こそが現物協賛の中心であるとも思慮する、よって、人件費も含めて、現物協賛の範囲についても、常に時世に合った形で更新していくべきであると指摘を受けたところでありまして、この指摘を受けまして、道では、人件費につきましても現物協賛に加えたところがございます。

また、観光機構の負担分には、機構自らが集めた企業や団体からの協賛も含めておりまして、この点につきましては、包括外部監査人から指摘はなく、適正に実施しているところでございます。

以上でございます。

○**真下紀子委員** 適正に実施しているのですけれども、この現物協賛の金額を積算するということは、道の支出する事業負担額にこれは反映されていくわけですね。それで、機構自身は実際には財政負担していないのに、いかにも機構が現物協賛として大きく積算されているのではないかというふうに見えてしまうわけです。

同様のことは、これまで実施してきたノベルティーなどの協賛品やポスター、パンフレット等の印刷物にも当てはまるものです。経済部の説明では、提供された物品も機構が負担したとして現物協賛額に計上しているわけですが、これは、機構の負担実態と異なるのじゃないかという印象を持つわけですが、いかがですか。

○**新田観光地づくり担当課長** 現物協賛についてでありますけれども、例えば、人件費の機構への出向者というのは、観光関連産業である会員企業のノウハウを持った貴重な人材でありまして、この出向者は、人材不足が顕著な中、機構の努力により会員企業から出向いただきまして、

日々、機構の職員として業務に当たっている方であることから、機構の負担分である当該人件費を含めることは適正であると考えているところでございます。

また、観光機構の負担分には、機構自らが集めた企業や団体からの協賛を含めておりまして、この点につきましても、包括外部監査人からは指摘がなく、適正に実施しているところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 適正に執行されているかもしれないのですけれども、関与団体としての機構の自立という観点から考えると、これは不可解なことになるわけです。

今回、どうしてこういう質問になったかといいますと、実は、観光機構は、同じ負担金事業である赤れんが庁舎の指定管理者の候補者の一員に選定をされました。この指定というのは、地方自治法にのっとって、8ページの要求水準書、11ページの庁舎管理運営に関する協定書のほか、年次業務計画書、収支計画書等、綿密な事業実施水準の規定や提出書類が存在をしているわけです。

同様に、行政と同等の管理水準が求められる道と観光機構との負担金事業の根拠とする協定書を見ますと、毎年度結ばれているのですけれども、3ページほどの非常に簡易なもので、これが根拠になって10億円以上の事業が執行されているわけですね。この協定書には、事業委託に関する規定や資金管理、満足度調査、それから、文書管理規程や、情報公開及び個人情報、指定の取消し等の記載もないわけです。

また、調査は随時報告しなくて、道行政が求める事業水準の扱いに関する規定もありません。現物協賛の金額の算定基準も3ページだけなのですね。

一方は、法に基づく公の施設の管理でありますけれども、税金を使った観光振興の事業において、行政と同等の水準を求めるべきであって、この違いというのは一体何なのでしょう。

○輿水観光振興課長 協定書の在り方についてであります。道では、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者の指定の手続のほか、公募に係る明示事項を定め、指定管理者の指定を受けようとする団体は、業務計画書や収支計画書など必要な書類を添えて申請することとしております。

一方、負担金の支出においては、基本的には相手方に行政の要求水準を求めるものではありませんが、道と観光機構が共同で実施する負担金事業の協定書は、実施する事業や各事業共通の手続について明示しておりまして、協定書に列挙している各事業の事業計画書等は、道と機構が協議を進めながら定めていくこととしております。

○真下紀子委員 機構の事業というのは、道と変わらない監査対象であって、それで、税の執行者としてですから、同等の透明性、客観性が求められるわけです。この点は、肝に銘じていただきたいというふうに思います。

それから、共同事業とはいえ、道として求める水準を機構に伝える文書というのは、当然、作成すべきだと考えております。なぜ、機構負担金事業は、指定管理者選定と比較して事業に求め

る水準がないのか、さきの第3回定例会で、知事が、文書は保管され、提出すると答えた、そして、その後で持参された文書というのは、あくまでも委託先への委託業務企画提案指示書でありまして、これでは正式な道の要求水準書に近いものと言えるのでしょうか。

○後藤観光局長 要求水準についてでございますが、負担金事業は、協定書に基づき、道と観光機構で共同実施していることですので、道から機構に対し一方的に指示や指令を行うものではございません。また、事業の実施に当たっては、機構が作成した委託業務企画提案指示書案を基に、機構案に対する道の考え方を示すなどして、道と機構による意見交換を通じまして企画提案指示書が作成されるものでございます。

なお、さきの3定議会において、補正事業の実施に当たり、遭難事故防止について道が機構に文書で指示したものととの質問がありましたので、その後、提出した文書は委託業務企画提案指示書案ではありますが、当該補正事業は年度途中からの事業開始となるため、道が本指示書案を作成し、これにより事業実施内容について機構に道の考え方を示したものであります。

○真下紀子委員 ほかの部署と比較して恐縮なのですが、この提出された文書について見てみましたら、相手先も、発出者名も、通知日の記載もありませんでした。そもそも、文体、表記も違うのですね。誰が、いつ、誰に出したか分からない文書、これが道の正式な指示書とっていいのでしょうか。やっぱり、ちゃんと水準を考えないと駄目だというふうに思うのです。

機構は、道との共同事業として、道に成り代わってプロポーザル等の契約、公募手続を行っているわけです。公募要項は事業ごとに作成をしているのか、事業立案過程において、道が求める水準をどの時点で示すのか、機構に示していないのであれば、委託契約はどういった基準によって行われるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 誘客推進担当課長茶谷智子君。

○茶谷誘客推進担当課長 観光機構が実施する委託業務についてでございますが、事業の実施に当たっては、当該年度当初に、マーケティングや観光地づくり、プロモーションの分野ごとに、道と観光機構が事業の方向性や事業の内容の概要についての打合せを行い、この中で、道として考えを示しているところです。

その後、実施事業ごとに、実施場所や回数、対象者など業務内容の詳細については、各担当が打合せの中で道の求める内容を示すなどし、機構において企画提案指示書を作成し、事業の公募を行っております。

○真下紀子委員 負担金事業の支出に至るまでの経緯などを伺ってきましたけれども、民間と行政との境目がなくなってしまって、もうミックスしてしまっているのではないかとというふうに感じるわけです。

なおかつ、協定書に明記されずに、別表に付記されただけの現物協賛というのは、機構自身が実際に支出負担していないにもかかわらず、負担額相当だという前提で事業費として計上し、道も同額の事業費を計上する仕組みになっています。これというのは、やっぱり、実態と支出根拠が大きくかけ離れているという印象を持つわけです。もはや、適正な契約と支出の在り方と言え

るのだろうかという疑念を払拭できません。

早急に見直しを行うことが不可欠だと考えますけれども、今回の指摘を受けて、どう是正していくのか、伺います。

○小田桐経済部観光振興監 負担金事業の見直しについてでございますが、道では、観光機構負担金事業につきまして、官民が一体となって資金的にも人材的にも共同で支える形態であるべきとの考え方をベースに実施してきたところでございまして、道の監査や包括外部監査などにおいて指摘を受けてきたことについては是正をしてきたところでございます。

今後も、機構負担金事業に関して、適正な事業執行に向けて見直しが必要と判断した場合には、適時に行ってまいりたいと考えてございます。

○真下紀子委員 観光機構に変わったわけですから、新たに、行政としてもどのような付き合い方をしていくかということをもう一度考えていただきたいと思っておりますので、知事に直接伺わせてください。お取り計らいをお願いいたします。以上で終わります。

ありがとうございました。

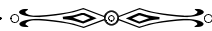
○久保秋雄太委員長 真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後4時27分休憩



午後4時30分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔土屋主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、喜多龍一議員、白川祥二議員、真下紀子議員の委員辞任を許可し、檜垣尚子議員、滝口信喜議員、丸山はるみ議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 教育委員会所管審査

○久保秋雄太委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

村田光成君。

○村田光成委員 今朝ほどの理事会で、通告の順番を変えておりますので、学校における働き方

改革について、その次に教員の確保について、この順番どおり質問させていただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

全国的に教員の成り手不足が深刻化する中、本年8月の中教審の答申では、教職員定数の改善などによる学校の指導・運営体制の充実や、教職調整額の増額などによる教員の処遇改善と併せて、働き方改革のさらなる加速化を総合的、一体的に推進していくという教員確保に向けた方策が示されております。

道教委では、働き方改革の取組をさらに進めるために、今年3月に、令和8年度までを取組期間とする第3期北海道アクション・プランを作成しております。働き方改革については、我が会派としてもこれまで議論を重ねてきましたが、これまでの経緯を踏まえて、働き方改革の進捗状況について、以下、何点か伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、教員との意見交換について伺います。

本年第1回定例会の我が会派の代表質問における働き方改革に関する質問に対して、教育長から、教員の声を丁寧に聞き取り、学校や教員の実情に応じた業務の削減などを徹底する旨の答弁がありました。

道教委では、これまでどのように教員の方々の声を聞き取ってきたのか、また、その際、どのような意見や要望が出されていたのか、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 教職員との意見交換についてであります。道教委では、学校の実情に即したより実効性の高い業務改善を進めるため、学校訪問に加え、テレビ会議システムの活用など、管理職だけではなく、教職員や支援スタッフも含めて幅広く意見交換を行ってきました。

意見交換を通じ、教職員用ポータルサイトの構築による情報共有の効率化など、ICTの効果的な活用事例をはじめ、校務分掌業務の再編や簡素化、日課表の見直しによる授業準備などの時間の確保といった校内体制や教育活動の見直しによる改善など、各学校の実情に応じた多様な好事例を把握できたほか、多くの職員から、道教委が発出する各種調査などの文書事務に関して業務量の削減や簡素化を求める意見や、支援スタッフの配置の充実に関する要望などをいただきました。

○村田光成委員 今回、教員の方々から直接聞き取った意見や要望について、今後の働き方改革の取組にどのように反映していくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 今後の対応についてでございますが、各学校における働き方改革をさらに進めていくためには、教職員との意見交換により得られた好事例を広く普及し、頂いた要望などを業務改善につなげていくことが重要でございますことから、道教委といたしましては、把握した好事例を類型ごとに取りまとめ、全道各学校や市町村教育委員会に周知し、横展開を進めているところでございます。

【第2分科会 12月6日 第3号】

また、特に要望の多い調査やメールなどの文書事務の改善に関しましては、庁内横断的なワーキンググループを設置し、各種調査の必要性などを改めて精査いたしますとともに、文書事務改善のための統一的なルールづくりを進めますほか、スクール・サポート・スタッフなど支援スタッフの配置に関する財源措置の拡充について、引き続き、様々な機会を捉えて国に要望してまいります。

○村田光成委員 次に、校務のDX化についてであります。

アクション・プランの具体的取組の一つとして、ICTの活用による校務効率化の推進が挙げられております。第3回定例会の我が会派の代表質問では、校務のDX化の推進について伺い、新たな庁内組織を立ち上げ、望ましい校務処理の在り方を検討する旨の答弁がありました。その後の進捗状況と今後の取組について伺います。

○久保秋雄太委員長 ICT教育推進課長北川慎太郎君。

○北川ICT教育推進課長 教育DXの推進に向けた取組についてであります。道教委では、ICTを活用した教育活動の高度化や効率化に向けた取組を検討するため、庁内関係課に加え、学校現場の職員も参画する教育DX推進会議を設置し、過日、第1回目の会議を開催いたしました。

会議では、文部科学省が公表した「教育DXに係る当面のKPI」を踏まえ、取り組むべき方を議論したところであります。この中で、学校現場においては、いまだ押印を求められる書類が多く、事務処理のデジタル化は必ずしも進んでいない、ペーパーレス化は学校間や教職員間で差があるなどの意見があったところでございます。

今後は、令和7年度前半までの取りまとめに向け、定期的に会議を開催し、教職員の働き方や学習指導の変革に向けた課題を整理しながら、次世代の学校・教育現場を見据えた教育DXの在り方について検討を進めてまいります。

○村田光成委員 次に、副校長・教頭マネジメント支援員について伺います。

職種別の時間外等在校時間では、特に副校長、そして教頭が長くなっております。このため、道教委では、アクション・プランの重点的な取組の一つに、副校長、そして教頭の業務縮減を掲げており、その具体的な取組の一つとして、今年度から新たに、副校長・教頭マネジメント支援員を配置し、その効果を検証しています。

学校への配置の考え方と配置状況について伺います。

○内山働き方改革担当課長 副校長・教頭マネジメント支援員についてであります。副校長、教頭は、校内外の様々な活動で中心的な役割を担う存在であります。多くの学校で多忙な状況が常態化していることから、教頭等の負担軽減は働き方改革をさらに進める上でも重要です。

そのため、道教委では、今年度、教職員の勤務管理事務や校舎の施設管理をはじめとした教頭等の業務を支援するマネジメント支援員を新たに配置し、その効果や効果的な支援方策の在り方などについて検証を進めております。

支援員には、退職校長や民間企業での管理職経験者などの人材を活用しており、新任教頭配置

校や個別の課題への対応が必要な学校を優先し、地域や学校種のバランスなども考慮した上で、小学校3校、中学校2校、特別支援学校3校の合わせて8校に配置しています。

○村田光成委員 小学校3校、中学校2校、特別支援学校3校の合わせて8校に配置というお答えであります。

新たに支援員を配置した学校からはどのような効果や課題が報告されているのか、また、今後、マネジメント支援員の配置についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷垣教職員局長 配置による効果などについてでございますが、副校長・教頭マネジメント支援員は、それぞれの配置校の実情や支援員個々の経験、適性などに応じて多岐にわたる業務の支援を行っておりまして、いずれの配置校におきましても、教頭等の時間外在校等時間が大きく減少しておりますほか、管理職が担うべき業務の時間が確保され、学校全体の運営改善につながった、また、心理的な余裕が生まれ、職員が相談しやすい職場環境となったなどの報告を受けております。

道教委といたしましては、より多くの学校で支援員の活用が進められるよう、全国都道府県教育長協議会などとも連携しながら、財政措置の一層の拡充について国に要望いたしますとともに、支援員の配置を通じて把握した教頭等の負担軽減に資する取組が各学校においても進められるよう、効果的な業務への支援や分担の方策を幅広く取りまとめ、周知することにより、各学校における適切で効率的な業務マネジメントにつながるよう取り組んでまいります。

○村田光成委員 今それぞれお聞きしましたけれども、第3期アクション・プランの取組について何点か伺いました。様々な分野で人材不足が顕在化し、教員の確保が叫ばれる中、優れた教員を確保していく上でも、学校における働き方改革はますますその重要性を増していると考えます。

これまでの取組の成果や課題も踏まえた上で、今後さらに働き方改革を加速化していくため、道教委としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 教育部長菅原裕之君。

○菅原教育部長 働き方改革に関し、今後の取組についてでございますが、子どもたちが抱える課題が複雑化、困難化し、学校や教員を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたって安定的に有為な人材を確保していくためにも、学校が働きやすさと働きがいとを両立する職場となるよう、働き方改革を進めることが重要でございます。

道教委では、これまでの取組の成果や課題を踏まえたより実効性のある働き方改革を進めるため、今後は、学校の実情に即した業務の見直しの徹底などはもとより、学校ごとの取組の進捗や課題に応じて個別に対策を助言するほか、ICTや外部人材の活用などに関わる優れた事例の横展開を図るなど、アクション・プランに掲げる目標や指標の進捗を的確に把握しながら、教員一人一人が、変わってきたと実感できる、また、学校が教員志願者にとって魅力のある職場となるよう、働き方改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、教員の確保について伺います。

教員志願者が年々減少するなど、教員の確保は重大な課題となっており、我が会派としてもこれまで議論を重ねてきたところであります。

道教委では、教員志願者の確保のため、教員採用選考検査の改善をはじめ、教職の魅力の発信などに取り組んできておりますが、先般、今年度実施した教員採用選考検査の結果が公表されたところでありますので、選考検査の結果をはじめ、教員の確保に向けた取組について伺います。

まず初めに、9月27日に道教委が公表した今年度の教員採用選考検査の結果について、その概要と、結果に対する道教委の受け止めについて、併せて伺います。

○谷垣教職員局長 教員採用選考検査についてでございますが、今年度実施いたしました教員採用選考検査につきましては、出願者2351名に対し、採用候補者として登録された方は1179名、倍率は2.0倍となっております。昨年度と比較し、出願者は488名の減、倍率は0.4ポイントの減で、いずれも過去最低となっております。

今年度の検査では、特に道外の検査会場で出願者が大幅に減となっておりますことから、道教委といたしましては、1次検査の日程が他府県と重なったことが影響しているものと考えてございますが、教員確保に向けた取組を強化してきた中であって、こうした結果になったことを大変厳しく受け止めております。

○村田光成委員 次に、セカンドキャリア特別選考についてであります。

今年度実施した選考検査では、新たに、教員免許の有無を問わず、民間企業等で勤務経験のある者を対象としたセカンドキャリア特別選考を実施しております。このセカンドキャリア特別選考について、受検状況と選考結果はどのようになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 セカンドキャリア特別選考についてであります。セカンドキャリア特別選考は、多様な経験や専門性を有する人材を幅広く教員として採用するため、教員免許の有無を問わず、民間企業などでの勤務経験が3年以上の方を対象に今年度新たに実施したものであります。出願者74名に対し、登録者は45名となっており、このうち教員免許を所有しない方は、出願者15名に対し、登録者11名となっております。

○村田光成委員 今回、教員免許を所有していない方が、出願者15名に対し、11名が登録になったということでもあります。

この方々は、今後2年以内に教員免許を確実に取得することで教壇に立つことができる取扱いとなっているとお聞きしておりますけれども、教員の確保の観点からも、この方々が教員免許を確実に取得できるよう、道教委としてしっかりサポートしていくことが最も重要なことと思えます。どのように対応していくのか、伺います。

○立花教職員課長 登録者への支援などについてであります。このたび採用候補者となった教員免許を持たない登録者を正式に教員として採用するためには、令和8年度末までに大学などで履修し、教員免許を取得していただく必要がありますことから、選考検査の結果公表後、直ちに

登録者全員に個別に連絡いたしまして、免許取得の方法や取得見込みの時期などを確認したところでございます。

道教委といたしましては、登録者全員が期限までに確実に教員免許を取得できるよう、今後も、適時、連絡を取りながら、免許取得の進捗状況の把握や相談などの対応を行うとともに、本人のニーズもお聞きした上で、各種資料を提供するほか、研修の聴講について案内するなど、継続的な支援を行ってまいります。

○村田光成委員 次に、先ほどもお聞きしました特別選考の拡充について伺います。

教員免許を持たない方が教員採用候補者として登録されたことは、教員確保の面だけではなく、これまで選考検査を受検できなかった方に門戸を開くという意味でも意義のある取組と受け止めております。

教員の確保に向けて特別選考の対象を拡充することも重要な方策と考えますが、道教委の見解を伺います。

○立花教職員課長 特別選考についてであります。道教委といたしましては、学校が対応する教育課題が多様化、複雑化する中、様々な背景や専門性を有する人材を活用することは、教員の確保につながるだけではなく、学校組織に多様性や専門性をもたらし、学びの質を高めるなど、様々な効果が期待できるものと考えております。

こうした中、文部科学省では、オリンピックやパラリンピアンなどアスリートの学校教育への参画を促進するため、教職に関心のあるアスリートリストの作成や、任用する場合の加配措置などの支援を行うこととしておりますことから、道教委といたしましては、こうした施策を活用するとともに、ALTとしての指導実績のある外国人などの積極的な活用など、特別選考の一層の拡充について検討してまいります。

○村田光成委員 道教委では、昨年12月、大学3年生などを対象に、特別検査を前倒しで実施する特別検査を実施したと承知しております。この特別検査の合格者は、今年度、専門検査や面接を経た上で採用候補者に登録されることとなります。

昨年度、この特別検査を受検した方々の最終的な受検状況などがどのようになっているのか、伺います。

○立花教職員課長 特別検査の受検状況などについてであります。より多くの教員志願者を確保するため、大学在学中のより早い段階で教職への意識づけを促すとともに、選考検査の受検準備に係る負担を分散することができるよう、道教委では、教養検査を前倒し、大学3年次に受検可能とする特別検査を、昨年度、新たに実施いたしました。

昨年12月に実施いたしました検査では、受検者は741名で、722名が合格となり、そのうち625名が、今年度、専門検査と面接を受検いたしまして、最終的に432名を採用候補者として登録したところでございます。

○村田光成委員 今年度の特別検査の結果をどう評価し、また、来年度以降はどのように対応していく考えなのか、伺います。

○谷垣教職員局長 特別検査への評価などについてでございますが、特別検査の受検者のほとんどは道内大学の在籍者であり、今年度の選考検査において出願者が大きく減少する中、道内の検査会場の出願者は、僅かではございますものの、増加しておりますことなどから、特別検査の実施は出願者の確保に一定の効果があったものと考えておりました。大学からも受検者の負担軽減などの面で評価をいただいておりますほか、昨年の特別検査で不合格となった19名のうち10名が、今年度、改めて選考検査を受検し、7名が登録者となるなど、受検機会の拡大の面でも意義があったものと考えてございます。

道教委といたしましては、特別検査のより早期の実施は、受検準備の負担の一層の軽減につながるなどから、実施時期を12月からさらに前倒し、例年6月に実施しております選考検査に合わせて、大学3年生も教養検査を受検可能とするなど、来年度以降の特別検査の在り方について検討してまいります。

○村田光成委員 次に、教員養成セミナーについてであります。

道教委では、高校生に教職への関心を高めてもらうため、教員の仕事や魅力を紹介するなど、現職教員との懇談や教員体験、そして、現役学生とのグループ協議等を行う教員養成セミナーを開催しているとお聞きしております。

今年度の取組と、参加した生徒の声や今後の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員育成課長松橋朗君。

○松橋教職員育成課長 教員養成セミナーについてでございますが、本年度実施している高校生を対象とした教員養成セミナーは、教職への興味、関心が段階的に高まるよう、学年ごとに計6回の開催としており、道内の72校から、第1学年196名、第2学年195名、第3学年166名、計557名の高校生が参加しております。

参加者からは、現職の先生から直接、話を聞き、教師になりたい気持ちがさらに高まったや、小・中・高校などそれぞれの学校でのやりがいを知り、どの校種にも魅力を感じたなどの声が寄せられております。

今後は、これまで参加した高校生から寄せられた意見を踏まえてテーマを設定するなど、これまで以上に高校生のニーズに即した内容とし、より多くの高校生に教職の魅力を理解してもらえよう充実を図ってまいります。

○村田光成委員 また、道教委では、北海道教育大学と連携して、教員を目指す高校生を対象として、「みらいの教員育成プログラム」を、札幌北陵、旭川北、釧路江南の3校を拠点校として取り組んでおります。

今年度の取組の実施状況について、成果と課題を含めて伺います。

○久保秋雄太委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 「みらいの教員育成プログラム」についてでございますが、教員を目指す高校生の意欲を高めることを目的といたしまして、道教育大との連携の下、令和4年度に開始をいたしましたこの事業では、本年度、道央圏域は札幌北陵高校、道北は旭川北高校、道東は釧路江南

高校を拠点校といたしまして、3圏域で合わせて14校、生徒133名が参加し、実際に小学校に向く実習や、大学教員による専門的な講義の受講、目指すべき教師像に関する学習発表などのプログラムを行っております。

参加者アンケートにおきましては、全ての生徒から、教員になりたい気持ちが強くなったという趣旨の回答が寄せられているほか、事業に参加する生徒はこの3年間で約4倍となるなど、教員を目指す高校生にとりまして、学校現場等における体験型のプログラムに対するニーズは高まってきており、事業を実施する地域のさらなる拡大が今後の課題と考えているところでございます。

○村田光成委員 教員採用選考検査の結果や今後の方向性、高校生を対象とした取組について伺ってきましたけれども、様々な分野で人材不足が課題となる中、教員を確保していくためには、選考検査の改善だけではなく、働き方改革の推進と併せた教員の魅力の発信など、様々な取組を一体的に進めていくことが重要と考えます。

道教委として、今後、教員の確保にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○久保秋雄太委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 教員の確保に関わる今後の取組についてであります。子どもたちのよりよい学びを実現していく上で、優れた教員の確保は何よりも重要であり、道教委といたしましては、最優先で取り組むべき課題と認識しております。

道教委といたしましては、今後、より多くの有為な人材の確保を図るため、教職の魅力発信や特別選考の拡大をはじめ、受検機会の早期化など、教員採用選考検査の一層の改善により教員志願者確保の取組を進めますとともに、教員養成大学と一層の連携を図りながら、「みらいの教員育成プログラム」をはじめとした教員志願者の裾野を広げる取組を強化いたしますほか、学校の実情に即した働き方改革を着実に推進するなど、学校が教員志願者にとってより魅力のある職場となるよう様々な取組を総合的に推進し、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

○村田光成委員 次に、学校施設の長寿命化について伺います。

昭和50年頃から60年頃の生徒急増期に整備された学校が、今後、一斉に更新時期を迎えることとなりますけれども、他府県に比べ多くの学校施設を保有している本道では、全国を上回る少子化が進む中で、コストの縮減、平準化等を行いながら老朽化対策を行っていくことが課題となっております。

学校は、北海道の未来を担う子どもたちの命を預かる場でもあり、その基盤となる学校施設は、他の公共施設にも増して安全、安心が求められるものと考えておりますので、以下、今後の対応などについて伺います。

道有施設を耐用年数以上に使用するため、道教委では長寿命化改修を行うこととしておりますが、長寿命化改修工事の実施基準と、これまでの学校施設の改修実績及び今後10年間で長寿命化改修が必要となる学校数について、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 長寿命化改修の基準などについてでございますが、道教委では、令和2年度以降、従来の改築を基本とした整備手法を見直し、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、北海道立学校施設長寿命化計画を策定し、鉄筋コンクリート造りの校舎の場合、耐用年数である建築後47年目を迎える前に施設の損傷、劣化状況に係る長寿命化診断を行い、おおむね20年以上の使用が可能なものにつきましては、長寿命化改修工事を実施し、建築物の安全性や機能性を確保しております。

これまでの改修実績といたしましては、現在設計中の学校も含めまして、13校で長寿命化改修工事を実施しているところでございまして、令和6年度から令和16年度までの間に建築後47年を迎える校舎は127校となっております。

○村田光成委員 学校施設について行っている長寿命化改修の具体的な工事内容について伺います。

また、改修に合わせて、太陽光発電の設備や道産材を活用した木質化など、道が進める脱炭素に関する工事を行うことも必要と考えますが、このことについても併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 施設課長角谷浩司君。

○角谷施設課長 長寿命化改修についてであります。老朽化した施設の機能回復を図るため、外部改修では、屋上防水や外壁塗装の塗り替え、内部改修では、配管類やボイラーの更新、電気設備の改修、内窓サッシの断熱化などの基本メニューのほか、空調設備の整備や照明のLED化など、環境や社会情勢の変化に応じた整備も行っております。

また、太陽光発電設備や木質化などの脱炭素化に関する工事については、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、これまでも改築や増築の際に行っておりますが、令和5年7月に作成された「道有建築物の脱炭素化指針」を踏まえ、知事部局とも連携しながら、長寿命化改修における取組についても検討してまいります。

○村田光成委員 次に、報道によると、道内の建設需要の高まりや人手不足により、公共施設の工事が計画どおりに進まない現状があり、昨年度、道立学校でも4件の入札不調があったとのこととあります。

今後も同様の事案が生じると予想されますが、整備に遅れが生じないように、入札不調などの対策としてどのような取組を行っているのか、伺います。

○角谷施設課長 入札の不調についてであります。昨年度発注の大規模改造工事の一部工事におきまして4件の入札不調があり、建設業界への聞き取りから、物価高騰や人手不足、札幌圏での建設需要の高まりなどに起因するものと考えております。

このため、道教委では、工事計画に遅れが生じないように、知事部局とも連携し、設計や発注のスケジュールを調整するほか、債務負担行為を活用し、年度当初からの工事を可能とするなど施工時期の平準化に努めております。

○村田光成委員 施設を良好に維持するためには、日常的な点検に加え、必要に応じて専門的な観点から施設の点検も重要と考えます。

学校における点検はどのように実施しているのか、伺います。

○角谷施設課長 学校施設の点検についてであります。学校では、北海道教育委員会建築物等保全規程に基づき、建築基準法に定める年1回の定期点検や、施設を巡回して行う日常点検を適宜、実施しております。

また、昨年度から、専門知識を有する技術職員による学校職員を対象とした施設点検に係る研修会を開催し、日常的に点検を実施する者の資質向上に努めておりますほか、必要に応じ、技術職員が、直接、現地調査を実施し、臨時・応急的な対策の検討を行うなど、施設の整備、保全に取り組んでおります。

○村田光成委員 今後も、長寿命化改修が必要となる学校の増加に加え、物価高騰や労務単価の上昇などで工事費が増大するなど、学校施設整備を取り巻く状況は非常に厳しいと思われませんが、道教委では、今後どのようにして長寿命化対策を講じていくのか、伺います。

○中島教育長 今後の長寿命化対策についてであります。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場でありますことから、安全、安心で快適な教育環境の整備は極めて重要と認識しております。

道教委といたしましては、引き続き、学校施設の点検や修繕を適切に行い、施設の老朽化を起因とした事故の未然防止に努めるとともに、北海道立学校施設長寿命化計画における長寿命化改修を基本としながら、「これからの高校づくりに関する指針」や「特別支援教育に関する基本方針」を踏まえまして、持続可能なメンテナンスサイクルの構築やトータルコストの縮減に取り組むなど、児童生徒にとって良好な教育環境となるよう施設整備に努めてまいります。

○村田光成委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 村田(光)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 本日、最後になりました。早く終われという圧を感じながら、皆さんには優しい気持ちで見守っていただけたと思いますが、よろしく願いいたします。

まず最初に、教員の確保についてお伺いをします。

教育の喫緊の課題は、やはり、何といたってもいじめと不登校が過去最多を更新し続けているという状況であり、子どもたちの学習権が著しく侵害されているということにあると思っております。その子どもたちの悩みに寄り添えるのは、教職員だけかなというふうに思っております。ただ、今、教員が時間外労働の常態化等で大変疲弊をしているという状況がございまして、先ほど村田(光)委員からもありましたように、教員の成り手不足が深刻な状況であり、また、欠員の不補充が続いているということですので、質問をさせていただきます。

まず、教員の成り手不足という部分で、私は、ここ最近、小学校の先生方の成り手不足が非常に気になっていますので、小学校教員の採用試験の現状について伺うとともに、教員になろうと思う若者がこれだけ減少してきた要因はどのようなものなのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 教員採用選考検査の状況などについてでございますが、過去3年間における小学校教員に係る採用選考検査の状況は、令和4年度は、出願者650名に対し、1次検査は受検者が625名で合格者が608名、2次検査は受検者が526名であり、最終的な登録者は483名で、倍率は1.3倍となっております。令和5年度は、出願者677名に対し、1次検査は受検者が651名で合格者が626名、2次検査は受検者が470名であり、最終的な登録者は423名で、倍率は1.5倍となっております。令和6年度は、出願者469名に対し、1次検査は受検者が465名で合格者が450名、2次検査は受検者が405名であり、最終的な登録者は356名で、倍率は1.3倍となっております。

道教委といたしましては、人口減少や少子・高齢化が急速に進む中、様々な業種で人材不足が生じ、学生の進路選択の幅が広がっているほか、授業に加え、休日などにも及ぶ部活動や、複雑化、困難化する生徒指導上の課題への対応など、教員を取り巻く環境が厳しさを増していることなどが出願者の減少の要因になっているのではないかと考えております。

○小泉真志委員 詳細にわたり、ありがとうございます。

今年、過去2年間と比較をして受検者が200名以上も減ったのですが、これは非常に気になっているところなのですね。今回はその部分についてはお聞きをしませんけれども、ぜひ、今後議論させていただきたいと思っておりますので、その中身について検証していただければというふうに思います。

それから、今年は356名の方が登録されたということでありましてけれども、例年、辞退される方が2割から3割ぐらいいらっしゃるということですので、これから数が減るのだろうと思えます。報道でありましたけれども、高知県では登録者の7割が辞退をするという、本当にゆゆしき事態であります。北海道も人ごとではないと思っておりますので、ぜひ、登録された方々を何とかつなぎ止めていただけるように、サポートのほうをよろしくお願いいたします。

次に、教員の成り手不足対策についてですけれども、道教委は、成り手不足対策として、受検場所の拡充などを実施してきたというふうに思っておりますが、特に力を入れてきたのが草の根教育実習というふうに承知をしております。

この実績と効果についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 教職員育成課長松橋朗君。

○松橋教職員育成課長 草の根教育実習についてであります。教職課程で学ぶ大学生が、小規模校などでの特色ある教育活動を通して教職の魅力ややりがいを発見するため実施している草の根教育実習では、実施当初の令和2年度は参加者が35名、3年度は121名、4年度は154名、5年度は184名、本年度は287名と約8倍となっております。

実習に参加した学生の教員採用候補者選考検査の受検状況については把握しておりませんが、参加者を対象としたアンケートでは、大学ではできない学びに挑戦でき良い経験となったや、小規模校でより深く児童と関わることができたなどの声が寄せられており、教職を目指す学生の意欲を高める取組として一定の効果があるものと認識しております。

○小泉真志委員 この草の根教育実習に参加する学生が増えていることは大変いいことだと思っ

ておりますが、そもそも教員志望の学生が参加しているという捉え方も一方であるのかなと思いますので、この実習を通してどれだけ増えたのかという部分を、お忙しいと思いますけれども、今後、検証できると次につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、長時間労働の解消についてですが、私としては、ここが一番のポイントだと思っております。

苛酷な長時間労働の常態化を解消していかなければなりません、北海道の学校における働き方改革北海道アクション・プランに、6年間、取り組んでこられました。その成果と評価について伺います。

○久保秋雄太委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 アクション・プランの成果などについてであります、道教委が実施した教育職員の勤務実態調査において、平成28年度と令和4年度における教員1人当たりの1日の平均在校等時間を比較すると、特別支援学校では3分増加しているものの、小学校で約30分、中学校で10分、高校で約20分減少しておりますほか、令和5年度における時間外在校等時間の調査では、全ての学校種において、年間の平均時間外在校等時間が前年度より減少しており、アクション・プランに基づく学校閉庁日や部活動休養日等の設定などの取組が一定程度定着し、教員の働き方が着実に変わってきているものと受け止めております。

一方で、市町村や学校によって取組状況に差が見られることや、依然として長時間勤務の職員が多いことから、これまでの取組の進捗状況などを把握、分析しながら、働き方改革の実効性を高めていく必要があると考えております。

○小泉真志委員 今、取組の部分についてお話がありましたけれども、私は、正直、6年間の評価としてはどうなのだろうと個人的には思っております。一応、時間外在校等時間を1か月45時間以内、そして、年間360時間以上となる先生方をどれだけ減らせるか、一人もいないという状況にするのが目標だと思います。

ところが、アクション・プランの目標としては時間外在校等時間を年間360時間以内とするとなつているけれども、昨年のデータによりますと、これに達していない先生が小学校で36.3%、中学校で55%、高校で同じく55%、特別支援学校で24.5%と、6年間やってきてこの状況というのはちょっとどうなのかなと個人的には思っています。そんなに言うほど簡単ではないのは分かっています。

それで、第3期アクション・プランが始まりました。まだまだゴールが見えませんが、いつまでに結果を出そうとしているのか、お伺いします。

○内山働き方改革担当課長 働き方改革の目標についてでございますが、第3期アクション・プランは、令和8年度までを計画期間とし、教育職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標としております。

道教委といたしましては、アクション・プランに掲げる各種取組や指標の進捗を把握しながら、目標の実現に向け、働き方改革の実効性を高めてまいります。

○小泉真志委員 1期目も2期目も、プランの最終年には結果を出すというふうに言っておられましたけれども、結局、結果が出なかったのですね。今回もまた、結果を出しますと言っています。本当に出るのでしょうかというところだと思います。出さなくちゃならないと思うのですよね。

ですから、その部分で具体的に取組んでいかなきゃいけないと思うのですけれども、まず、北海道教育委員会として、具体的に何を削減していこうと考えているのか、伺います。

また、学校現場、特に先生方からどのような要望があるのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 業務削減に向けた取組についてでございますが、道教委では、学校の実情に即した業務改善に向け、教職員との意見交換を行ってきておりまして、道教委が発出する各種調査などの文書事務に関して、業務量の削減や簡素化を求める意見のほか、授業時数の見直しや学校行事の精選についての意見などをいただいております。

道教委といたしましては、特に要望が多かった、調査やメールなどの文書事務の改善に向け、庁内横断的なワーキンググループを設置し、各種調査の必要性などを改めて精査いたしますとともに、文書事務改善のための統一的なルールづくりを進めますほか、各学校や市町村教育委員会に対し、授業時数についての点検や、教育的意義を踏まえた学校行事の精選、重点化など、適切な教育課程の編成について指導助言を行うなど、学校の実情に即した実効性の高い業務改善を進めてまいります。

○小泉真志委員 今までもこのような答弁が多々あったと思うのですけれども、私は、簡単に言いますと、先生方の長時間労働を減らすには、先生方を増やす、もしくは授業時数を減らす、これしかないと思うのです。

でも、これは国がやらないとできないと思うのですね。では、北海道教育委員会として何ができるかということを示唆しないとならないと思うのです。あえて、もう一度お伺いをします。具体的に何を減らすのか、伺います。

○谷垣教職員局長 業務の削減についてでございますが、教職員との意見交換では、道教委が発出する各種調査に関する量的な削減や回答方法の効率化のほか、授業時数の削減について特に多くの意見をいただいております。

道教委といたしましては、調査業務に関しまして、その必要性や内容を改めて精査し、廃止や統合のほか、ICTを効果的に活用した回答形式の改善による簡略化などを行いますとともに、授業時数につきましては、他都府県における効果的な事例なども紹介しながら、指導体制や教育課程の編成の工夫改善により、教員の業務負担の軽減につながるよう、学校や市町村教育委員会に指導助言してまいります。

○小泉真志委員 具体的にと伺ったのですが、ちょっと今の御答弁ではなかなか具体的によく分からない部分があります。私の周りでは、削減してほしい業務として、全国学力・学習状況調査の自校採点を挙げている先生が非常に多かったです。

北海道教育委員会は、自校採点を強要していないというふうに言われておりますけれども、例えば、学力調査に関する通知ではこういうふうに書かれていますね。調査の実施後に、全教職員での協働体制により、記入済みの解答用紙をコピーして各学校での自己採点や課題点の復習に活用するなど、全ての学年の児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に活用してくださいと。通知で書かれていたら、これをやらなくてはならないというふうに思うのです。でも、道教委の皆さんは、これは強制ではない、強要はしていないというふうに言います。

また、もう一点は、教職員の定数加配についてです。加配を希望する学校は、いろいろな計画書を出さなくてはなりませんけれども、自校採点による速やかな授業改善等という項目を起こしまして、自校採点をしなさいということが書いてあるのですね。どの学校も、1人でも多くの教職員を確保したいから、加配の先生方が欲しいのですよ。だから、我慢してこの自校採点をせざるを得ない状況になっているのではないのでしょうか。

これは、実質的な強要と言えると私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。通知等から、この自校採点の記述を削除すべきというふうに私は思いますけれども、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 学校教育局長伊藤伸一君。

○伊藤学校教育局長 全国学力・学習状況調査に係る自校採点についてであります。調査実施後の早い時期に学校が採点することで、児童生徒のつまずきなどを把握し、学習指導の充実や学習状況の改善につなげるため、道教委では、教職員の協働体制により行うよう学校等に通知しているところでございます。

国では、調査の方法につきまして、現在、紙を使用した方法から、コンピューターを使用するいわゆるC B Tでの実施を検討しております。こうした国の動向も踏まえまして、自校採点の在り方などを検討する必要があると考えております。

○小泉真志委員 何を言いたいかという、自校採点が必要だと思う学校についてはやっていると、思っているのですよね。これは、やるなと言っているわけでもないのですよ。ただ、大変忙しい状況の中で、最優先すべき事項からちょっと外れている学校もあるわけですよ。それで、加配、人が与えられるということを餌にしてと言ったら表現が悪いですが、それでこの自校採点をやらざるを得ないと思っている先生方が多いわけですよ。

だから、その部分で、必要な学校はやってもいいけれども、この通知から外すということをするべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○伊藤学校教育局長 通知についてでございますが、調査実施後の早い時期に学校が採点いたしますことで、児童生徒のつまずきなどを把握し、学習指導の充実、学習状況の改善につなげるため、道教委では、教職員の協働体制により行うよう学校などに通知しているところでございます。

○小泉真志委員 同じ御答弁をずっといただくことになるのだと思うのですけれども、本当に必要で大事だということであれば、それを、通知ではなくて、教職員みんなに理解してもらえばいいじゃないですか。通知を出す必要はないのじゃないですか。理解をしてもらえば、必要であれ

ばやるのじゃないですか。この通知に載せるということで、みんな、不信感を持つわけですよ。もう一度聞きます。この通知に載せないほうがいいと私は思いますけれども、いかがですか。今は結構ですので、このことについてはこれから検討してください。しっかりと検討事項として扱っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。時間もないですので、次に進みます。

それでは、退職者の防止に関わってお聞きをしたいと思います。

教員の確保のためには、成り手を増やすと同時に、辞めざるを得ない選択をする先生方をいかに減らしていくかが大切になると思っております。

大変気になっているのは、新採用者の人事であります。通常、新採用者が異動対象となるのは、4年勤務して異動というふうに認識をしております。他管外に異動を希望する先生方がいますが、その方も普通は4年であるはずなのですけれども、管内によっては、8年とか、二つのエリアを通して8年以上いるというようなルールがございます。このようなルールがあることによって結婚や出産等に影響が出ることから、教員を辞めるという方が一定数おります。

このようなことに対する認識及び対応について、所見を伺います。

○立花教職員課長 教職員の異動などについてであります。小中学校の教職員につきましては、管内ごとに人事異動を行うことを基本に、地域の特性や実情などを考慮し、管内ごとに異動方針を定めております。

人事異動に当たりましては、教職員一人一人の資質や能力の向上と併せて、人事異動の公平性を確保するため、利便地と僻地といった学校区分ごとの基準勤務年数などに応じた異動を基本としておりますが、基準勤務年数を一律に適用するのではなく、結婚や育児など家庭の状況や健康状態などにも十分配慮しながら検討しております。

そうした中、全体の調整の中で、希望に沿った異動ができず、やむを得ず退職を選択する職員もいることから、今後とも、公平性の確保や資質の向上の視点と併せて、退職者の抑制にもつながるよう、欠員の状況なども考慮し、個々の教職員の事情などにも十分に配慮しながら、適切な人事配置に努めてまいります。

○小泉真志委員 ぜひ、配慮をお願いしたいと思います。情報を知らなくて、その管内に入ってから、4年じゃなくて8年なのかというのが一番困ることですので、事前に、採用になる前にそういうことをちゃんと周知して採用していただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

ここ最近、介護による退職の実態をたくさん聞いております。介護による退職の選択をしなくてもいいように、どのような支援を行ってきたのか、お伺いをします。

また、メンタルヘルスの不調等により退職される方々に対して、どのような支援を行ってきたのか、併せてお伺いをします。

○立花教職員課長 介護を理由とした退職などについてでございますが、退職の理由は、プライ

バシーに関わるものでありますことから、道教委として全ての退職理由を把握しているものではないかもしれませんが、例年、家族の介護を理由とした退職者がいることにつきましては承知しております。

道教委では、これまで、介護を行う職員に対し、介護休暇や早出・遅出勤務などの制度の活用を促すとともに、本人の意向も十分考慮し、人事上の配慮なども行っているほか、やむを得ず退職した場合にありましても、本人の希望に応じて特別選考を実施し、改めて教員として採用しております。

また、メンタルヘルスの不調による休職者などが増加傾向にありますことから、ストレスチェックを活用した効果的なセルフケアやラインケアのほか、SNSを活用した相談をはじめとした相談体制の充実や、若手教職員向けガイドブックの作成など、メンタルヘルス対策の強化にも取り組んでいるところでございます。

○小泉真志委員 介護による離職直前の方々の仕事への影響というデータをたまたまちょっと見ました。そうすると、自分の仕事のパフォーマンスが非常に低下をしているという方が、男性で35%、女性で34%で、悩んでいるということもお聞きをしました。また、25%の男性が、自宅を空けられないので出張ができない、そういう業務ができないとか、女性も、介護の疲れで、日中、仕事に集中できない、こういうふうに訴えている方がたくさんいらっしゃるということです。先生方の中にも、多分、そういう方もいらっしゃると思うのですよね。

それで、来年4月から介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化ということが義務づけられるというふうにお聞きをしておりますので、ぜひ、学校現場の中でも、ケアラーの先生方に対するプッシュ型の支援をお願いしたいということが一点でございます。

それから、もう一点は、メンタルヘルスの部分についてですが、不調を訴えられている先生方に対しての、管理職の皆さんについてはハンドブックとかホームページへの掲載はあるのですが、対象というか、一般教員の方々についてはなかなかそういうものがなかったので、今、若手の先生方には情報提供があるということで非常にいいなと思っております。ぜひ、それを一般の先生方にしっかりと広めていただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、欠員の状況についてお伺いをいたします。

ここ最近の欠員の状況についてお知らせください。

○立花教職員課長 欠員の状況についてでございますが、札幌市を除く道内の公立学校における4月当初の教員の欠員は、令和4年度は、小学校31人、中学校16人、高等学校6人、特別支援学校7人で、合計60人、令和5年度は、小学校46人、中学校23人、高等学校17人、特別支援学校9人で、合計95人、今年度は、小学校44人、中学校18人、高等学校15人、特別支援学校3人で、合計80人となっております。

○小泉真志委員 80名もいるというのは、本当に大変な数字だと思うのです。特に、昨年度の数字ですけども、今年の2月は153名、3月は173名という大きな数字でありますので、ここは何とかしなければならないと思います。

それで、第2回定例会での私の一般質問の中で、指導主事の方々に、一旦、現場に就いてもらう、そういうことはできないかということ質問させていただいたときに、教育長から、人材活用については検討するという旨の答弁がございましたが、どうなったのか、お伺いします。

○谷垣教職員局長 欠員の解消についてでございますが、子どもたちの豊かな学びを保障していくためにも、欠員は早急に改善すべき課題でございます。道教委では、教員採用選考検査のさらなる改善のほか、指導主事などの活用や人事配置上の工夫など、より実効性のある取組について総合的に検討を進めてきているところでございまして、様々な手だてを講じ、欠員の解消に向けて取り組んでまいります。

○小泉真志委員 検討はしているのですが、欠員解消は最優先だと思います。もう一度お伺いします。いつまでに結論を出そうとしているのか、教えてください。

○谷垣教職員局長 欠員の解消についてでございますが、欠員は早急に改善すべき課題でございます。鋭意検討を進めてまいります。

○小泉真志委員 ゼロ回答なのですけれども、いいです。やっぱり、3学期が大変なので、そこまですべてを考慮していただきたい。どうするかも含めて、お願いをしたいと思います。

次に、カスタマーハラスメント防止についてお伺いをします。

北海道カスタマーハラスメント防止条例が制定されまして、その際にパブリックコメントが10件寄せられて、皆さん方も御承知のように、5件が学校関係者からの意見であったということで、保護者対応に大変苦慮するという部分が明らかになっております。この状況の中で、現在作成中の指針の役割は大変重要だと思っております。

まず、どのような考えで指針を作成していこうと考えているのか、現段階での進捗状況についてお伺いします。

○内山働き方改革担当課長 指針についてであります。今般制定されたカスタマーハラスメント防止条例に基づき、道や事業者、道民の責務やカスハラの実例、事業者が行う対処方法などを内容とする指針を年度内に作成し、公表することとされております。

指針の作成に当たっては、知事部局が中心となって検討が進められているものと承知しておりますが、道教委も含めまして、道の関係部局が連携の上、取り組むこととしており、道教委といたしましては、パブリックコメントで寄せられた意見や学校現場の実情を踏まえ、必要な内容が指針に盛り込まれるよう適切に対応してまいります。

○小泉真志委員 パブリックコメントからも分かりますように、この条例に対する期待が非常に大きいということでもあります。

実は、本州の私立学校では、御存じだと思いますけれども、独自にカスタマーハラスメントに対応する指針をつくって、もう公表しているところもございます。ぜひ、そういうところも含めながら、知事部局が中心ですので、そこら辺がどうなるか分かりませんが、私は、本当は学校や教育として独自につくれるといいかなと思っております。それはなぜかと言うと、やっぱり、子どもたちに一番影響が出てくるというふうに私は思っているのです。子どもたちにいい影響をつ

くるためにも、この部分についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、次に、スクールロイヤーについてお伺いをします。

道教委では、2021年度から、スクールロイヤー制度が導入されております。学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校が弁護士——スクールロイヤーから助言を受けるといふ、まさにこれがカスハラ防止対策の先取りではないかというふうには私は認識をしております。

2022年度、2023年度の2年間で105件の相談件数があったと承知をしておりますけれども、トラブルの解消率やスクールロイヤーの効果についてお伺いします。

○内山働き方改革担当課長 スクールロイヤーについてであります。令和3年度の事業開始以降、スクールロイヤーには、学校への過度な要求に関わるもののほか、いじめを原因とした事案や、親権者問題、保護者間のトラブルなど、様々な内容の相談が寄せられています。

相談のあった事案について、個々に解決の状況は把握しておりませんが、活用した学校からは、業務負担の軽減に加えて、学校が抱える課題の解決につながった、問題解決の糸口や対応への自信につながったなど、学校の問題対応能力の向上や教職員の精神的負担の軽減などの効果についても報告を受けております一方、弁護士に相談してもよいのか判断に時間がかかった、相談や助言にとどまり、保護者等との対応を学校が行うことには変わりはないなどの意見もいただいております。

○小泉真志委員 今、答弁をいただきましたけれども、スクールロイヤーということで、そのイメージとして、直接、その保護者に対応してくれると思っている方がたくさんいるのですよね。そこは、制度上、そうじゃないのでしょうかけれども、学校関係者も、過度な要求に対して教職員に非常に大きな負担を与えている状況があることから、やっぱり、そこにスクールロイヤーが入ってくれば本当は一番いいのだらうと思うのです。それができないのであれば、具体的な対応策として、困っている学校に対してどのような対応をしていくのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 教育部長菅原裕之君。

○菅原教育部長 学校への支援などについてでございますが、社会環境が多様化、複雑化する中、学校だけでは解決が困難な事案に対応するためには、教育委員会をはじめとした関係機関が連携協働しながら、学校運営を支援する体制を整備することが重要でございます。

そのため、道教委では、これまで、スクールロイヤーによる法務相談に加えまして、道立学校運営サポートチームによる支援など相談体制の構築に努めてまいりましたほか、市町村教育委員会に対して、学校運営を支援する体制を構築するよう働きかけてきております。

そうした中、現在、国では、学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築について検証を進めておりまして、道教委といたしましては、こうした動向を注視するとともに、スクールロイヤーをはじめとした支援体制の充実に努め、教員の業務負担の軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 カスタマーハラスメント防止の第一のポイントは、例えば、保護者が来られたときとか、その事象がカスタマーハラスメントに当たるのか当たらないのかということ判断することが一番肝腎だというふうにお聞きをしております。

先ほどちょっと紹介させていただきました本州の私立学校では、その専門の窓口を学校でつくって、判断する、そして対応しているというふう聞いておりますので、北海道もそういうことができないのかどうなのか、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思っております。

また、天理市では、教職員の現場の負担を軽減するために、小学校や中学校に対する保護者からの要望などについて対応する専門の窓口をつくっているというふうにお聞きしております。

北海道は広域ですから、なかなか難しいですけれども、そういう専門の窓口をつくる必要があるかと思っておりますけれども、これに関しまして、再度所見を伺います。

○菅原教育部長 学校への支援についてでございますが、カスタマーハラスメント防止条例におきましては、道は、事業者や顧客等に対する相談体制を整備することとされておりますほか、現在、国におきまして、学校問題解決のための支援体制の在り方について検証を進める中で、弁護士や医師などの多様な専門家と教育委員会などの行政機関との連携による専門家チームが、保護者などからの相談にも直接応じながら問題解決に当たる、新たな支援方策などについても検討を進めていると承知しております。

道教委といたしましては、道における相談体制の整備状況や国の動向も注視しながら、教員の業務負担軽減に向けた支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 最後になりますけれども、なぜこういうことを言うかということ、カスタマーハラスメントに困っている学校がたくさんあります。僕も聞いておりますけれども、日にちをまたいでまで、本当にがんがん暴れるとかそんな状況で、そのまちでは、学校管理規則を変えて午後9時には学校を使えないようにする、そのぐらいまでしなければもう駄目なのじゃないかということ言ったりするところもあります。

こういう意見もありました。年々、保護者の要求が厳しくなっている中で、子どもたちへの悪影響が出ていると。過度な要求に対して教職員が我慢して頭を下げた結果、子どもたちの口から、うちの親が言えば学校は何でも聞いてくれる、先生を辞めさせる、そういうことを言っている小学生がいるという状況もあるわけですから、そういうことも含めた部分で、ぜひ、本当にこのカスタマーハラスメントの対策について一緒に考えさせていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 小泉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

12月9日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時42分散会